

国指定天然記念物

ヒトツバタゴ自生地  
保存活用計画(案)

令和 7 年 3 月

犬山市



犬山市ヒツバタゴ自生地全景



犬山市ヒツバタゴ自生地近景



蕾



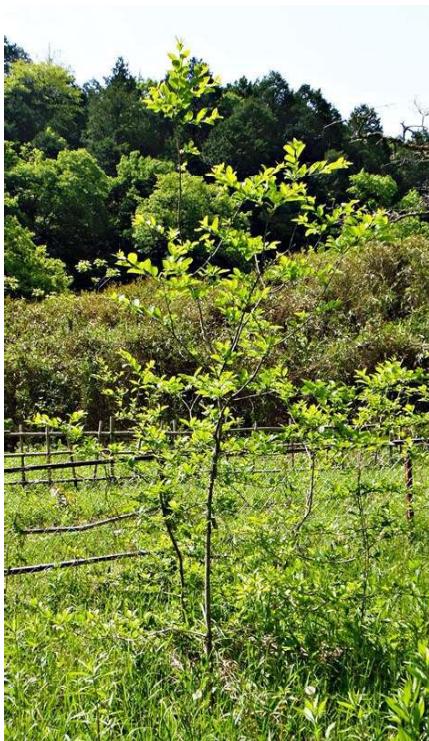
花



実



実



幼木



成木

## - 目 次 -

<b>第1章 保存活用計画策定の趣旨</b> .....	1
1. 計画策定の経緯 .....	1
2. 計画策定の目的 .....	1
3. 計画の対象区域 .....	1
4. 計画策定の組織 .....	3
5. 計画策定の経過 .....	4
6. 計画の期間 .....	4
<b>第2章 天然記念物ヒツバタゴ自生地の概要</b> .....	5
1. 指定状況 .....	5
2. 指定地域 .....	9
3. 指定に至る経緯 .....	10
4. 指定後の経過 .....	11
5. 国内におけるヒツバタゴ自生地の指定状況 .....	12
<b>第3章 犬山市ヒツバタゴ自生地の指定地域とその周辺の概要</b> .....	14
1. ヒツバタゴ .....	14
1.1 ヒツバタゴの分布と生態 .....	14
1.2 犬山市ヒツバタゴ自生地での生育状況 .....	19
1.3 維持管理活動 .....	25
2. 自生地及び周辺の環境 .....	28
2.1 気象 .....	28
2.2 光環境 .....	30
2.3 地象 .....	33
2.4 水象 .....	42
2.5 動植物 .....	47
3. 人との関わり .....	86
3.1 利用状況 .....	86
3.2 景観 .....	87
3.3 土地利用の変遷 .....	89
3.4 指定地域に係る法令・規則等 .....	90
<b>第4章 犬山市ヒツバタゴ自生地の本質的価値</b> .....	93
1. 本質的価値 .....	93
2. 構成要素と指定地以外の周辺にある要素 .....	94
<b>第5章 犬山市ヒツバタゴ自生地の現状と課題</b> .....	106
1. 保存の現状と課題 .....	106
2. 活用の現状と課題 .....	110

3. 整備の現状と課題 .....	111
4. 運営・体制の整備の現状と課題 .....	112
<b>第6章 大綱・基本方針 .....</b>	<b>113</b>
1. 大綱 .....	113
2. 保存活用の基本方針 .....	114
<b>第7章 保存管理の方向性と方法 .....</b>	<b>115</b>
1. 保存活用にあたっての地域区分の設定 .....	115
2. 保存管理の方向性 .....	116
3. 保存管理の方法 .....	118
4. 現状変更等の取り扱い方針および取り扱い基準 .....	125
4.1 現状変更等の取り扱い方針 .....	125
4.2 現状変更等に関する取扱基準 .....	126
<b>第8章 活用の方向性と方法 .....</b>	<b>131</b>
1. 活用の方向性 .....	131
2. 活用の方法 .....	131
2.1 本質的価値の学習による活用 .....	131
2.2 広報活動の充実・情報発信 .....	132
2.3 開花期の来訪者への対応 .....	133
<b>第9章 整備の方向性と方法 .....</b>	<b>134</b>
1. 整備の方向性 .....	134
2. 整備の方法 .....	134
2.1 保存管理のための整備 .....	134
2.2 活用のための整備 .....	135
<b>第10章 運営・体制の整備の方向性と方法 .....</b>	<b>137</b>
1. 運営・体制の整備の方向性 .....	137
2. 運営・体制の整備の方法 .....	137
3. 実行計画 .....	138

# 第1章 保存活用計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の経緯

ヒトツバタゴ自生地が国の天然記念物に指定されてから100年が経過し、現在も開花期には多くの訪問者で賑わい注目を集めている。平成8（1996）年に隣接地、令和4（2022）年に自生地が公有化される以前から、犬山市は土地所有者をはじめとした近隣住民、有識者及び協力関係団体等の理解と協力を得ながらヒトツバタゴ自生地の調査や、草刈等の維持管理を行ってきた。

平成30（2018）年の文化財保護法（昭和25（1950）年法律第214号）の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定等が制度化された。これらの仕組みにより、各地域において中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための取組を計画的かつ継続的に実施できるようになった。そこで、犬山市では文化財保存活用地域計画を作成（令和5（2023）年7月認定）し、多様な関係者が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組を推進しているところである。

なお、犬山市文化財保存活用地域計画では、ヒトツバタゴ自生地は歴史文化資源の一つとして位置づけられており、その他の上位計画においても、以下のとおり、豊かな自然環境の保全に努めるとされている。

### 〔第6次犬山市総合計画（令和5（2023）年3月策定）〕

- ・土地利用の基本方針：本市の特徴的な地域の良好な歴史的資産や自然環境との調和（共存・共生）を図りながら、豊かな市民生活の実現や産業経済活動の振興のため、住・農・商・工のバランスの取れた都市の形成を図る。
- ・【水と緑の保全・活用ゾーン】健全な生態系が持続できるよう、自然環境の保全に努める。  
既存の資源を活かした、人と自然がふれあい、さまざまな人々が交流できる空間としての活用を図る。

### 〔第2次犬山市環境基本計画（令和3（2021）年3月策定）〕

- ・目標とする環境：里山の自然と暮らしが調和した住み続けたいまち 犬山
- ・【基本目標：里山の恵みを守り育てるまち～自然共生社会の実現～】本市の原風景とも言える里山環境の保全のため、市民や事業者との協働により、適切な維持管理に努める。希少な動植物をはじめとする動植物の生息・生育調査により実態を把握し、その結果をもとに生物多様性の保全に向けた施策の実施に努める。

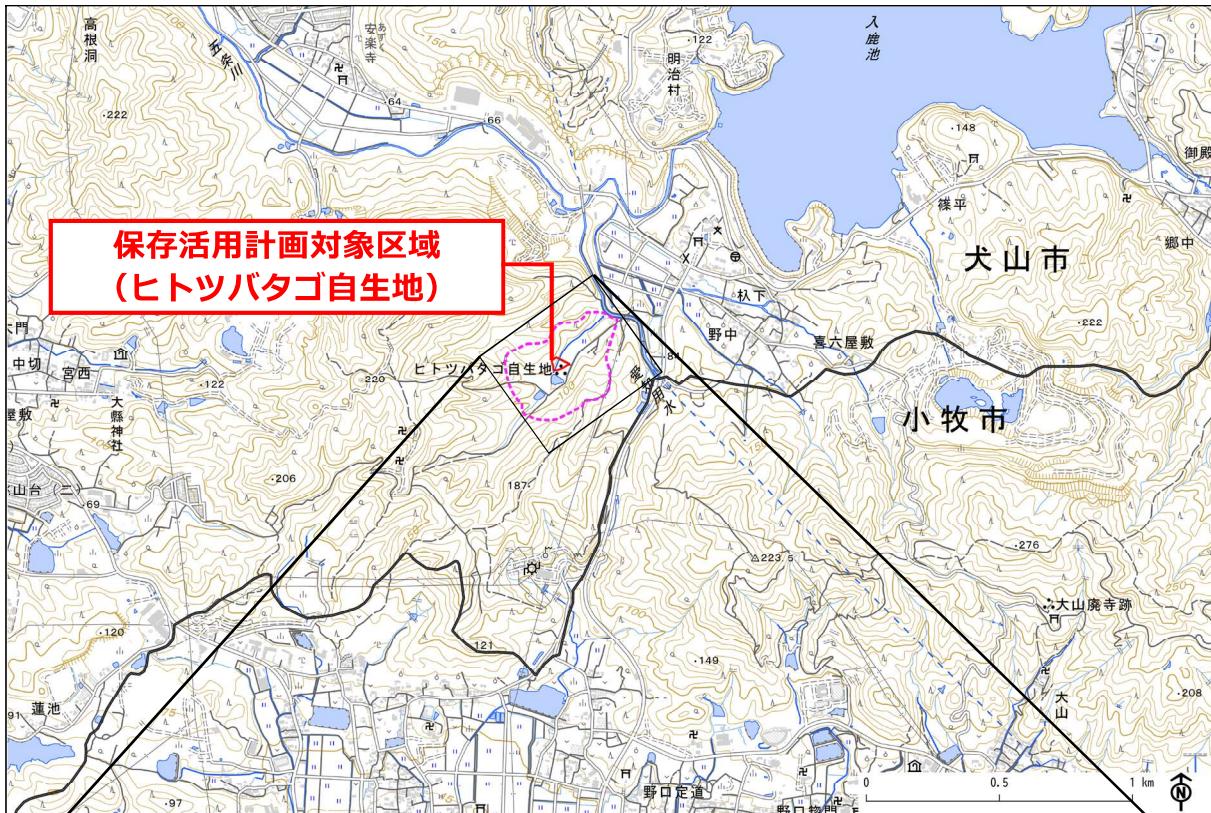
## 2. 計画策定の目的

天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画（以下、「本計画」という）は、犬山市のヒトツバタゴ自生地（以下、「本自生地」という。）の本質的な価値や周辺の環境、保存管理を進めていくうえでの課題を整理し、将来にわたりその価値を後世へ引き継いでいくための保存・活用の基本的な方針や具体的な保存管理の手法、体制について定めることを目的とする。

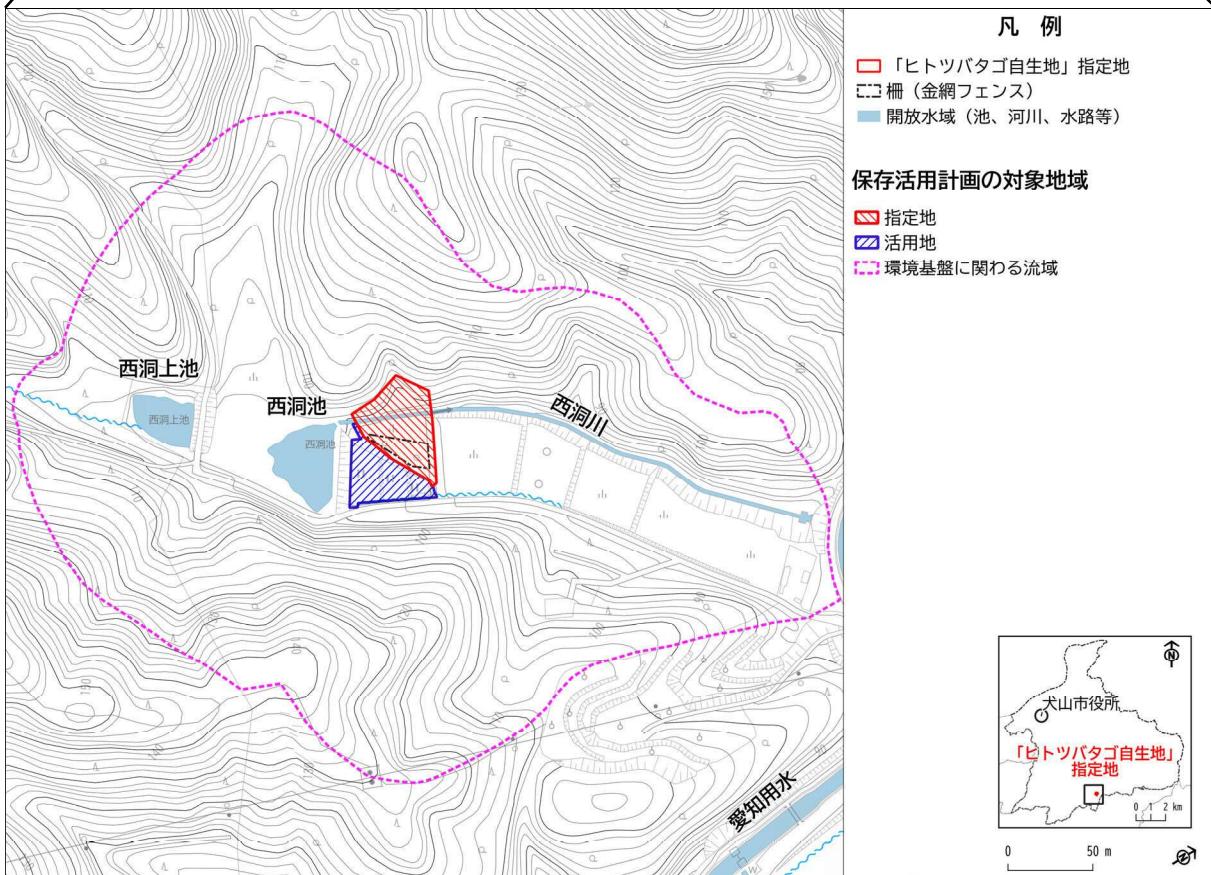
## 3. 計画の対象区域

本計画の保存管理及び整備の対象とする区域は、指定地及び活用地とし、活用に関しては、連携の観点から環境基盤に関わる流域を扱う。

(広域図)



(詳細図)



#### 4. 計画策定の組織

本計画の策定にあたっては、有識者や本自生地の現況に詳しい地域関係者等による犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置し、計画内容の検討を行った。

表1-1 犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定委員会の構成

区分	氏名	所属
策定委員	有識者	林 進（委員長） 岐阜大学名誉教授
		増田 理子（委員長代理） 名古屋工業大学教授
		玉木 一郎 岐阜大学准教授
		赤塚 次郎 犬山市文化財保護審議会会長
	地域関係者	半谷 美野子 いぬやま自然とあそび隊！代表
		有馬 昌宏 池野小学校校長
		千葉 隆 神尾区長
オブザーバー	田中 厚志 文化庁文化財第二課 天然記念物部門文化財調査官	
	山内 良祐 愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室	

※敬称略

## 5. 計画策定の経過

令和4（2022）年度から令和6（2024）年度にかけて、合計9回の策定委員会を開催し、計画内容等についての検討を行った。

表1-2 策定委員会の開催状況（予定）

開催日時・場所	議事内容
第1回策定委員会 令和4（2022）年9月29日（木） 犬山市役所	1. 天然記念物ヒトツバタゴ自生地の現状 2. 天然記念物ヒトツバタゴ自生地環境調査 3. 天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画
第2回策定委員会 令和4（2022）年11月25日（金） 犬山市役所/現地指導	1. 既存資料調査の項目等 2. 現地調査の項目及び留意点等
第3回策定委員会 令和5（2023）年2月10日（金） 犬山市役所	1. 今後のスケジュール 2. 調査結果報告 ・既存資料調査、現地調査 3. 次年度検討 4. 保存活用計画の構成検討
第4回策定委員会 令和5（2023）年5月15日（月） 犬山市役所	1. 今後のスケジュール 2. 調査結果報告 ・現地調査
第5回策定委員会 令和5（2023）年11月6日（月） 犬山市役所/現地指導	1. 今後のスケジュール 2. 調査結果報告 ・現地調査 3. 保存活用計画(案)の検討
第6回策定委員会 令和6（2024）年3月14日（木） 犬山市役所	1. 調査結果報告 ・動物、植物相の状況 ・指定地周辺の植生とヒトツバタゴの生育状況、土壤条件等 ・ヒトツバタゴ自生地周辺の状況 2. 本自生地の現状と課題について 3. 保存活用計画(案)の検討 4. 今後必要な作業について
第7回策定委員会 令和6（2024）年5月27日（月） 犬山市役所	1. 今後のスケジュール 2. 保存活用計画(案)の検討
第8回策定委員会 令和6（2024）年9月25日（水） 犬山市役所	1. 今後のスケジュール 2. 保存活用計画(案)の協議
第9回策定委員会 令和7（2025）年1月20日（月） 犬山市役所	1. 今後のスケジュール 2. 保存活用計画(案)の最終協議

## 6. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年4月1日から令和17（2035）年3月31日とする。

## 第2章 天然記念物ヒツバタゴ自生地の概要

### 1. 指定状況

ヒツバタゴ自生地は、大正12（1923）年3月7日に、内務省（当時）告示第57号により天然記念物に指定された。同日付の官報では、指定の概要が以下のように告示されている。なお、令和4（2022）年より犬山市が所有し、管理している。

#### 【指定概要】

- 指定年月日：大正12（1923）年3月7日
- 名称：「ヒツバタゴ自生地」（※他8地点と同時に指定）
- 所在地：愛知懸丹羽郡池野村字西洞四一（※昭和29年犬山市誕生に伴い犬山市に変更）  
他8件の所在地）岐阜懸土岐郡釜戸村字森前、同、同字百田、同懸恵那郡笠置村大字姫栗字  
松葉、同、同字市木、同、同郡蛭川村字長瀧
- 地積（面積）：三、三二五ノ内 一八一八 山林
- 所有者：澤野文次郎 他九名（※令和4（2022）年犬山市に変更）
- 指定基準は、「（十二）珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地」が該当。

また、天然記念物指定にあたり行われた調査結果が、「史蹟名勝天然紀念物調査報告」として大正12（1923）年8月にまとめられ、大正15（1926）年に発行されている。抜粋を訳して以下に示す。

#### 愛知岐阜福井三縣下の植物調査報告（大正12（1923）年8月）

内務省天然紀念物調査臨時嘱託 波磨實太郎

#### 現状

自生地は尾張第一の高山と称する、高さ約二百九十二米突の二ノ宮山（一名本宮山）と、他の小なる山との間なる、西洞は二ノ宮山麓樂田村の境界に接する。今は池野村に属すれども、明治九年前迄は樂田村及び池野村の一部等と共に、二ノ宮村と呼ばれ、高さ約三間の雑木林である。

自生地は緩やかな斜面で一帯は陰湿、部分的にミズゴケがあり、水溜り水流れなどがあり非常に湿潤、沼地状である。概して湿地を好む。

樹木は喬木灌木で、エンジュ・ザイフリボク・アカマツ・ハンノキ・クリ・カシ・リョウブ・ゴンズイ・トネリコ・フジ・イソノキ・カキ・ヌルデ・ツバキ・クヌギ・コナラ・アイナシ（？）・ズミ・オハダ・サワフタギ・ウメモドキ・ソヨゴ・イヌツゲ・ヤマコウバシ・ダンコウバイ・イボタノキ・シキミ・ヒサカキ・ガマズミ・ヘビノボラズ・ハギ・ノイバラ・ウツギ・ノブドウ・ムラサキシキブ・メダケ・ネジキ・ウルシ・ミヤマガマズミ・サルトリイバラ・ヤブコウジ・ミツバアケビ等あり。樹陰及び水多き湿地には、顕花草本類・羊菌類・蘇類即ちミズゴケ・サギソウ・ショウジョウバカマ・イタドリ・クズ・ハリガネワラビ・シシガシラ・ゼンマイ・センニンソウ・ミズギボウシ・アリノトウグサ・ヌマトラノオ・リュウノヒゲ・ワレモコウ等あり。

ヒツバタゴは林中所々に散在し、その数十六本あり。その多くは切株より萌芽したものだが、中には二三の後継者たる幼木あり。調査時には果実を結んでいるものがあり、今後もその数が増

えると見込みあり。十六本の樹高及び太さは以下のとおり。(小さいものは高さ及び太さを省く)

番号	地上より一尺 の高さの周囲	高さ	備考
1 番	1 五寸五分 2 五寸七分	一丈五尺	切株の太さ、二尺九本※、切株より四本出づ
2 番			切株の太さ約三寸、切株より小なるもの二本出づ
3 番		六尺	切株の太さ七寸、切株より二本出づ
4 番		九尺	切株の太さ五寸、切株より一本出づ
5 番		六尺	切株の太さ七寸、切株より一本出づ
6 番	三寸五分	一丈五尺	切株の太さ一尺八寸五分、切株より五本出づ
7 番			小なるもの
8 番			直径約一尺二寸の切株より五本出づ 山路の直ぐ側にあるを以て通行人の為に枝葉を取られ枝は伸長せず
9 番	三寸八分	一丈八尺	根元より二本に分れ一は太さ二尺四寸、一は太さ二尺、切株より七本出づ
10 番		三尺	小なる切株より小なるもの一本出づ
11 番	五寸二分	一丈五尺	切株の太さ二尺二寸、切株より四本出づ
12 番	五寸二分	一丈二尺	切株の太さ三尺二寸五分、切株より七本出づ、果実を結ベリ
13 番			小なる切株より一本出づ
14 番	五寸二分	一丈二尺	切株の太さ四尺九寸、切株より四本出づ
15 番	三寸	一丈二尺	切株の太さ三尺九寸、切株より三本出づ
16 番	三寸	一丈二尺	切株より八本出づ、切株の太さ三尺四寸

附 小川彌蔵外七名の所有する四十番山林山道に接して一本あり。地上一尺の高さにて周囲五寸五分、高さ一丈五尺、切株の周囲一尺二寸、切株より一本出づ。

### 天然記念物としての価値

名古屋市中及び東京青山明治神宮の外苑にあるヒトツバタゴ（元は青山練兵場、この樹は古く名古屋より移植されたものと伝わる）は、名木として知られているが、移植されたもので、学問上の価値は少ない。その原産地は、二ノ宮山中であり、理学博士伊藤篤太郎編多数会法六堂木一名フタバの木の記述には「今から七十年余り前に水谷先生実兄大河内存眞等と尾州二ノ宮山中採集の際、この木を多く見出し、水谷翁はその花がトネリコの花に似ていたため持ち帰り家園に移植、その木にヒトツバタゴの新名をつけられた。タゴはトネリコの地域の呼び名であり、付知村等でも確認した」とある。この事実により本州において初めて自生地が知られた。二ノ宮山とは今日の丹羽郡池野村に属する。この自生地があると記載された百年後の今日に至るまで、幾多の学者がこの自生地を探すが発見されず、丹羽郡の他に二ノ宮山があるのか、又は伐採して絶滅したか、或は前の記事が誤りか、今日の学者間にもわからない状況であった。即ち明治四十三年二月発行の植物学雑誌第二十四巻二百七十七号四十七頁ヒトツバタゴ我邦に自生との表題の下に、牧野富太郎氏は「このヒトツバタゴは尾州に自生すると言い伝えられるが、その確認ができずに今日に至っている。この伝説を証明する標本は採集されていないが、尾州に自生ありという説は信用できそうである」とある。

この度内務省より愛知、岐阜両県下のヒトツバタゴ調査を嘱託され、八月十四日より同月十八日迄五日間、丹羽郡楽田村、池野村に出張し、また岐阜県下自生地でも知り得た生態上の知見、二ノ宮山中を捜索し遂に自生地を発見し、ここに百年以来の疑問を解くことができた。古き歴史上、本邦最初の発見にかかる自生地であり、内地の自生地で樹木の性質及び生態を研究するには、

愛知県ではこの自生地以外はない。内地での分布が限られるという重要な位置にあることから、このヒツバタゴの自生地を天然記念物として保存し、学術上の資料として後世に残すことは、最も必要である。自生地は共有地にして古き歴史ある有名の地であり、所有者においても指定保存に異論がないであろうと信ずる。

### 保存上の注意

自生地は百年以来人の注目をうけたところであり、この度自生地の位置が発見されて来観者がかなり多い。したがって、今後採集者等により枝葉を採集される備えが必要である。すみやかにこの保存指定の必要がある。この樹木は陰湿の地に生育するもので、この樹木以外を伐採し、下草を刈る等を行うと土地の乾燥をきたし、この樹木の枯死を招くのみならず、その後継者を絶滅させることになる。したがって、この樹木を保護する方法は自生地の現状を変更することなく、そのままに保存することが肝要である。

(注) ※ 1番の記載「二尺九本」は、二尺九寸が正しいものと考えられる。

【出典】内務省（1926）天然記念物調査報告 植物之部（第五輯）：p167-173.

また、その後も調査結果が、「愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告」としてまとめられ、大正12年から昭和17年に再編・発行されている。

史蹟名勝天然記念物調査報告 第一巻 （愛知郷土資料叢書第十五集）

### 樹状及び性質

木犀科の喬木にして樹高二丈（約7m）に達す。とねりこ樹に似る。老樹の樹皮亀裂す。幼木の幹枝と雖外皮は膜状で剥離しやすい特徴あり。葉は橢円形で先端がとがる。成木の葉は全片に微毛を有するが、幼木又は切株より生じた若い葉は著しい細鋸歯がある。葉柄あり。花は五月頃開く。盛花の時は雪が積る様子。学名※*Chionanthus*はギリシャ語で雪をさす、種名※*retusus*は葉の切れ込みがない形容。花は枝の先端に多数が集まり簇シテ頂生ノ円錐花序、萼は四裂し、各片披針形にして銳尖頂をなし花冠は四枚に分かれて各片線状籠形をなし、基部は合着す。雄しべは二本あるが甚だ短く、花冠の基部に附着する。子房は单室にして秋になり小形の核果を結び、熟すると黒色となる。陰湿環境に生育し、樹幹を伐採すると萌芽する。

### 由来

今から百年前、我名古屋の本草家水谷豊文氏が東春日井郡の二宮山において初めてこの樹を発見したが、当時その樹名を知る者はなく、ただ樹状の様子からタゴノキに似るも、その葉羽状は複葉だが本樹は単葉であるため「一つ葉たご」と呼び記録した。その後近年まで誰も原産地を発見できなかった珍種である。

この樹は元々東洋の特産であり欧米ではなく、英國の園芸家ベイチ氏により初めて支那より輸入されたと言われる。支那では、北は北京から南は寧波福州等にあり、我領土内にては台湾、朝鮮に産し、近くは封島にも産する。本州の内地に自生する場所は発見されていなかった。このとき本種と同樹種が東京青山練兵場に植えられており、「なんじゃもんじゃ」「あんにやもんにや」と呼ばれ、またその地の字、六道ノ辻と呼んでいたことから「六道木」と言われていた。

## 現状

本宮山麓の湿潤の地において栗、ハンノキ、メダケ、チシャノキ、ヘビノボラズ、ノイバラ等と混生して荊棘の叢林となり、地面にはミズゴケ、サワシロギク、ホシクサ等が生じて著しく沼澤状のようである。しかし、この樹は從来数年毎に伐採して燃料に供せられ、その根株は肥大なものがあるが、地上茎はいずれも細くて叢生している。総數十六株あり。

## 管理保存の方法

從来何等特別の管理方法がなく、近頃珍木であると聞き伝えてまさにその枝葉を採りさる者あり。所有者に由緒ある珍木ということを伝え、理解を得て、通行人の入り易い場所には棚をつくり、その地目を変更せず、将来もみだりに伐採することなく、幼木の発生を助けて名譽ある記念林となることを望む。

注) ※学名と種名について、現在の表記は属名と種小名を指す。

【出典】愛知県(1923) 愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告 第一巻 愛知郷土資料叢書第十五集 愛知県郷土資料刊行会:  
p45-50.

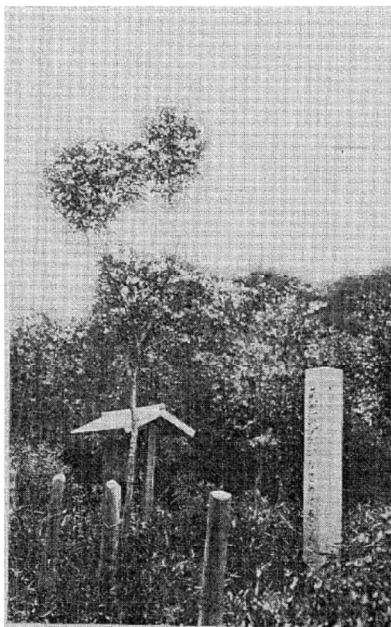


図2-1 「續々尾北郷土資料寫眞集」(昭和8(1933)年)に掲載されている写真

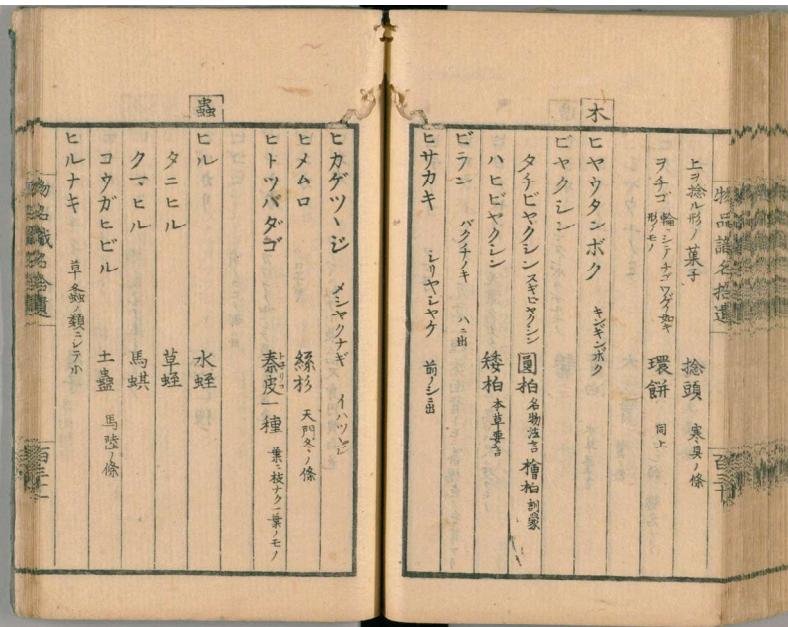
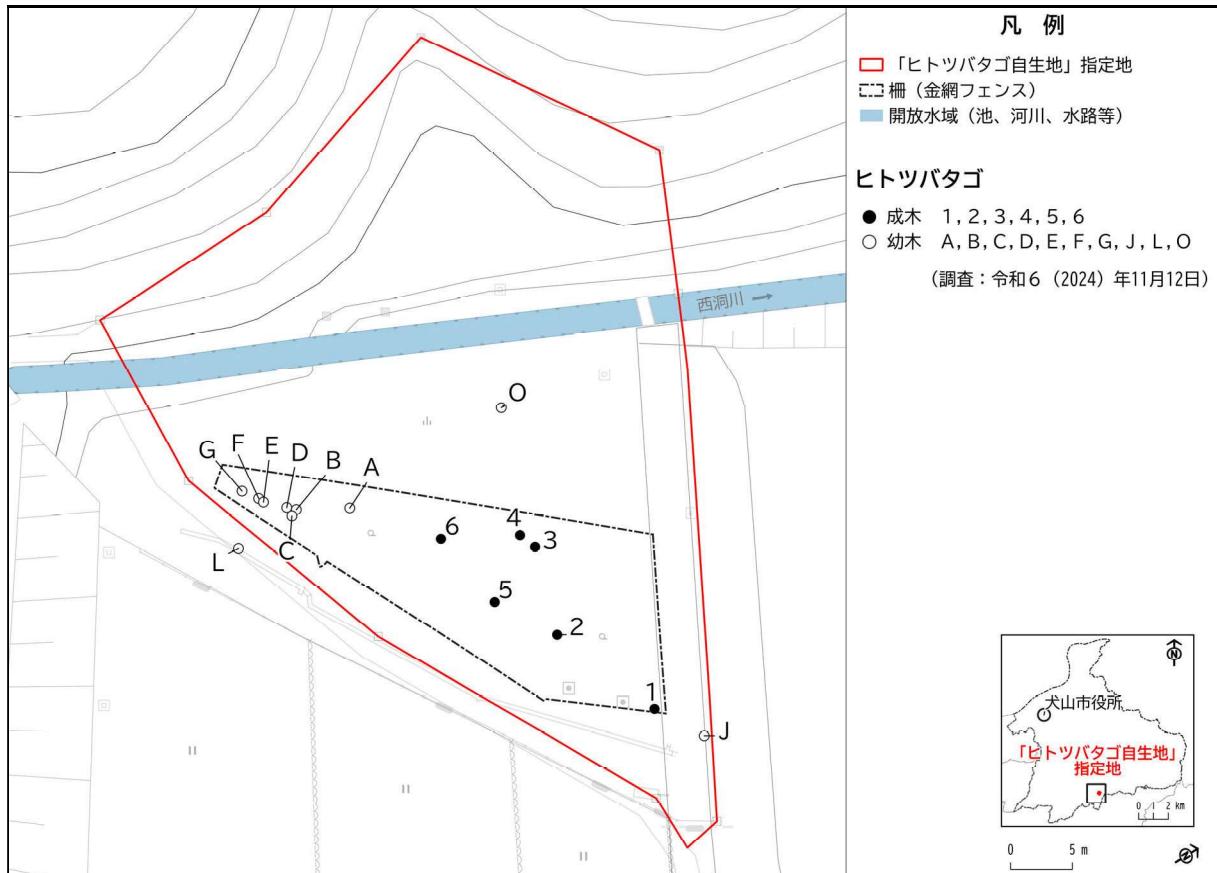


図2-2 「物品識名拾遺」(水谷豊文; 文政8(1825)年)に掲載されている犬山のヒトツバタゴの記載

## 2. 指定地域

本自生地の位置及び指定地域（以下、「指定地」という。）を以下に示す。指定地（愛知県犬山市字西洞 41 番地の 2）の面積は、約 1,843 m<sup>2</sup>である。



### 3. 指定に至る経緯

本自生地の指定の経緯を以下に示す。

表2-1 本自生地の指定の経緯

和暦	西暦	内容
文政5年	1822年	名古屋の本草学者 水谷豊文がヒツバタゴ自生地を発見
文政8年	1825年	水谷豊文著『物品識名遺』に「ヒツバタゴ」初出 ヒツバタゴ 秦皮（トネリコ）一種 葉ニ枝ナク一葉ノモノ
明治43年	1910年	植物学雑誌 第277号 牧野富太郎により「ひとつばたご我邦ニ自生ス」との報告
大正11年	1922年	愛知県史跡名勝天然物調査会調査員 梅村甚太郎氏による調査 ヒツバタゴ自生地再発見
大正12年	1923年	大正12(1923)年3月7日 天然記念物に指定（内務省告示第57号）
大正14年	1925年	大正14(1925)年6月3日 池野村が管理団体に指定される（内務省發理第5號）

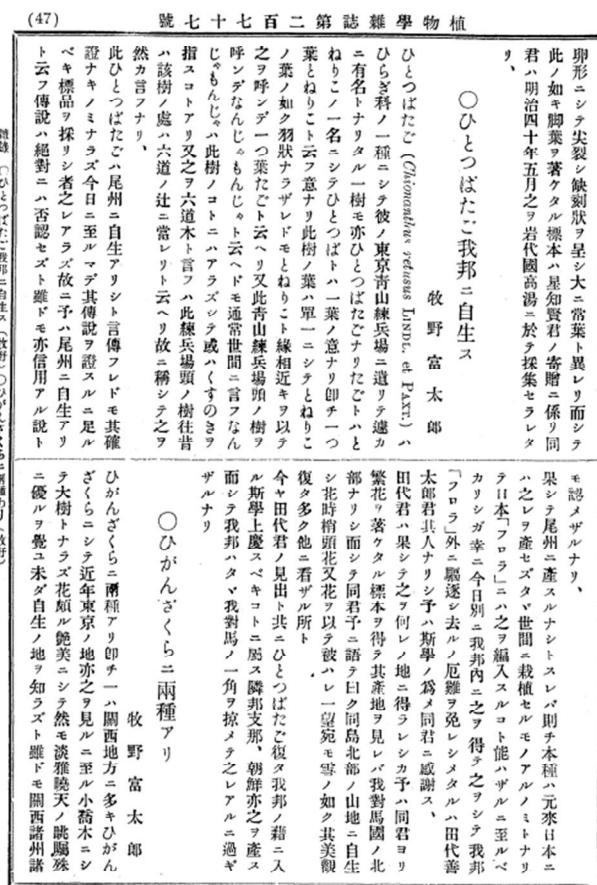


図2-4 「ひとつばたご我邦ニ自生ス」（牧野富太郎；明治43(1910)年）

#### 4. 指定後の経過

本自生地の指定後の経過を以下に示す。

自生地は、指定時から令和4年の公有化まで個人所有地の管理であったことから、指定地の一部であるフェンス内を中心に保護が図られおり、正確な記録は昭和53(1978)年以降である。昭和53(1978)年特定植物群落の調査では、フェンス内にヒツバタゴ成木8本のほか、コナラ、アベマキ等4種12本の高木が記録されていた。

平成6(1994)年に東側のヒツバタゴ成木1本に害虫被害を確認し、その対応として樹木医の助言による大掛かりな措置(薬剤散布、害虫発生源となるクヌギとアベマキ高木等の除去、林床の刈取、雑木の除去、施肥等)がとられたが、急激に衰弱が進み、平成9(1997)年に枯死・伐採となった。

平成10(1998)年からは、ヒツバタゴ自生地管理指導等の委託契約を締結し、計画的な保全・管理事業を開始した。その後、平成25(2013)年に新たな南側の成木1本の樹勢が低下し、令和3(2021)年に枯死したとみられるが、世代交代によりその子孫が残り、現在(令和6(2024)年11月)は、指定地内の成木は6本、幼木は9本(樹高3m以上6本、3m未満3本)、指定地外の幼木は1本(3m未満)である。

表2-2 ヒツバタゴ自生地の指定後の経過

和暦	西暦	内容
昭和4年	1929年	ヒツバタゴ自生地 標識、看板、囲柵 設置
昭和24年	1949年	ヒツバタゴ自生地の現状(当時6株、太さ約4.5寸程)
昭和29年	1954年	犬山市誕生(管理団体 池野村⇒犬山市)
昭和33年	1958年	自生地周辺木柵工事
昭和44年	1969年	愛知県一宮土木事務所による砂防河川整備(西洞川)
昭和53年	1978年	ヒツバタゴ自生地に現在と同様のフェンスを確認
昭和58年	1983年	土地所有者がヒツバタゴ自生地見学者のためにあぜ道を広げる
昭和62年	1987年	ヒツバタゴ自生地 所有者により立入禁止に
平成8年	1996年	ヒツバタゴ自生地の現状(当時ヒツバタゴ 8株 17本) 自生地南側の字西洞40番地(自生地以外)を取得(公有化)
平成9年	1997年	指定地内の東側1本が枯死
平成10年	1998年	枯死木の伐採(樹齢約160年、樹高12.4m、幹直径0.4m、幹周り1.3m) 文化庁記念物課 蒔田明史調査官、県文化財課 赤羽一郎主任専門員、 高橋信明教育主事による指導
平成11年	1999年	周辺の圃場整備
平成25年	2013年	指定地内の南側1本が樹勢低下
令和3年	2021年	指定地内の南側1本は枯死したとみられるが、その子孫として幼木7本の生育を確認
令和4年	2022年	犬山市がヒツバタゴ自生地を取得(公有化)
令和6年	2024年	指定地内に成木6本及び幼木9本、指定地外に幼木1本が生育



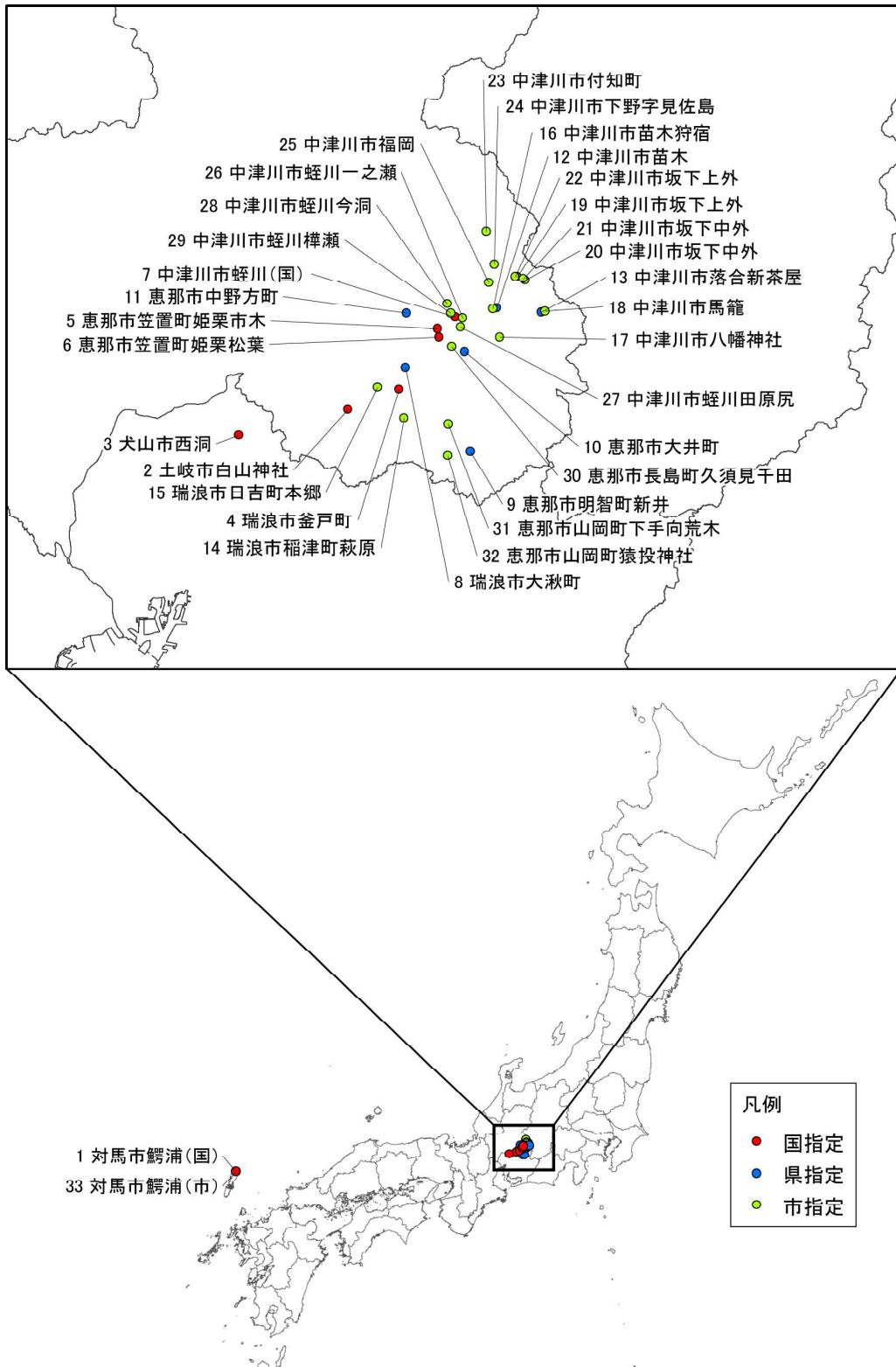


図2-5 日本国内におけるヒトツバタゴ自生地の指定状況

出典：文化庁国指定文化財等データベース (<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>)  
 文化財ナビ愛知 (<https://www.pref.aichi.jp/kyoiku/bunka/bunkazainavi/index.html>)  
 岐阜県文化財 (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12419.html>)  
 瑞浪市文化財 ([https://www.city.mizunami.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_001/001/187/bunkazaimokuroku.pdf](https://www.city.mizunami.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/001/187/bunkazaimokuroku.pdf))  
 中津川市文化財 (<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/bunkashinkoka/2/3/933.html>)  
 恵那市文化財 ([https://www.city.ena.lg.jp/syougaigakushu\\_sports/rekishi\\_bunka/bunkazai\\_maizobunkazai/3082.html](https://www.city.ena.lg.jp/syougaigakushu_sports/rekishi_bunka/bunkazai_maizobunkazai/3082.html))  
 対馬市 (<https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/gyousei/soshiki/kyouiku/bunkazai/shinainobunkazai/365.html>)

# 第3章 犬山市ヒツバタゴ自生地の指定地域とその周辺の概要

## 1. ヒツバタゴ

### 1.1 ヒツバタゴの分布と生態

ヒツバタゴ (*Chionanthus retusus*) は、モクセイ科の落葉広葉高木である。日本では対馬と東濃に隔離分布し、東海丘陵要素の特徴的な樹木として知られており、本州中部では、沢沿いの湧水がある場所の周りに生育していることが多い。

ヒツバタゴの分布と生態の特徴は、以下のとおりである。

#### 【文献】

愛知県（2020）愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックあいち 2020—植物編一. 愛知県.

長野県植物誌編纂委員会編（1997）長野県植物誌. 信濃毎日新聞社.

大橋広好・門田裕一・邑田仁・米倉浩司・木原浩編（2017）改訂新版 日本の野生植物 5 ヒルガオ科～スイカズラ科. 平凡社.

#### （1）分布

基準標本：中国

大陸系の種。アジアに2種、北アメリカに1種のうちの一つ。東海丘陵要素。

#### 【愛知県内の分布】

・尾張地域：瀬戸市、犬山市

#### 【国内の分布】

・本州中部（長野県、岐阜県、愛知県）及び九州（対馬）

#### 【世界の分布】

・日本、台湾、朝鮮半島、中国大陸の一部に隔離的に分布

出典) 愛知県（2020）愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックあいち 2020—植物編一. 愛知県.

#### （2）形態

落葉性の高木。高さ30m、直径約70cmに達する。枝は灰褐色で、若い時は通常有毛である。

葉は対生し、長さ1.5cm～3.0cmの柄があり、葉身は長楕円形～広卵形、長さ4cm～10cm、辺縁は全縁である。ただし若木の葉は細鋸歯または重鋸歯が現れ、長さ15cm、幅8cmに達することがある。表面の中肋上には細毛があり、裏面の中肋基部には淡褐色の軟毛がある。

花期は5月、新枝に長さ7cm～12cmの円錐花序を頂生する。花冠は白色で4裂し、裂片は線状倒披針形、長さ1.5～2.0cmである。

果実（核果）は楕円形、黒熟し、長さ約1cmである。

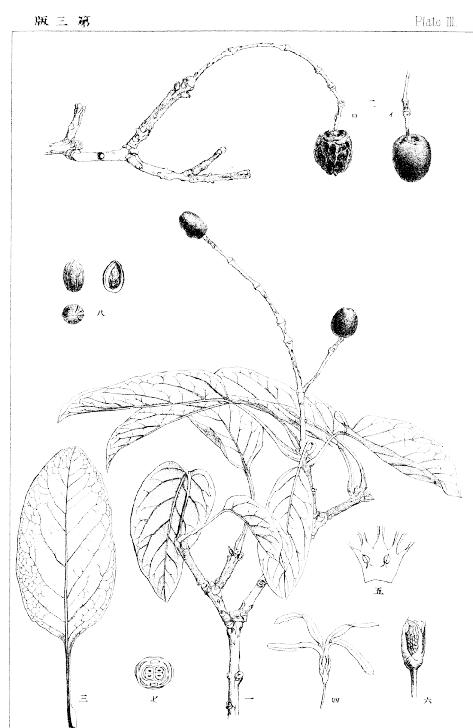


図3-1 ヒツバタゴ

出典) 白井光太郎(1894) ヒツバタゴノ説.  
植物学雑誌 8 (85), 98-99



(撮影：平成 29（2017）年 5月 10日)

写真3-1 ヒツバタゴの花

出典) 犬山市 (2017) 平成 29 年度ヒツバタゴ管理等指導委託業務報告書。



(撮影：平成 29（2017）年 11月 15日)

写真3-2 ヒツバタゴの黒熟した果実

### (3) 生殖器官（花）の雌雄性

ヒツバタゴは雄花だけを持つ株と両性花をつける株とがある雄性両性異株である。

December 1996 J. Phytogeogr. & Taxon. Vol. 44, No. 1-2

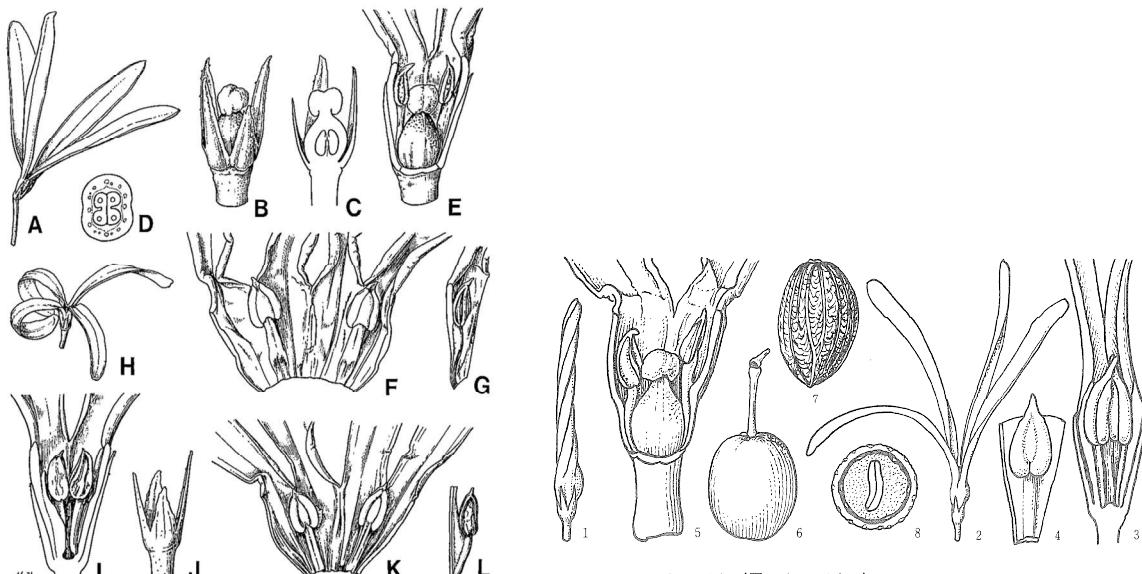


Fig. 1. Flowers of *Chionanthus retusus* from Tashima Isl. A-G, bisexual flower. H-L, male flower. A, H: Flower B, J: flower removing corolla. C: longitudinal section of pistil. D: cross section of ovary. E, I: longitudinal section of basal part of flower. F, K: inner view of basal part of corolla. G, L: side view of stamen. A, H:  $\times 20$ . D:  $\times 20$ , the others  $\times 10$ .

出典) 植田邦彦 (1996) ヒツバタゴは雄性両性異株である。出典) 長野県植物誌編纂委員会編 (1997) 長野県植物誌. 信濃毎日新聞社.

図3-2 ヒツバタゴの生殖器官（花）の雌雄性

### (4) 増殖方法

愛知県緑化センターによる研究では、ヒツバタゴのさし木やつぎ木による増殖の成功率はきわめて低い結果となっており、確実な増殖方法は実生の播種とされている。播種については、太田敬久により発芽試験（1985）が行われており、秋に実を収穫して蒔く際に、果肉をつけたままがよいか、洗い去って蒔いたほうがよいか、一旦冷蔵してから蒔くのがよいか、冷蔵期間はどれくらいにするか等の課題が挙げられているものの、最適な方法は整理されていない。ヒ

ヒツバタゴの種子は落下した翌年夏の終わり以降に発根し、さらにその翌年の春に苗条が地上に現れる。発芽率は30%～40%で、70%程度になる場合もあるとされている。

【文献】

太田敬久（1985）なんじやもんじやの話. 化学と生物 23(4) : 259-263.

太田敬久（1991）ヒツバタゴの発生形態学-予-花芽形成から種子発芽まで. 桶山女学園大学研究論集 22(1) : 315-329.

広木詔三（2000）愛知県犬山市の天然記念物指定地内ヒツバタゴ林におけるヒツバタゴの種子生産の豊凶と実生の生残. 情報文化研究 12 : 19-27.

## （5）繁殖特性

名古屋市（植栽）、瑞浪市、恵那市（以上、自生）の個体を対象に受粉処理を実施した事例では、処理による結果率の有意差はみられず、結果率は低いとされている。多くのヒツバタゴで果実生産に失敗していることが考えられるが、その原因解明にはさらなる調査が必要と整理されている。また、訪花昆虫のうち、主な送粉者はコアオハナムグリであることが示唆されており、このほかに小型のハエ類やハチ類も送粉者になっていると考えられている。

【文献】

下平美成・加藤大輔・戸丸信宏・中川弥智子(2017) 絶滅危惧樹木ヒツバタゴの開花・結実特性. 日本生態学会第64回全国大会講演要旨.

表3-1 ヒツバタゴ開花・結実特性の他所での調査例

調査年	平成27（2015）年	平成28（2016）年
対象	植栽地	植栽地、自生地
方法	・雄株からの他家受粉 ・両性花からの他家受粉及び自家受粉	・自家受粉 ・雄株と両性花からの混合花粉による他家受粉及び自家受粉
結果率	平均1.7%	平均3.1%

## （6）遺伝的多様性

犬山市を含む東濃地域と対馬におけるヒツバタゴの個体について、アロザイム電気泳動で解析した結果、遺伝的多様性が0.149（対馬）と0.087（東濃）で、東濃で低いことが知られている。

【文献】

Akiko Soejima, Masayuki Maki, Kunihiko Ueda (1998) Genetic variation in relic and isolated populations of *Chionanthus retusus* (Oleaceae) of Tsushima Island and the Tōno region, Japan. Genes & Genetic Systems 73 (1) 29-37.

## （7）地下構造

ヒツバタゴの根系については、数本の垂下根が発達するが、心土での生長は不良である。また、中・大径の水平根の発達が著しく、表層の根系に細根が密生する。深部のものは塊状となっている。垂下根の生長は不良で、浅根である。広がりは中庸である。

通気良好な弱湿性土壤で根系の生長は良好で、根回しによる発根性は良いとされる。

【文献】

苅住昇(2000) 新装版 樹木根系図説. 誠文堂新光社.







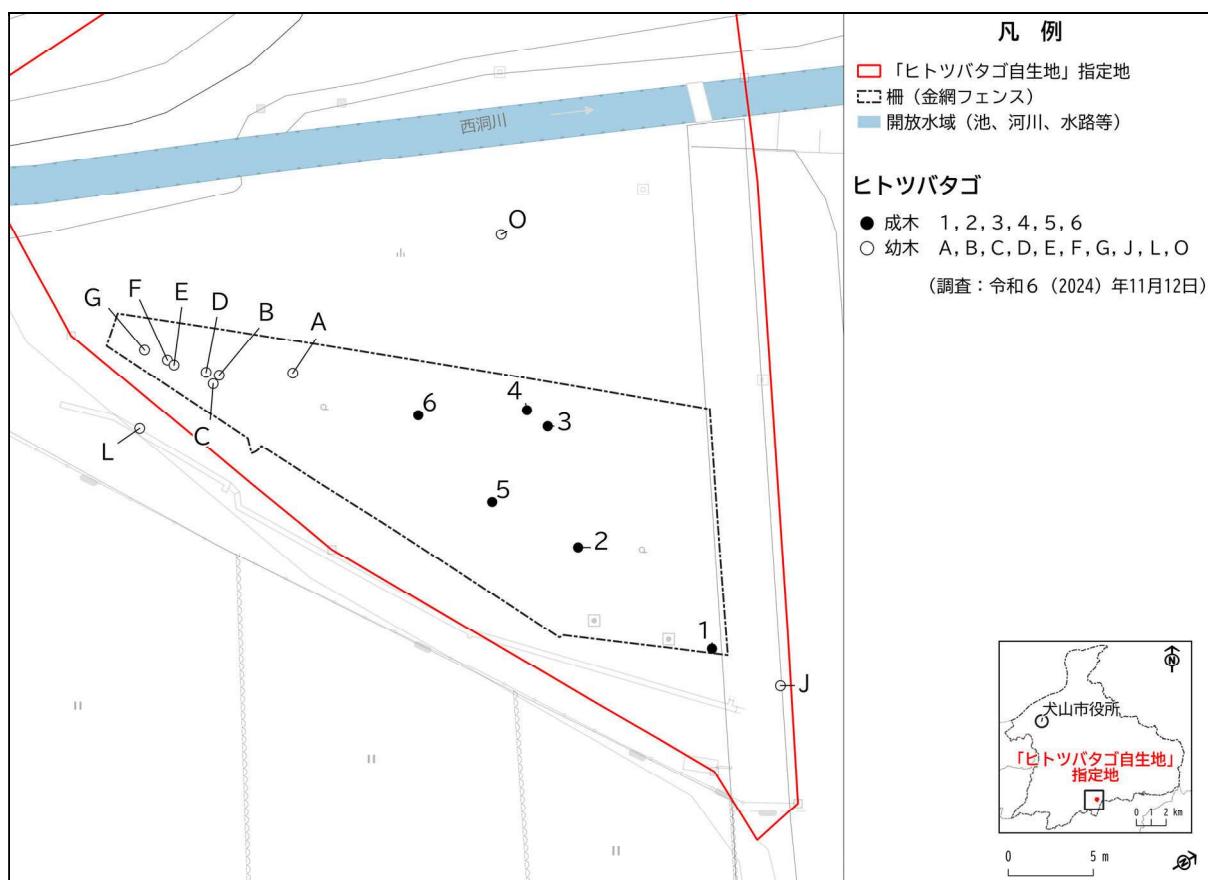
令和2（2020）年までに樹勢が低位水準となり、令和3（2021）年度に枯死したとみられている。

東海地方、特に岐阜県の東濃・中濃地方から愛知県の尾張・三河の境界地域を中心に分布するヒトツバタゴの自生地（64地点、本自生地を含む）を対象とした糸魚川淳二の調査結果（2013）では、雄株と両性株の割合は約6：4とされる。この点を踏まえると、本自生地では、種子を生産する両性株の個体の割合がやや少ない状況である。

また、幼木は、平成11（1999）年と平成12（2000）年に多くの実生を確認した記録があった。しかし、平成22（2010）年時点で生残しているものは無く、新たに実生を確認したのは平成26（2014）年である。それ以降、消長を繰り返しながら、一定数が生残している。成木として成長する目処のついた個体もあり、本自生地での実生更新が確認できるようになってきている。なお、現時点（令和6（2024）年11月12日）において、これらの個体が雄性・両性のいずれであるかは不明である。

#### 【資料】

糸魚川淳二（2013）シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴの自生地－2－自然環境と自生地の現況－. Bulletin of the Mizunami Fossil Museum, 39: 91-121.





## ② 樹高、胸高直径

ヒツバタゴの成木の樹高、胸高直径は年単位での大きな変化は見られない。幼木は順調に成長している。

今後のデータ蓄積により、5年単位の生長量を見て、成長診断を行うのが現実的である。

表3-7 ヒツバタゴ成木の生育状況（樹高、胸高直径を測定した年のみ表示）

個体番号	調査年	大12 (1923)年	昭24 (1949)年	昭53 (1978)年	平8 (1996)年	平10 (1998)年	平29 (2017)年	令3 (2021)年	令4 (2022)年	令5 (2023)年
0 不明	樹高(m)		-	-	12.4	枯				
	胸高直径(cm)		13.6	30.0	41.4					
1 雄株	樹高(m)		-	-	-	8.3	-	10.0	15.0	15.0
	胸高直径(cm)		13.6	31.0	-	37.4	43.9	46.8	46.2	46.2
2 両性株	樹高(m)		/	/	/	-	-	8.4	-	-
	胸高直径(cm)		/	/	12.0	-	-	36.3	-	-
-1 両性株	樹高(m)		/	/	/	-	-	11.0	11.0	11.0
	胸高直径(cm)		/	/	/	-	-	19.7	19.7	19.7
-2 両性株	樹高(m)		/	/	/	-	-	11.0	11.0	11.0
	胸高直径(cm)		/	/	/	-	-	22.0	22.0	22.0
3 両性株	樹高(m)		-	-	-	1.2	-	12.0	12.0	12.0
	胸高直径(cm)		13.6	18.0	-	21.6	25.3	25.5	26.4	26.4
4 雄株	樹高(m)		/	/	/	-	-	8.8	10.0	10.0
	胸高直径(cm)		/	/	5.0	-	9.2	14.3	15.3	15.8
5 雄株	樹高(m)		-	-	-	-	-	11.7	-	-
	胸高直径(cm)		/	/	13.6	-	-	61.4	-	-
-1 雄株	樹高(m)		-	-	-	11.0	-	-	15.0	15.0
	胸高直径(cm)		-	-	-	35.1	39.5	-	40.1	40.7
-2 雄株	樹高(m)		-	-	-	4.9	-	-	15.0	15.0
	胸高直径(cm)		-	-	-	9.8	21.3	-	22.8	22.9
-3 雄株	樹高(m)		-	-	-	5.8	-	-	17.0	17.0
	胸高直径(cm)		-	-	-	7.1	15.9	-	16.9	18.1
6 雄株	樹高(m)		-	-	-	14.3	-	15.5	17.0	17.0
	胸高直径(cm)		13.6	35.0	-	49.2	57.1	59.5	59.8	60.5
7 両性株	樹高(m)		-	-	-	9.0	-	枯		
	胸高直径(cm)		13.6	22.0	-	32.6	35.6			

注) 樹高：梢端を見通し、目測。1m単位で括約(令4(2022)年以降)。

胸高直径：目盛りメジャーにより、1.3m点で測定。1.3m点以下で株立ち分岐の個体は枝番をつける。小数点一桁まで読み取る。

注) - : 非計測

注) 調査年の大：大正、昭：昭和、平：平成、令：令和、資料は表3-6の注釈を参照。

表3-8 本自生地における幼木の生育状況（樹高、胸高直径）（平成26（2014）年以降）

個体番号	調査年 項目	平26 (2014)年	平27 (2015)年	平28 (2016)年	平29 (2017)年	平30 (2018)年	平31 (2019)年	令2 (2020)年	令3 (2021)年	令4 (2022)年	令5 (2023)年
(旧A)	樹高(m) 胸高直径(cm)			○	0.1	枯					
(旧B)	樹高(m) 胸高直径(cm)			○	-	枯					
(旧C)	樹高(m) 胸高直径(cm)			○	○	枯					
(旧I)	樹高(m) 胸高直径(cm)	○		枯							
(旧L)	樹高(m) 胸高直径(cm)			○	○	枯					
A(旧M)	樹高(m) 胸高直径(cm)	○	○	○	1.7	○	○	2.0	2.4	3.2	3.6
B(旧K)	樹高(m) 胸高直径(cm)		○	○	-	○	○	-	2.2	-	-
C(旧J)	樹高(m) 胸高直径(cm)			○	1.3	○	○	2.1	2.7	3.3	3.9
D(旧H)	樹高(m) 胸高直径(cm)			○	-	○	○	-	2.9	-	-
E(旧G)	樹高(m) 胸高直径(cm)			○	0.5	○	○	1.5	1.7	3.1	3.3
F(旧F)	樹高(m) 胸高直径(cm)			○	-	○	○	1.4	1.9	2.6	3.1
G(旧E)	樹高(m) 胸高直径(cm)			○	0.3	○	○	1.6	2.2	3.3	3.6
H(旧D)	樹高(m) 胸高直径(cm)			○	○	枯					
I	樹高(m) 胸高直径(cm)					○	○	枯			
J	樹高(m) 胸高直径(cm)					○	○	0.7	1.0	0.9	
K	樹高(m) 胸高直径(cm)					○	○	1.6	0.8		枯
L	樹高(m) 胸高直径(cm)					○	○	0.8	○	1.2	
M	樹高(m) 胸高直径(cm)					○	○	枯			
N	樹高(m) 胸高直径(cm)					○	○	0.3	○		枯
O	樹高(m) 胸高直径(cm)					○	○	0.9	-		

注) ○:樹高、胸高直径とともに非計測、-:樹高は計測、胸高直径は非計測

注) 調査年の大:大正、昭:昭和、平:平成、令:令和、資料は表3-6の注釈を参照。



## 1.3 維持管理活動

### (1) 現地調査等

ヒツバタゴの生育状況調査及び維持管理に関しては、以下に示す既往の現地調査等が行われている。詳細な記録のある平成 22（2010）年以降の内容は、資料編に掲載した。

指定当時の報告書には、「この樹木は陰湿の地に生育するもので、……（中略）自生地の現状を変更することなく、そのままに保存することが肝要である」とされていた。指定地は長く個人所有であり、維持管理は所有者により行われていた。

平成 6（1994）年に所有者からの通報がきっかけで、衰退とみられる成木 1 本に何らかの対策が必要との診断が下され、それ以後約 3 年間は薬剤・施肥のほか、ヒツバタゴ以外の樹木・草本類を強度に除去する管理方法が採用された。

平成 10（1998）年以降は、自然保護審議会（平成 14 年以降環境審議会）林元会長に管理指導等を委託契約し、樹勢診断、開花・結実状況確認を行いながら、樹勢維持増進処置、食害防除措置等の順応的管理を進めている。

表3-11 既往の現地調査等の活動履歴（1/2）

調査時期	調査資料名	調査内容等
～昭和 62 (1987) 年	ヒツバタゴ自生地公有化 S52-H18（犬山市歴史まちづくり課所蔵資料）	所有者による整備・管理
昭和 63（1988） ～平成 6 (1994) 年		所有者と天然記念物ひとつばたご自生地環境整備事業を委託契約 ・犬山市：見学者にマナー向上を呼び掛ける注意看板の設置
平成 6（1994） ～平成 9 (1993) 年	ヒツバタゴ及び自生地環境 H3-9（犬山市歴史まちづくり課所蔵資料）	所有者からヒツバタゴの異常を知らせる連絡あり、成木 1 本が衰退との診断に基づき、樹勢回復措置を実施 ・枯死部・クヌギ・雑草の除去、薬剤塗布、肥料散布、下草刈り ・導水作業
平成 10（1998） ～平成 11 (1999) 年	愛知県犬山市池野 国指定天然記念物ヒツバタゴ自生地保護調査報告書（平成 11（1999）年 3 月）	ヒツバタゴ自生地の保護に係る調査を実施 ・立木の状況（樹冠配置、樹高、胸高直径） ・植生、林床環境、照度等、侵入植物
	国指定天然記念物 犬山市池野地区 ヒツバタゴ自生地保全調査研究報告（平成 12（2000）年 2 月）	ヒツバタゴ自生地の保護に係る調査を実施 ・立木の状況、指定地内の生育本数や大きさ ・樹形、巨木の分布 ・土壤水分、成分、植生 ・侵入植物

表3-11 既往の現地調査等の活動履歴（2/2）

調査時期	調査資料名	調査内容等
平成 10（1998）～令和 5 （2023）年	ヒツバタゴ及び自生地環境 H3-9（犬山市歴史まちづくり課所 蔵資料）	自然保護審議会（平成 14 年以降環境審議会）林 元会長に天然記念物ヒツバタゴ自生地管理指 導等を委託
	平成 22 年度～令和 5 年度ヒツ バタゴ自生地管理業務委託実施 報告書（平成 23（2011）～令和 6 （2024）年 3 月）	ヒツバタゴ自生地の管理及び調査を実施 ・樹勢診断、開花・結実状況確認 ・樹勢維持増進処置 ・食害防除措置 ・全体診断



西側から指定地を望む（昭和 53（1978）年）



南側から指定地を望む（昭和 53（1978）年）



南側から指定地を望む（昭和 53（1978）年）



南側から指定地を望む（平成 3（1991）年）

写真3-3 本自生地の以前の指定地の状況

## (2) 管理作業

本自生地の維持管理は、以下に示す内容で実施されている。

表3-12 平成22(2010)年度～令和5(2023)年度における維持管理等

項目	作業内容	時期等
樹勢維持増進処置	1. 乾地防止のための植生管理の実施	・ 笹の刈り取り：春季、秋季の2回実施 ・ クズの除去：夏季、秋季の2回実施 ・ 灌木の除去：夏季に1回実施
	2. 枯れ枝除去	・ 秋季に1回実施
	3. 根系発達促進と施肥	・ 春季に1回実施
	4. 幹枯死部、傷跡処置	・ 春季に1回実施
	5. 外来種除去	・ 見つけ次第除去、秋季にも実施
	6. 害虫越冬防止策	・ 笹の刈り取り
	7. 湧水、地下水脈改善処置	・ 保護柵外で水路溝掘削（地下水脈を区域内への浸透促進）
保護増殖処置	1. 実生個体の育成策	・ 前年発生した実生稚樹2個体を生存確保
食害防除措置	1. 幹下部への食害防除	・ 春季に1回実施
	2. シロアリ侵入防止	・ 春季に1回実施
	3. カミキリムシ食害防除措置	・ 春季に1回実施
全体診断	1. 樹勢診断	・ 4月、5月、8月、10～11月に実施
	2. 更新状況の確認	・ 実生、幼木
	3. 開花結実状況の確認	・ 5月、7～9月に実施
自生地の診断	1. 湧水、湿地の状況	・ 春季、秋季に実施
	2. 湿地植生の診断	・ 4月、5月、8月、10～11月に実施



(撮影：令和2(2020)年度)



(撮影：令和2(2020)年度)

写真3-4 維持管理等の作業（除草作業）の様子

出典) 令和2年度ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書（令和3（2021）年3月）

## 2. 自生地及び周辺の環境

### 2.1 気象

#### (1) 気温

犬山市は、夏季は高温多雨、冬季は低温寡雨となる気候型である。

植物の生育には月平均気温で摂氏5度以上が必要とされる。犬山市の過去5年間（平成29（2017）年～令和3（2021）年）の月平均気温から求めた暖かさの指数（2月～12月）は130.7、寒さの指数（1月）は-0.8となる。この温量指数からみると、犬山市はツバキ、カシ類、シイ類、クス類、モチノキ属等が優占する常緑広葉樹林帯に位置づけられる。

近隣観測所と比較すると、犬山市の気温は名古屋市よりも岐阜県多治見市に近似している。なお、年間変動では上昇傾向にある。

また、指定地は犬山市街地から数kmであるが、山間部にあることからやや内陸性を帶びた気候となり、冬の冷え込みは厳しいとされる。

表3-13 犬山市の過去5年間の月平均気温（℃）から求めた暖かさの指数、寒さの指数

年次	年平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成29 (2017)年	15.0	3.7	4.2	7.4	13.8	19.5	21.6	27.2	27.4	22.7	17.3	10.4	4.6
平成30 (2018)年	16.1	2.9	3.5	10.3	15.6	19.0	22.8	28.8	28.9	23.0	17.8	12.8	7.2
平成31 (2019)年	16.1	4.0	6.2	9.0	13.0	19.4	22.5	25.5	28.3	25.9	19.4	12.4	7.9
令和2 (2020)年	16.0	6.6	6.0	9.6	12.2	19.5	23.9	24.9	29.2	24.5	17.0	12.9	6.1
令和3 (2021)年	15.9	3.9	6.5	11.0	14.1	18.5	22.9	26.7	27.0	23.3	19.0	11.8	6.4
平均	15.8	4.2	5.3	9.5	13.7	19.2	22.7	26.6	28.2	23.9	18.1	12.1	6.4
暖かさ の指数	130.7		0.3	4.5	8.7	14.2	17.7	21.6	23.2	18.9	13.1	7.1	1.4
寒さ の指数	-0.8	-0.8											

出典）犬山市の統計（資料 消防本部）

表3-14 温量指数（暖かさの指数、寒さの指数）と犬山市の植生（緑枠）

樹林帯	気候帯	分類基準		主な樹種
亜熱帯多雨林帯	亜熱帯	暖かさの指数	+240～+180	ガジマル、アコウ、ビロウ、木生シダ類等
常緑広葉樹林帯	暖温帯	暖かさの指数 寒さの指数	+180～+85 -10～-15以上	カシ類、シイ類、クス類、モチノキ類、ツバキ、ヤマモモ等
暖帶落葉樹林帯	中間温帯	暖かさの指数 寒さの指数	+85以上 -10～-15以下	モミ、ツガ、クリ、コナラ、シデ類、アカマツ等
温帶落葉樹林帯	冷温帯	暖かさの指数	+85～+45	ブナ、ミズナラ、シデ類、クリ、コナラ、ケヤキ等
常緑針葉樹林帯	亜寒帯	暖かさの指数	+45～+15	シラビソ、オオシラビソ、トウヒ、コメツガ、ダケカンバ、カラマツ等
低木林	寒帯	暖かさの指数	+15～0	ハイマツ等

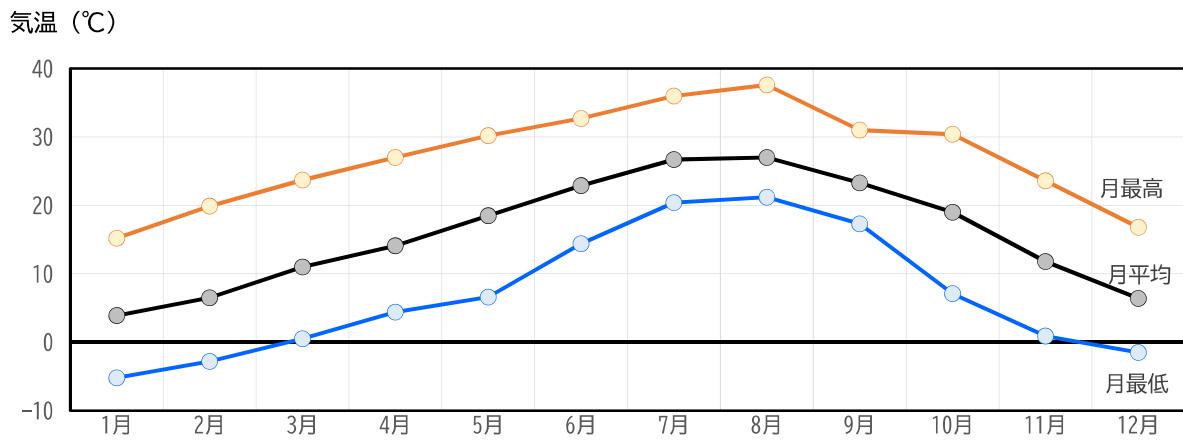


図3-5 犬山市（消防本部）における気温（月平均、月最高、月最低）の推移（令和3（2021）年）

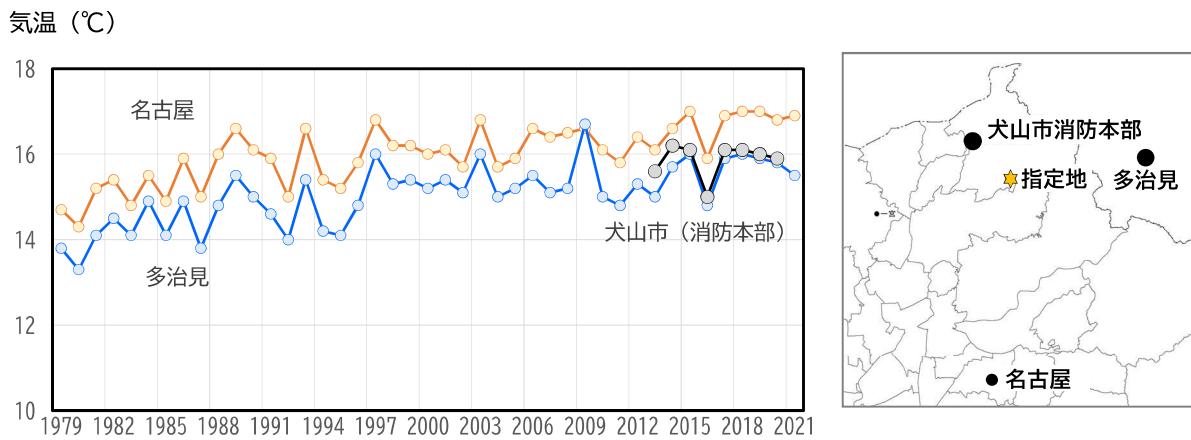


図3-6 犬山市(消防本部)、近隣の年平均気温の推移（昭和 54（1979）年～令和3（2021）年）

## （2）降水量

犬山市の過去5年間（平成29（2017）年～令和3（2021）年）の月別降水量から求めた年平均降水量は1,770mm程度となっており、特に7月に多い傾向にある。

表3-15 犬山市の過去5年間の月降水量（mm）

年次	年合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成29 (2017)年	1,891.0	36.0	53.0	69.0	168.0	68.5	130.0	408.5	380.0	118.0	391.0	42.0	27.0
平成30 (2018)年	1,589.5	54.0	16.0	189.5	200.5	233.0	163.5	223.0	64.0	314.0	25.5	42.0	64.5
平成31 (2019)年	1,572.0	12.5	51.0	70.0	115.0	157.0	179.0	319.5	179.0	64.0	333.5	18.5	73.0
令和2 (2020)年	1,940.5	59.0	64.5	129.0	99.5	156.5	276.0	558.0	45.5	293.5	202.0	37.0	20.0
令和3 (2021)年	1,860.0	61.0	38.5	171.5	179.5	209.5	132.0	199.5	415.5	250.5	62.5	63.0	77.0
平均	1,770.6	44.5	44.6	125.8	152.5	164.9	176.1	341.7	216.8	208.0	202.9	40.5	52.3

出典) 犬山市の統計（資料 消防本部）

## 2.2 光環境

### (1) ヒツバタゴの実生発生に必要な照度

本自生地における光環境は相対照度で8.9%～99.1%、rPPFDで7.5%～97.5%である（地表面における現地調査：令和5（2023）年11月5日）。

一般に、森林内において、「広葉樹の更新を促すのに必要な光条件は、相対散乱光（相対照度、rPPFD）にして最低でも10%以上が基準」とされている（原田1948・小池1988）。また、「稚樹の生存と成長に必要な明るさは、個体が大きくなるにしたがい増大し、樹高3m以上になると相対散乱光（相対照度、rPPFD）で15%を維持する必要がある」とされる（小池1988）。

本自生地での光環境は、一般的な広葉樹の更新を促す光環境と比較した場合、「更新した稚樹は良好な成長をする」に該当するが、一部にその条件を十分に満たしていない場所（高木下被陰部p2や幼木下p1）もある。

今後、新たな幼木を確認した場所での光環境の測定により、光環境と種子発芽の相互関係の判明、繁殖生態解明が期待される。

【文献】

原田 泰（1948）森林と環境—森林立地論—。205pp、北方民生協会出版部、札幌。

小池孝良（1988）落葉広葉樹の生存に必要な明るさとその成長に伴う変化。林木の育種148：19～23。

表3-16 本自生地の光環境の測定結果

地点	照度 (lux)	光合成有効 光量子束密度 (PPFD) (μmol/m <sup>2</sup> s)	相対照度 (%)	rPPFD (%)	相対照度と稚樹の成長 の程度※
照1：高木下日照部分	30,629	601.2	91.4	81.5	更新した稚樹は良好な成長をする
照2：高木下被陰部p1	6,348	120.7	18.9	16.4	前生稚樹（陽樹）の成長が始まる
照3：高木下被陰部p2	2,978	55.0	8.9	7.5	前生稚樹（陰樹）の成長が始まる
照4：柵内オープンスペース	33,220	719.4	99.1	97.5	更新した稚樹は良好な成長をする
照5：幼木下p1	4,580	89.8	13.7	12.2	前生稚樹（陽樹）の成長が始まる
照6：幼木下p2	7,611	148.4	22.7	20.1	大部分の稚樹の成長が継続される
照0：柵外オープンスペース	33,529	738.0	100.0	100.0	

注) 相対値は柵外オープンスペースの測定値に対する比

【資料】

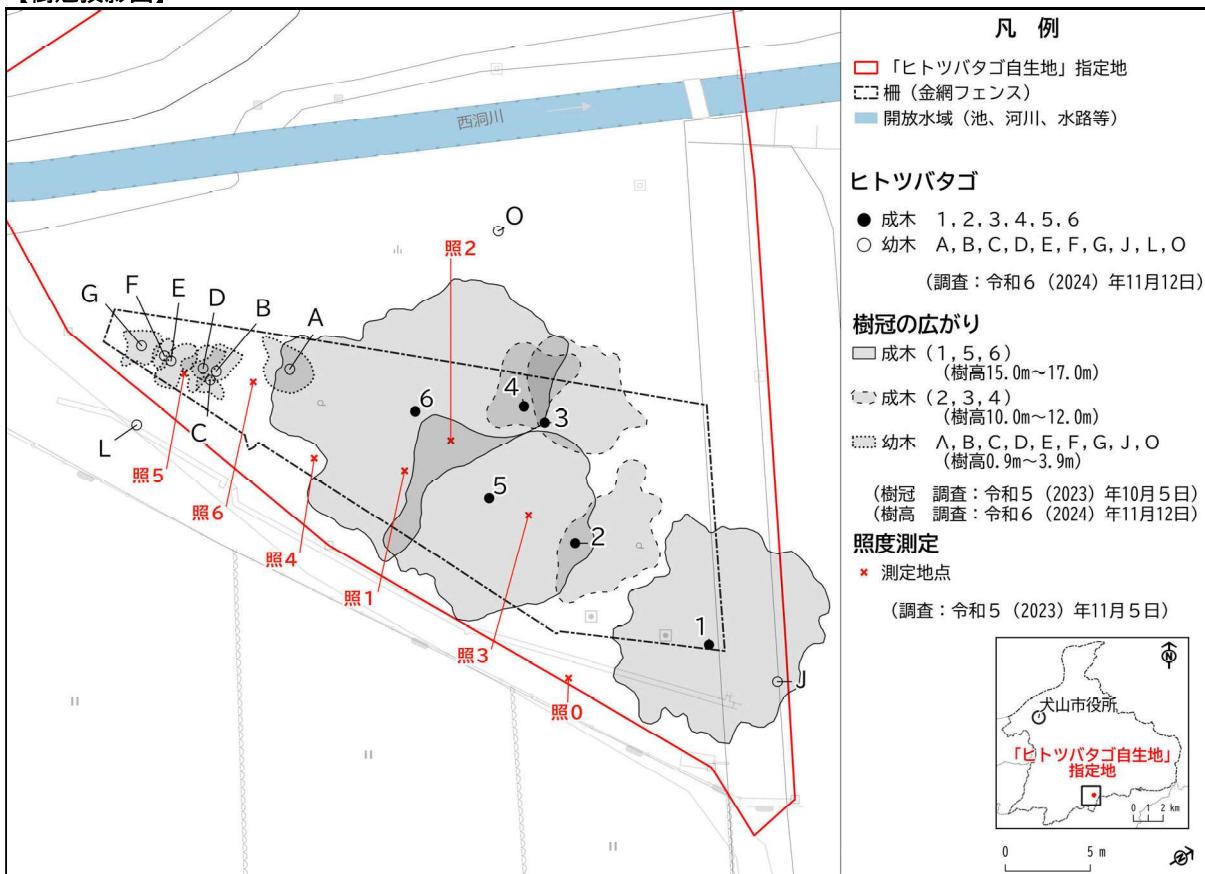
照度、光合成有効光量子束密度（PPFD）の測定データはNPO法人犬山里山学研究所理事長林進氏提供

※相対照度と稚樹の成長の程度

絶対照度*（klux）	相対照度（%）	前生稚樹の更新と成長の程度
0～0.3	0～5	大部分の稚樹の更新は期待できない
0.3～3.2	5～10	前生稚樹（陰樹）の成長が始まる
3.2～9.0	10～20	前生稚樹（陽樹）の成長が始まる
9.0～15.0	20～30	大部分の稚樹の成長が継続される
15.0～27.0	30～50	更新した稚樹が繁茂する
27.0以上	50以上	更新した稚樹は良好な成長をする

注) \*絶対照度の値は、裸地での照度が50klux以下の曇りの日の林内での測定値である。

【樹冠投影図】



【断面模式図】

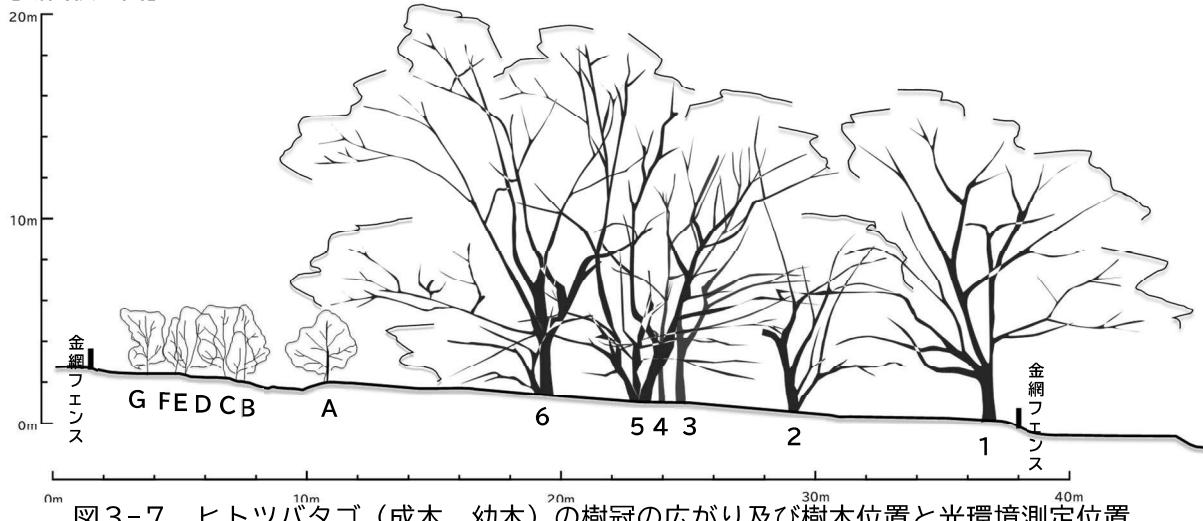


図3-7 ヒツバタゴ（成木、幼木）の樹冠の広がり及び樹木位置と光環境測定位置

## （2）ヒツバタゴの稚樹の成長に必要な照度

地表面に近い位置の照度は、ヒツバタゴの稚樹の成長に主要な要因となる。ヒツバタゴ自生地（柵（金網フェンス）内）における地表近くの相対照度（=林内/林外）の分布（地上10cm、測定日：平成10（1998）年9月21日、平成11（1999）年11月4日）は平均して低く、明るい林床ではない。これは、地表約30cmあたりまでを覆う、下草の植生に影響されている。

### 【文献】

愛知県犬山市池野国指定天然記念物ヒツバタゴ自生地保護調査報告書（平成11（1999）年3月）。  
国指定天然記念物犬山市池野地区ヒツバタゴ自生地保全調査研究報告（平成12（2000）年2月）

【平成10（1998）年9月21日測定】※メッシュの交点で計測



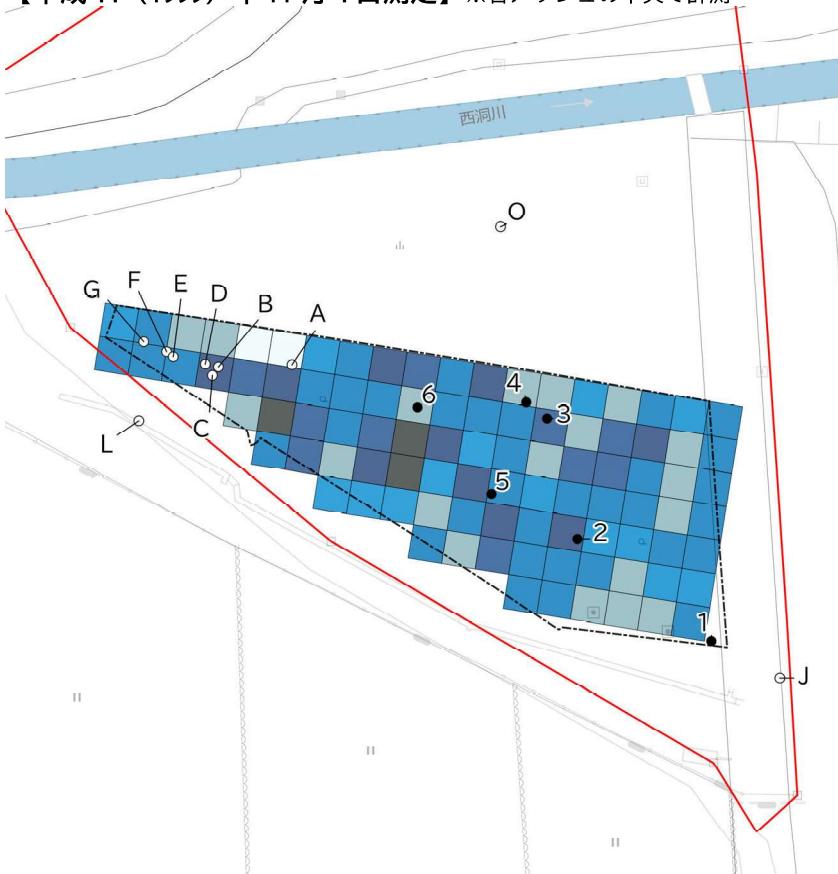
#### 凡 例

- 「ヒトツバタゴ自生地」指定地
- 柵（金網フェンス）
- 開放水域（池、河川、水路等）

#### ヒトツバタゴ

- 成木 1, 2, 3, 4, 5, 6
  - 幼木 A, B, C, D, E, F, G, J, L, O
- （調査：令和6（2024）年11月12日）

【平成11（1999）年11月4日測定】※各メッシュの中央で計測



#### 凡 例

- 「ヒトツバタゴ自生地」指定地
- 柵（金網フェンス）
- 開放水域（池、河川、水路等）

#### ヒトツバタゴ

- 成木 1, 2, 3, 4, 5, 6
  - 幼木 A, B, C, D, E, F, G, J, L, O
- （調査：令和6（2024）年11月12日）

#### 相対照度区分

- |                    |
|--------------------|
| ■ 0.5%未満           |
| ■ 0.5%~1%          |
| ■ 1%~3%            |
| ■ 3%~5%            |
| ■ 5%~10%           |
| ■ 10%~15%          |
| ■ 15%~20%          |
| ■ 20%~<br>（○以上○未満） |

（平成11（1999）年11月4日）



図3-8 本自生地の照度分布（柵（金網フェンス）内）

## 2.3 地象

### (1) 地形

#### ① 自生地及び周辺の概況（文献調査）

本自生地及びその周辺（図3-9～図3-11）は最低標高約66m（流域内：約78m）、最高標高約292mの地域にあり、山地・丘陵地に区分される本宮山山地に位置している。本山地は、尾張三山の一つである本宮山（標高292.8m）を主峰とする山塊で、東濃から三河地方に広がる小起伏山地の西端をなしている。山地全体としては、小起伏（一部に丘陵地）であるが、堅硬な基盤岩石（主に中・古生代のチャート層）に制約され、尾根部を除く山地斜面は傾斜25°以上 の急傾斜地になっている。ただし、山麓部には崖錐や土石流扇状地がほとんどみられず、山地斜面は安定している。一方、周囲の山地が主に中・古生代のチャート層からできているのに対し、それらに混成するやわらかい砂岩や泥岩の地層が削り残され、山腹は急斜面で開析が著しく進んでいる。このため、東西又は北東方向のゆるやかな谷が形成され、平坦面は残されていない。

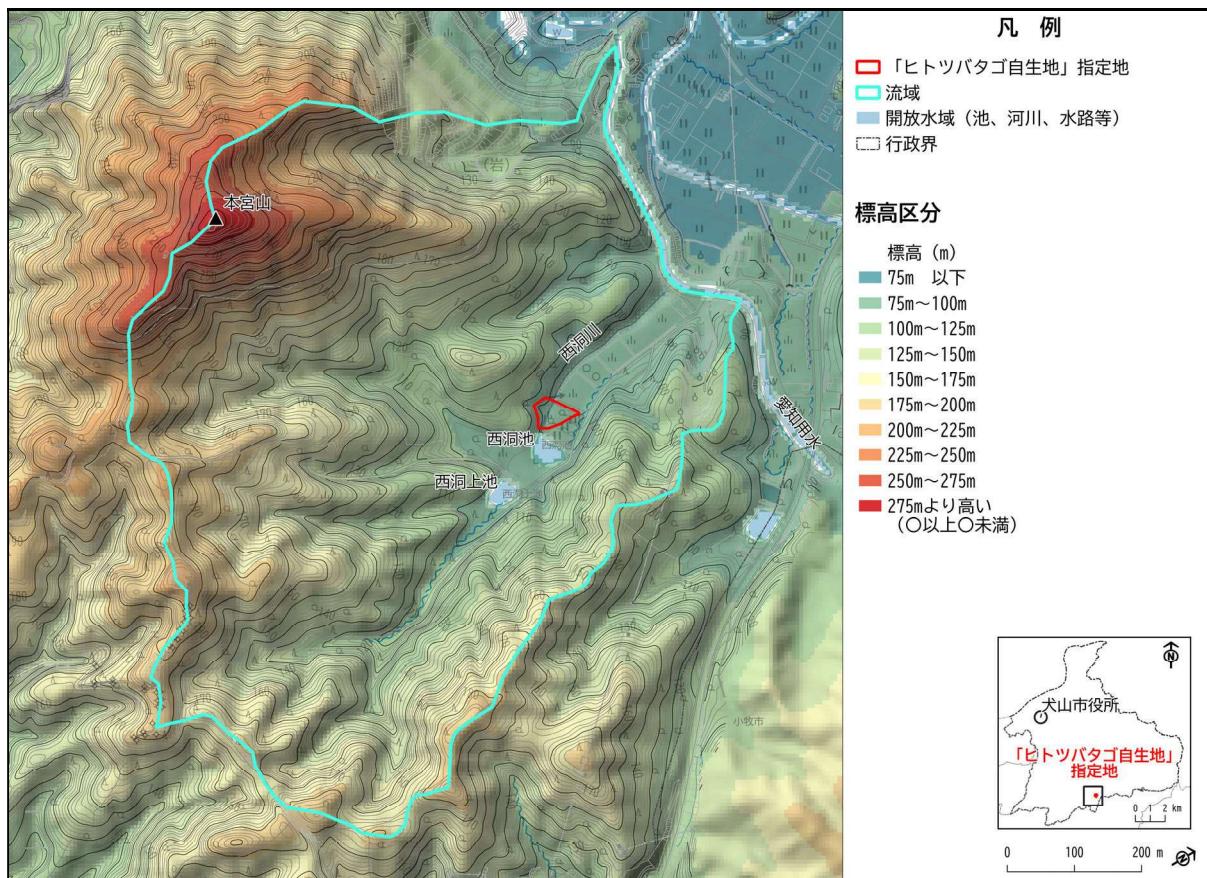
#### 【文献】

坂本亨・桑原徹・糸魚川淳二・高田康秀・脇田浩二・尾上亨（1983）名古屋北部地域の地質。地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 京都（11）第20号。

愛知県（1986）愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部。

#### ② 自生地の現状

既存資料では、本自生地は丘陵地に位置しているとされるが、実際には、その場所に形成された開析谷谷底の平坦地に位置している。



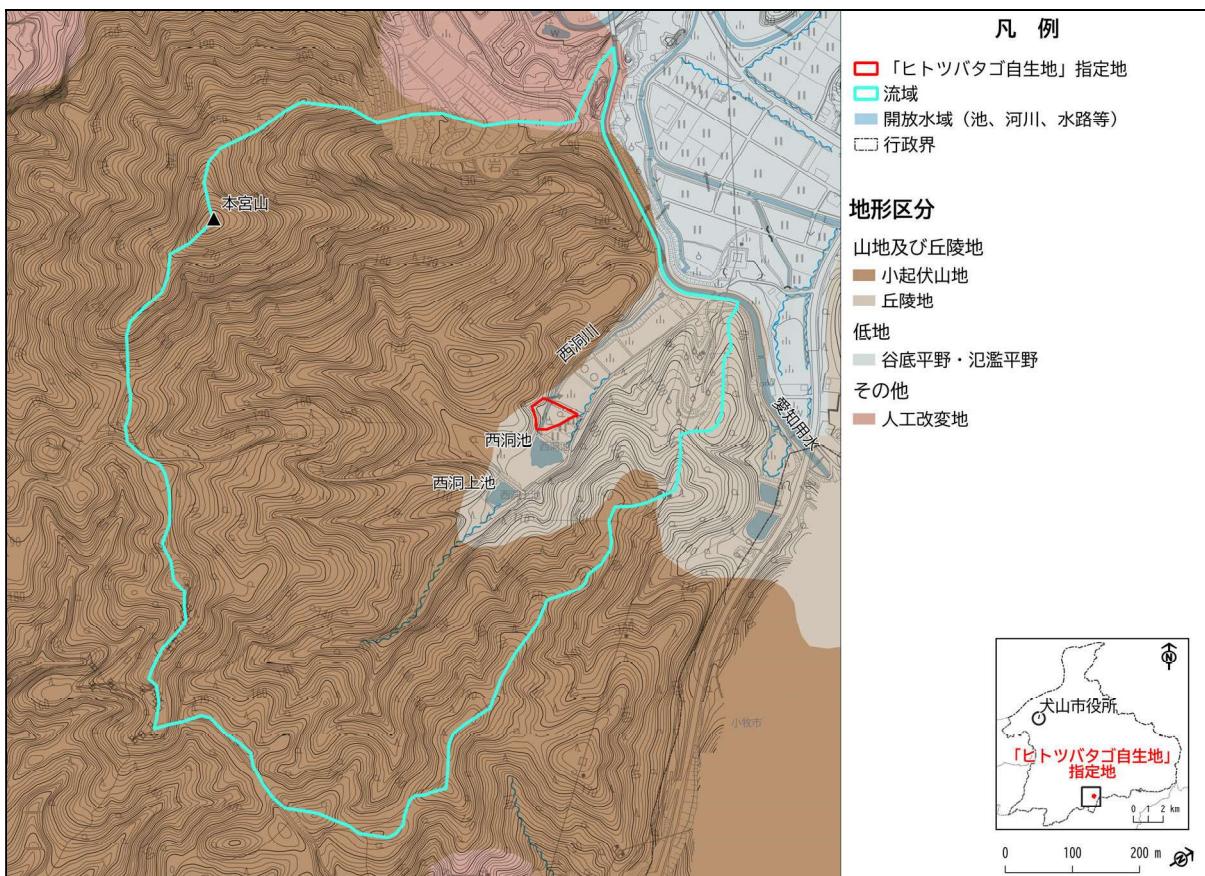


図3-10 本自生地及びその周辺の地形区分図

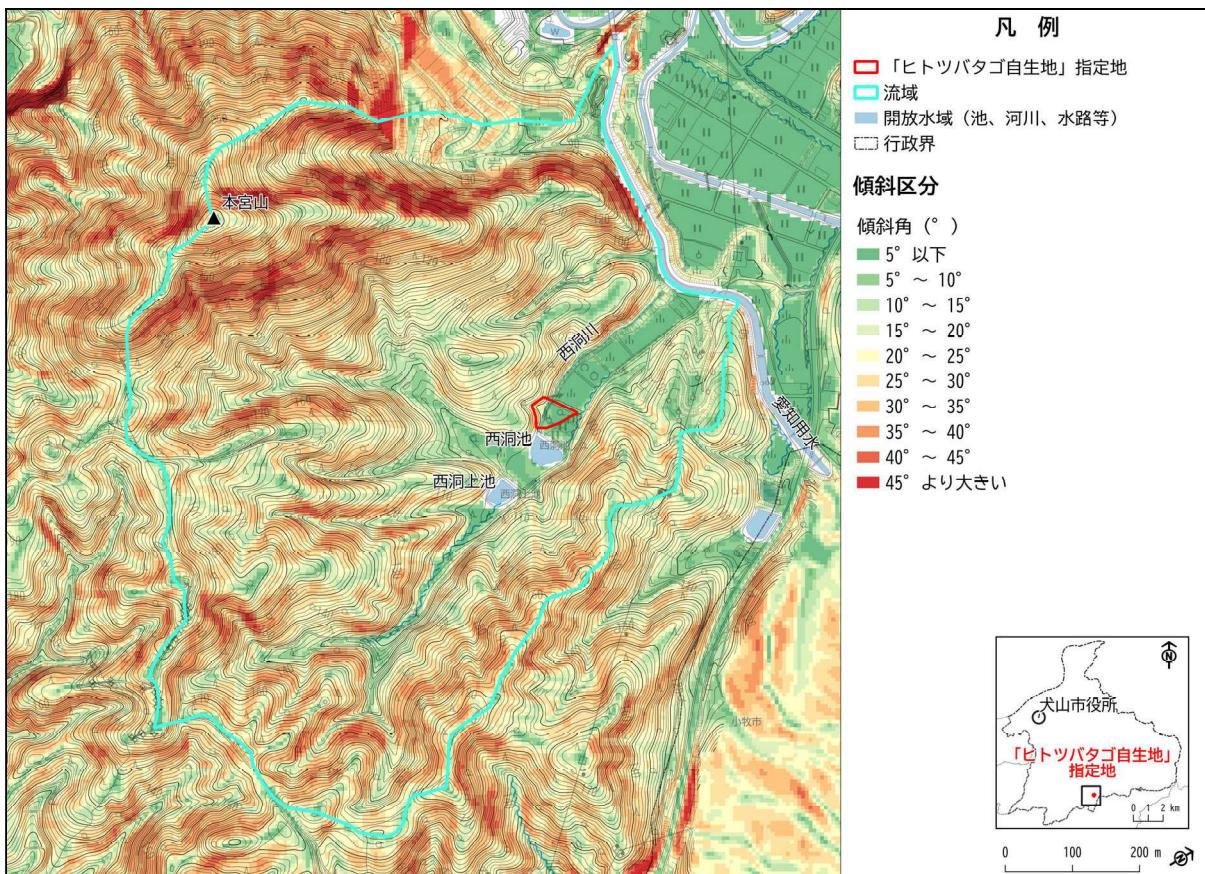


図3-11 本自生地及びその周辺の傾斜区分図

## (2) 地質

### ① 自生地及び周辺の概況（文献調査）

本自生地及びその周辺（図3-12）は本宮山山地にあり、中・古生代の下位から順にチャート層、砂岩泥岩層、泥岩チャート層が識別される。チャート層は最も広い分布を持ち、厚さ1cm～5cmの固い珪質部と厚さ1cm以下で剥離性のある柔らかい泥質部からなる層状チャートのみからなり、400m～500mの層厚を有する。砂岩泥岩層は大懸神社及び泉淨院付近に分布しており、砂岩優勢な砂岩泥岩互層及び塊状砂岩からなる。泥岩チャート層は泥岩基質（泥岩、砂岩・チャート礫を含む）と異地性岩体（チャート）からなり、池野背斜の北翼では犬山市楽田及び本宮山周辺地域、南翼では小牧市久保周辺に分布している。この地層は入鹿池周辺まで追跡でき、1,000m以上の層厚がある。泥岩基質（泥岩、砂岩・チャート礫を含む）は、剥離性のある暗灰色の泥岩中に厚さ2mm～3mmから20cm～30cmの砂岩礫を多数含み、ときおり径3cm～6cmのチャートの亜角礫、まれに、厚さ50cm～200cmのチャートや塊状砂岩を挟む。また、谷底平野堆積物は西洞池のある開析谷の下流側でみられ、砂、礫及びシルトが堆積している。

#### 【文献】

坂本亨・桑原徹・糸魚川淳二・高田康秀・脇田浩二・尾上亨(1983)名古屋北部地域の地質. 地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 京都 (11) 第20号.

### ② 自生地の現状

本自生地は、砂、礫及びシルトが堆積した谷底平野堆積物上に位置している。

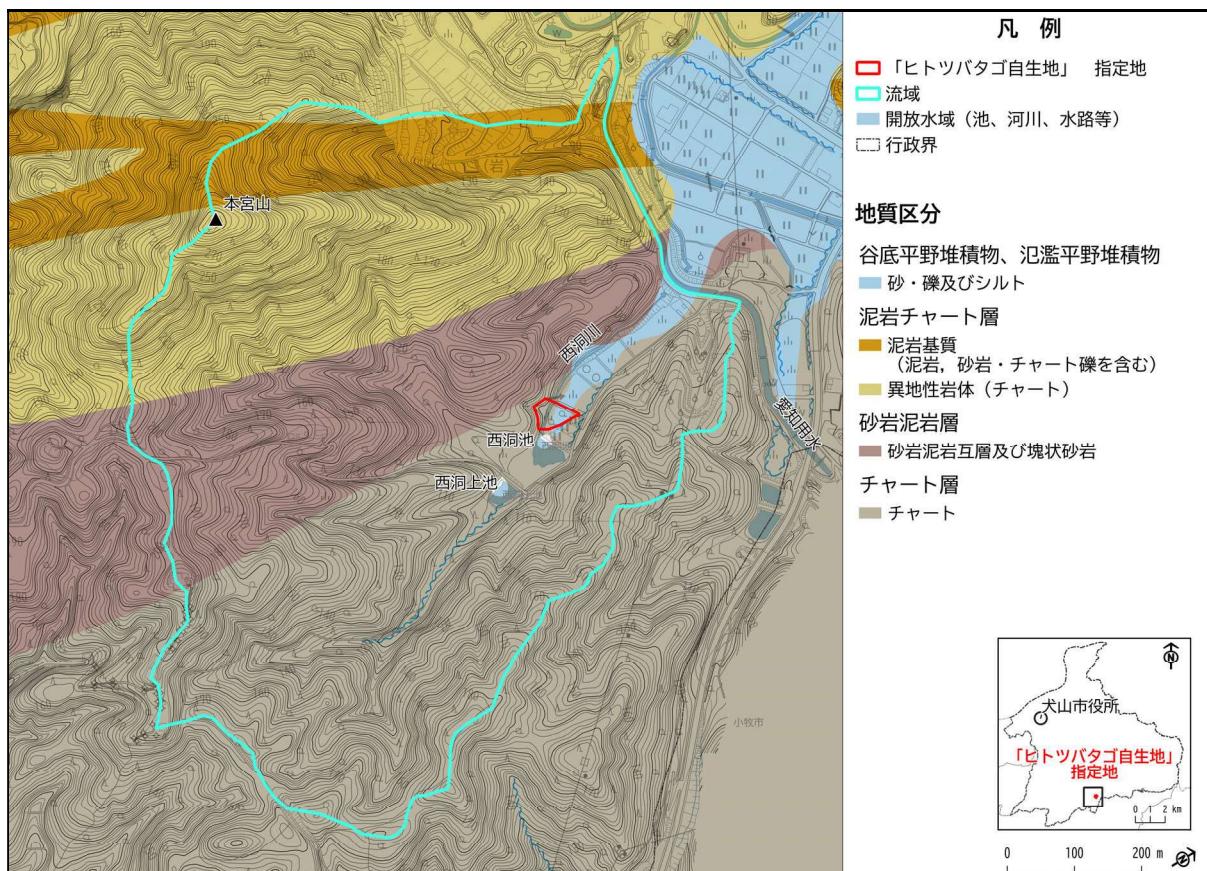


図3-12 本自生地及びその周辺の地質図

### (3) 土壤

#### ① 自生地及び周辺の概況（文献調査）

本自生地及びその周辺（図3-13）の土壤は、山地の乾燥しやすい地域に分布する乾性褐色森林土壤（黄褐系）、丘陵地に分布する乾性褐色森林土壤（以上、林地土壤）、灰色低地土壤（以上、農地土壤）、その他（市街地・人工改変地・ゴルフ場・その他）で構成されている。谷底平地に位置する指定地は、その他の区分に属している。

林地土壤のうち、乾性褐色森林土壤（黄褐系）は入鹿池統（Irka）と二ノ宮統（Nm）で構成されている。入鹿池統（Irka）はチャートを母材とする残積土、匍匐土で、土性は砂質壤土で、下層は通気、透水も悪く、林木の成長は良くないとされる。二ノ宮統（Nm）は、砂岩、泥岩等を母材とする残積土、匍匐土で、生産力の低い土壤である。乾性褐色森林土壤は定光寺1統（Jok-1）の1区分のみで、砂岩、泥岩、チャートを母材とする、砂質壤土から埴質壤土の土壤で、角礫に富み、固く生産力は小さい。

農地土壤の灰色低地土壤は桑ヶ谷統（Kg）の1区分のみで、沖積平坦地の土壤で、土色は主に灰色、一部排水の良いところで灰褐色を呈する場合もある。80cm以内の深さにグライ層は出現しないとされる。下層の一部が粘質の相となっているものも多い。

#### 【文献】

愛知県（1986）愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部。

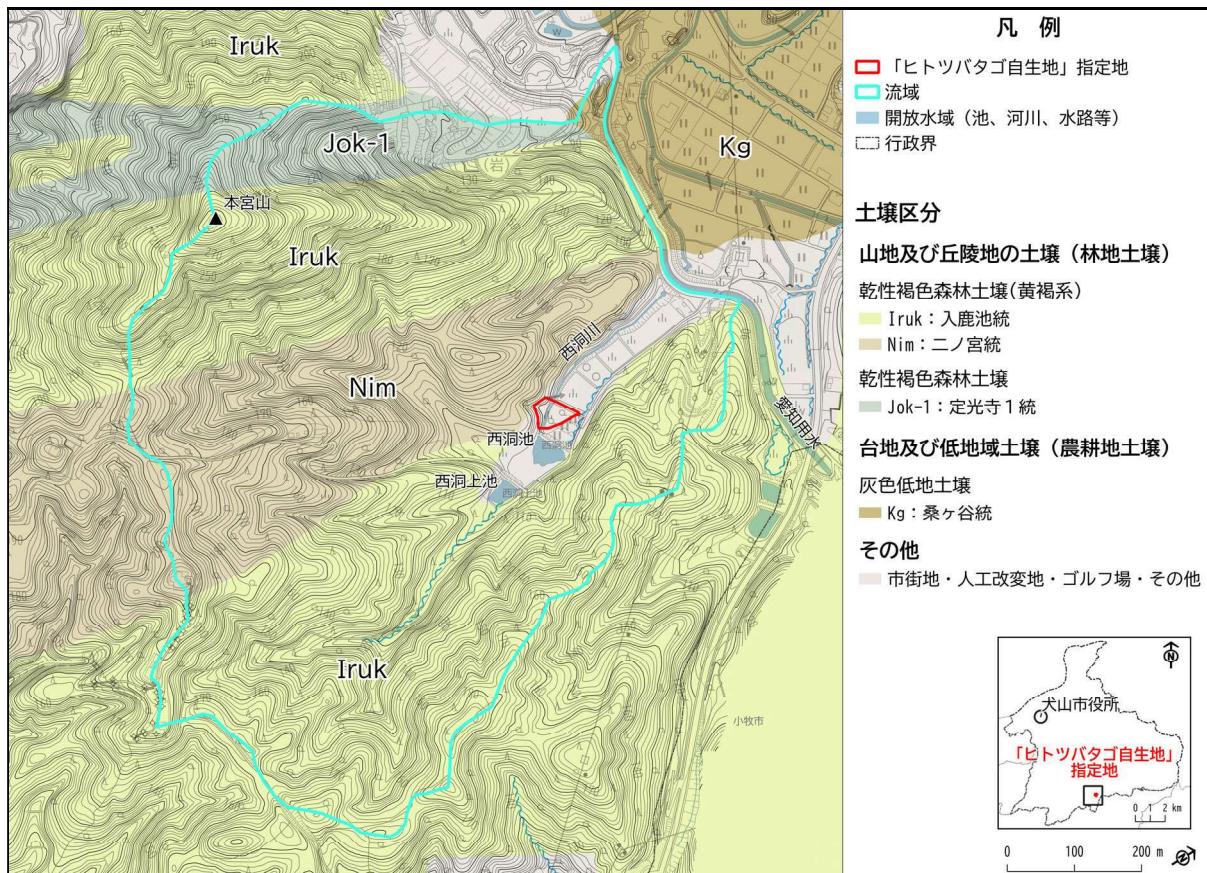
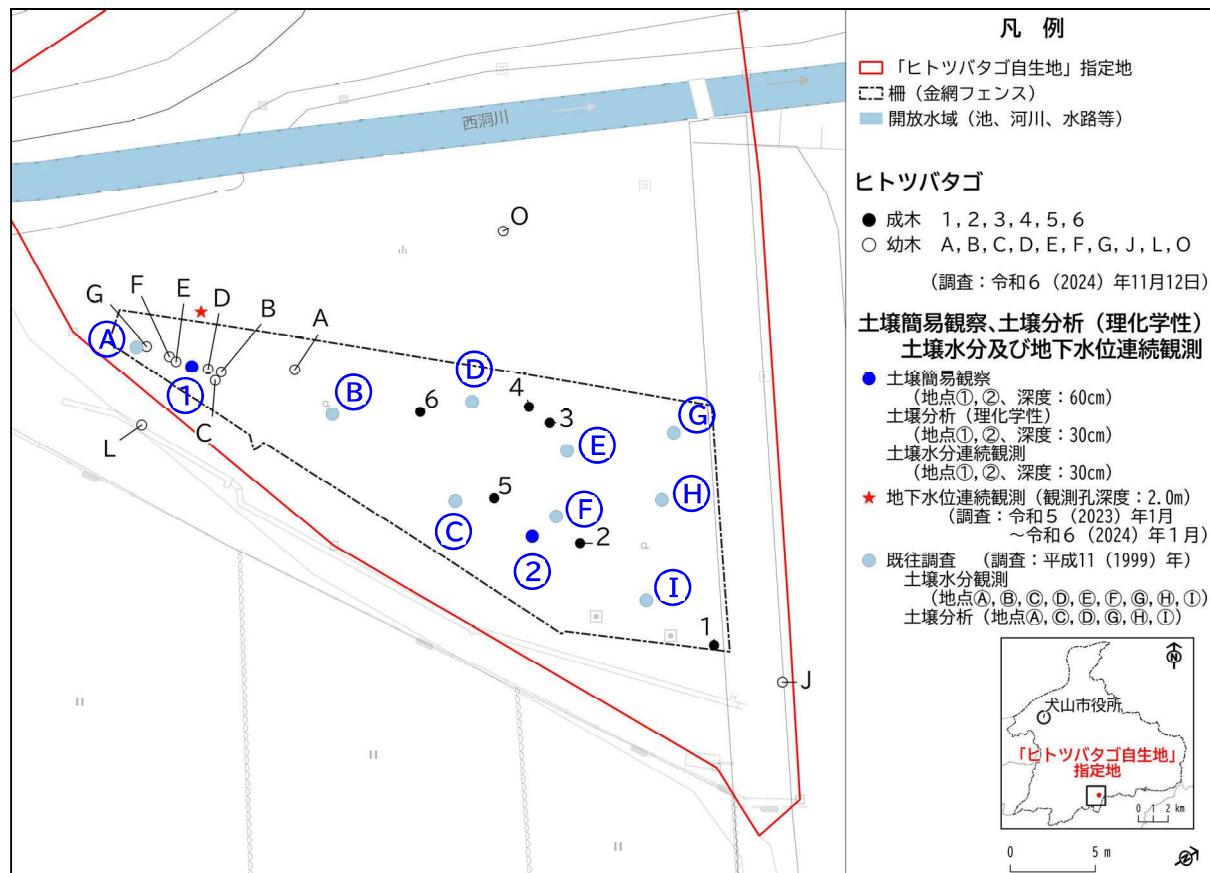


図3-13 本自生地及びその周辺の土壤図

## ② 自生地の現状（現地調査）

本自生地において、令和5（2023）年1月11日に土壤簡易観察（土壤断面、土性、土壤水分）及び土壤分析（理化学性）を行うとともに、同日16時から令和6（2024）年1月31日8時まで観測機器を用いた土壤水分の連続観測を行った。

簡易観察及び連続観測地点は、策定委員会の現地指導（令和4（2022）年11月25日（金））により、幼木が生育する上流側と、成木が生育する下流側の2箇所（根系等への影響がない場所）とした。



●土壤簡易観察、土壤分析（理化学性）、土壤水分連続観測地点 ★地下水位連続観測地点  
(上流側：地点①) (下流側：地点②)



図3-14 本自生地における土壤簡易観察、土壤分析（理化学性）、土壤水分・地下水位の連続観測地点

## ■土壤断面、土壤水分、土性の簡易観察

土壤分析地点2地点において、深度60cmまで掘削し、土壤分析試料の採取深度及び土壤水分計設置深度を確認した（現地調査：令和5（2023）年1月）。地点①の試孔は、全体的に壤土（もしくは埴土）からなる。深度60cmでは、やや湿り気を帯びているものの、地下水の滲み出しは認められなかった。地点②の試孔は、深度30cmまでは壤土もしくは埴土、それ以深は埴土もしくは重粘土に変化している。深度60cmで地下水が滲み出し、その後、水頭が深度40cmまで上昇した。深度50cm前後から、掘削土がグライ土に変化していたことからも、地点②付近は地下水位が高いことを示していた。

地点①②において土壤水分計（センサー：ECH20 EC-5）による深度別の体積含水率（%）を簡易計測した結果、深度5cmから深度40cmまでの土壤水分に地点間の差が認められた。特に、深度5cmから深度20cmまでの差が大きかった。

a) 試孔の土壤断面

地点①



(2023年1月11日撮影)

地点②



(2023年1月11日撮影)

b) 深度別の体積含水率（%）

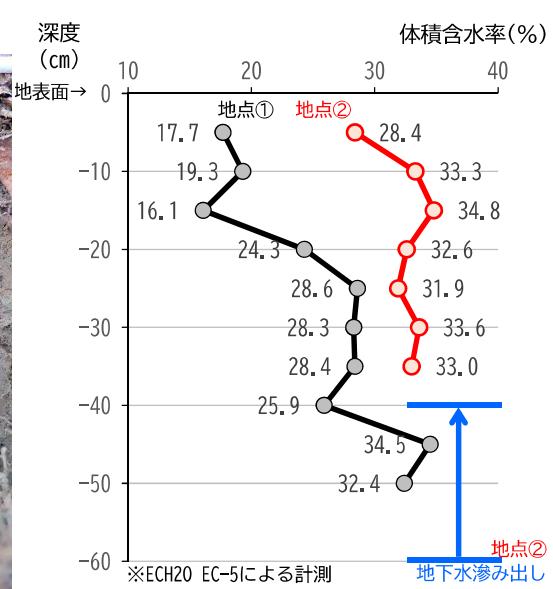


図3-15 本自生地の土壤分析地点の試孔の様子と深度別の体積含水率（%）の変化



写真3-5 本自生地の土壤分析地点②の掘削土（破線部がグライ土）

## ■土壤分析（理化学性）

本自生地の土壤分析（理化学性）の結果は以下のとおりである（土壤試料採取：令和5（2023）年1月）。各項目の分析結果の傾向は、既往調査（平成11（1999）年調査）で得られた「自生地の土壤は酸性土壤で、貧栄養である」という特性と同様の傾向を示しており、ヒトツバタゴ自生地における土壤の理化学性に大きな変化は見られない。

pHは地点①（5.0）、地点②（5.3）ともに低く、酸性土壤である。

電気伝導率（EC）は0.02dS/m（地点②）～0.03dS/m（地点①）の範囲にあった。

強熱減量（g/kg）は42.2g/kg（地点②）～51.7g/kg（地点①）の範囲にあった。

全窒素（N）（主に植物の成長に作用する成分）は、0.46g/kg（地点①）～0.71g/kg（地点②）の範囲にあった。

全カリウム（K<sub>2</sub>O）（主に根の生長等に作用する成分）は、3.68g/kg（地点②）～6.91g/kg（地点①）の範囲にあった。

全リン酸（P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>）（主に開花結実に作用する成分）は、0.41g/kg（地点②）～0.61g/kg（地点①）の範囲にあった。

土壤水分計（測定インターバル10分）による深度30cmの体積含水率（観測時間14:50～16:00の平均、データ数8）は30.8%（地点①）～35.0%（地点②）の範囲にあった。

表3-17 本自生地における既往の土壤分析結果（平成11（1999）年調査時）

地点	深度 (cm)	pH	アンモニア態窒素 (NH <sub>4</sub> -N) (mg/100g)	硝酸態窒素 (NO <sub>3</sub> -N) (mg/100g)	可給態 リン酸 (P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> ) (mg/100g)	交換性 カリウム (K <sub>2</sub> O) (mg/100g)	交換性 カルシウム (CaO) (mg/100g)	交換性 マグネシウム (MgO) (mg/100g)	可給態鉄 (Fe) (PPm)	塩分 (NaCl) (%)
(A)	10	4.5	1	1以下	1	70	200	1	5	0.015
	30	4.3	1	1以下	5	70	-	1	5	0.015
	60	4.3	1	1以下	5	70	-	1	5	0.05
(C)	10	4.5	1	1以下	50	30	-	1	25	0.005
	30	4.3	1	1以下	5	30	-	1	25	0.005
	60	4.3	1	1以下	5	35	-	1	25	-
(D)	10	4.3	1	1以下	5	35	-	1	10	0.015
	30	4.3	1	1以下	5	35	-	1	10	0.015
	60	4.0	1	1以下	5	10	-	1	100	0.05
(G)	10	4.5	1	1以下	30	20	-	1	75	0.005
	30	4.5	1	1以下	50	20	-	1	75	0.005
	60	4.3	1	1以下	10	20	-	1	100	0.005
(H)	10	4.3	1	1以下	5	35	-	1	20	0.015
	30	4.3	1	1以下	5	35	-	1	20	0.015
	60	4.3	1	1以下	5	35	-	1	100	0.05
(I)	10	4.5	1	1以下	5	35	-	1	20	0.015
	30	4.7	1	1以下	5	35	-	1	5	0.015
	60	4.5	1	1以下	5	35	-	1	75	0.015

注) 測定は「Dr.ソイル」（富士平工業株式会社）による。

注) 地点の位置は図3-14を参照。

出典) 国指定天然記念物犬山市池野地区ヒトツバタゴ自生地保全調査研究報告（平成12（2000）年2月）

表3-18 本自生地における土壤分析結果（土壤試料採取：令和5（2023）年1月）

分析項目	単位	地点		分析方法
		地点① 深度 30cm	地点② 深度 30cm	
pH (H <sub>2</sub> O) [液温]	[°C]	5.0 [20]	5.3 [20]	ガラス電極法「土壤環境分析法」
電気伝導率 (EC)	dS/m	0.03	0.02	電気伝導率計法（1：5水浸出法） 「土壤環境分析法」
強熱減量	g/kg*	51.7	42.2	土の強熱減量試験「JISA1226」
全窒素 N	g/kg*	0.46	0.71	硫酸分解法「土壤環境分析法」
全カリウム K <sub>2</sub> O	g/kg*	6.91	3.68	過塩素酸分解-フレーム原子吸光法 「土壤標準分析・測定法」
全リン酸 P <sub>2</sub> O <sub>5</sub>	g/kg*	0.61	0.41	過塩素酸分解-バナドモリブデン酸 法「土壤標準分析・測定法」
土壤含水率 (体積含水率)	%	30.8	35.0	令和5（2023）年1月11日14:50～ 16:00の8データ平均(10分計測)

【特記事項】(1)単位はSI単位を基本に表示（但し、組成割合を示す項目は%表示）。単位の\*印は乾土あたり。

### ■土壤水分の連続観測

本自生地（金網フェンス内）の深度30cmにおける土壤水分（体積含水率）の現状（観測期間：令和5（2023）年1月11日16時00分～令和6（2024）年1月31日8時00分）を、本自生地近傍のアメダス観測所（多治見）の日降水量と併せて整理した。

連続観測期間中の地点①（平均31.7%）と地点②（平均59.0%）の土壤水分（体積含水率）には明確な差があり、地点②がより過湿な状態になる。

降雨に対する土壤水分（体積含水率）の応答は、地点①②ともに降雨と共に同時に上昇するが、地点①はその後速やかに下降する。地点②は高い状態が一定期間継続する傾向がある。

地点①の土壤水分（体積含水率）は、小雨期（10月～3月）（期間平均31.5%）と多雨期（4月～9月）（期間平均32.0%）に大きな差は無く、年間を通じて概ね一定の水準（平均31.7%）で推移する。

地点②の土壤水分（体積含水率）は、多雨期（4月～9月）（期間平均66.0%）が小雨期（10月～3月）（期間平均46.6%）よりも高い。特に、大雨後に降雨が続く場合、一旦上昇した土壤水分（体積含水率）はその状態を維持し、推移する傾向がある。

地点②と地点①の土壤水分（体積含水率）の差は小雨期（10月～3月）で約15%、多雨期（4月～9月）では約30%以上になる。

深度30cmにおける土壤水分（体積含水率）の地点間の違いは、地点①（壤土もしくは埴土）と地点②（埴土もしくは重粘土）の土性の違い（土壤の保水力の違い）、地下水位面の違いが影響している。この傾向は、既往調査（平成11（1999）年調査）と同様の傾向を示しており、本自生地における土壤水分の変動特性に大きな変化は見られない。

表3-19 本自生地における既往の土壤水分測定結果（平成11（1999）年調査時）

深度 (cm)	調査時 の天候	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)
10	晴れ	2.2	2.1	2.3	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4
	晴れ	2.0	-	2.1	1.5	-	-	1.4	1.4	1.4
	雨	1.7	-	2	1.5	-	-	1.4	1.4	1.4
	雨	1.8	1.6	1.8	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
30	晴れ	1.7	1.6	1.8	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
	晴れ	1.7	1.6	1.8	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
	雨	1.5	1.5	1.6	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
60	晴れ	1.4	-	1.4	1.5	-	-	1.4	1.4	1.5
	晴れ	1.4	-	1.4	1.5	-	-	1.4	1.4	1.5

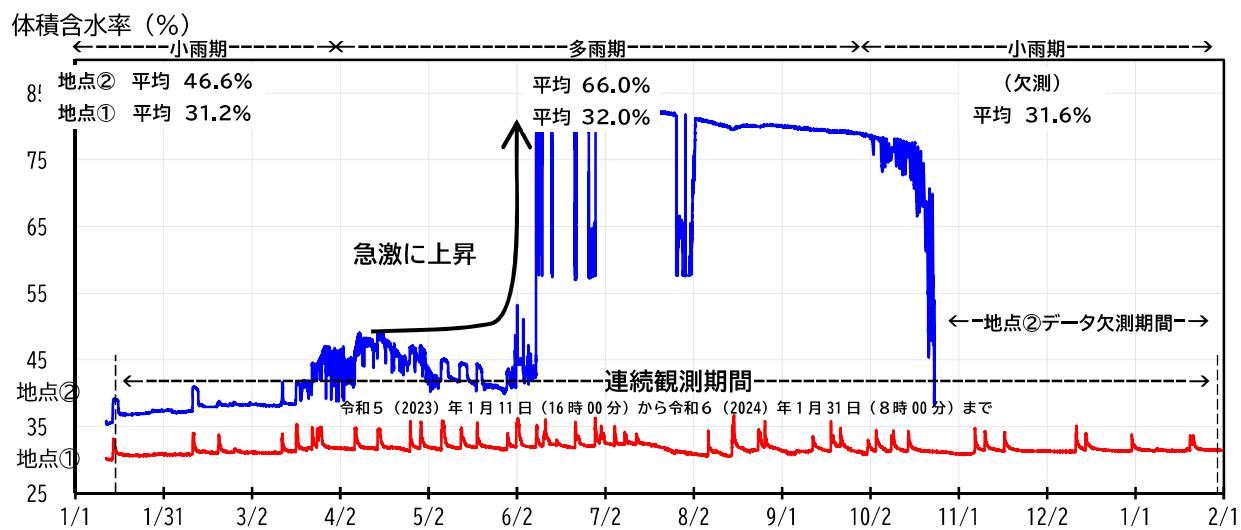
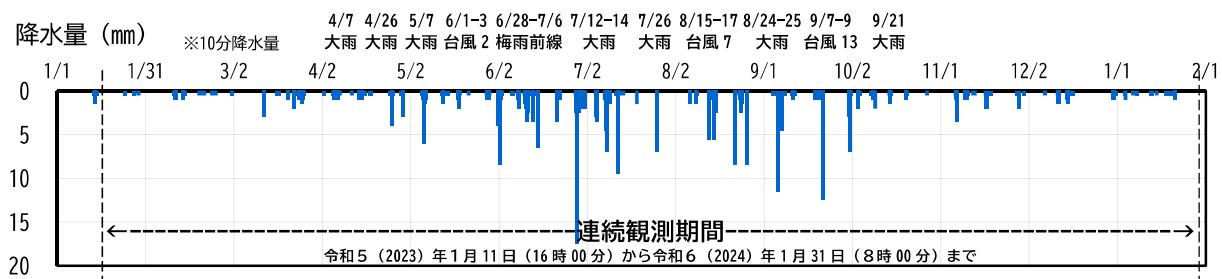
注) 表中の数値はpF値。値が大きいほど、土壤が乾燥していることを示す。0~1.5は湿潤な状態である。

注) 詳細な調査日は不明。

注) 地点の位置は図3-14を参照。

注) 測定はセラミックス土壤水分計 PF-33型（電気化学計器株式会社）による。

出典) 国指定天然記念物犬山市池野地区ヒツバタゴ自生地保全調査研究報告（平成12（2000）年2月）



※土壤水分観測期間：令和5（2023）年1月11日～令和6（2024）年1月31日

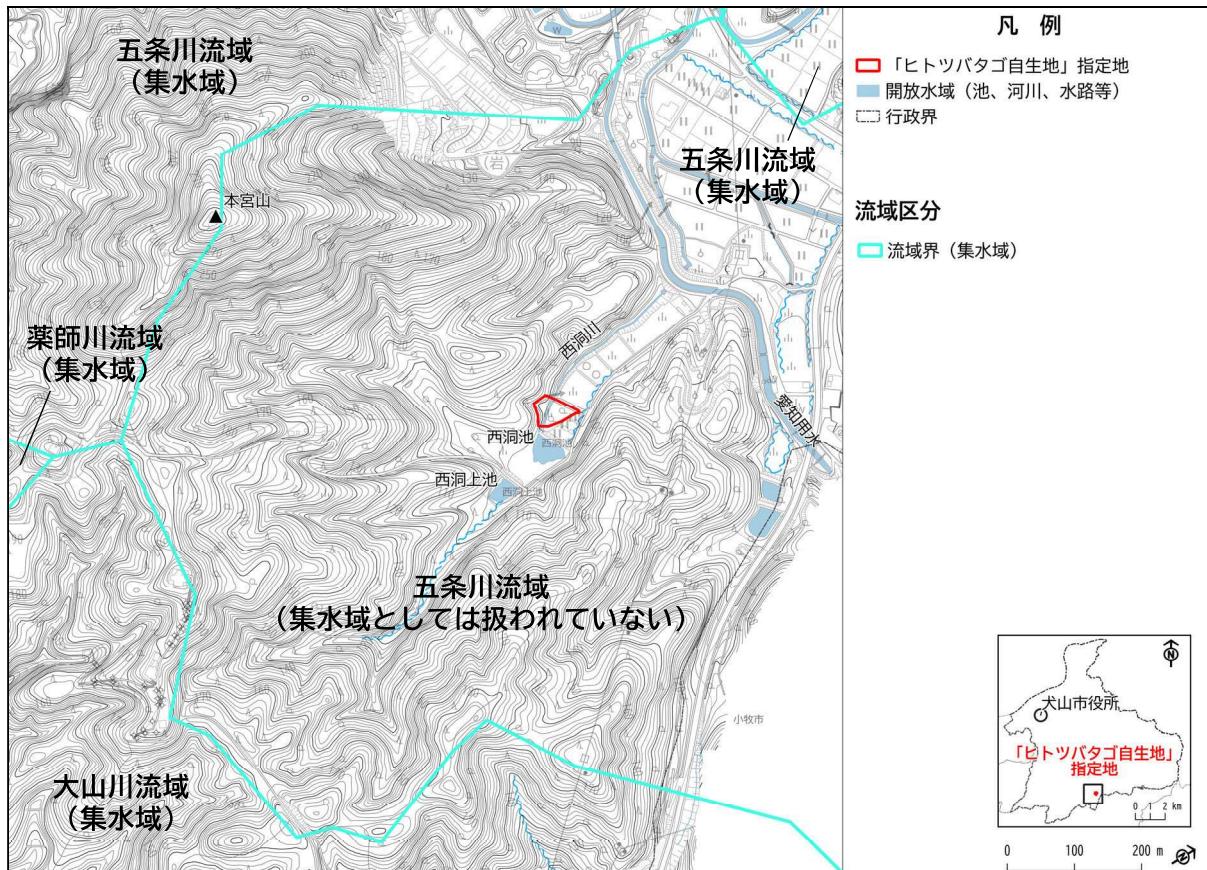
図3-16 本自生地における土壤水分（深度30cm、体積含水率%）と近傍のアメダス観測所（多治見）の降水量（mm）（10分雨量）の変化

## 2.4 水象

### (1) 河川

#### ① 自生地及び周辺の概況（文献調査）

本自生地及びその周辺（図3-17）には、五条川流域（集水域）、大山川流域（集水域）、薬師川流域（集水域）の3つの流域が存在する。指定地及びその周辺は五条川流域に属しているものの、五条川の集水域としては区分されていない。指定地のある谷底平野には、指定地の上流側にある西洞上池と西洞池の2つの農業用ため池、ため池から流下する西洞川、指定地の北東側に流れる愛知用水が存在する。



#### ② 自生地の現状（現地調査）

令和5（2023）年1月、4月に調査したところ、本自生地で確認した表流水は計9つの系統である。

本自生地に直接流入する水路（表流水）は無い。周辺では、本自生地の上流側にある西洞池で、①西洞上池を経由する水路、②西洞池左岸側の谷底低地由来の水路、③西洞池右岸側の沢由来の水路、の3系統が存在する。

西洞池から本自生地に直接接続する水路では、④西洞川（コンクリート三面張り）、⑤西洞池堰堤直下の集水溝とそれに続く水路（U字溝）、⑥西洞池堰堤からの滲みだし由来の水路（素掘り）（降雨時）、の3系統が存在する。

本自生地の下流側には、⑦自生地の下流側への排水路、⑧左岸斜面林内の湧水、⑨自生地の下流側の右岸斜面林内の沢由来の水路、の3系統が存在する。

本自生地では、既存の金網フェンス内的一部分で、非降水時には地表面が過湿な状態に、降水時には明らかな「水たまり」になる場所がある。金網フェンス内の地中の埴土や重粘土等の分布深度が一様では無いこと（場所による地下部の土壤構造の違い）が影響している可能性がある。

表3-20 本自生地及びその周辺の水路・湧水の状況

水路	概要
<b>水路①</b> 西洞上池を経由する水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>西洞上池へは、上流側の主谷と枝谷から表流水が流入している。</li> <li>西洞池へは堰堤内の暗渠を通じて流下している。</li> </ul>
<b>水路②</b> 西洞池左岸側の谷底低地由来の水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>西洞池の左岸の谷底低地は砂礫質の土砂が堆積している。</li> <li>谷の上流側では表流水は無く、谷の出口付近で確認した。</li> </ul>
<b>水路③</b> 西洞池右岸側の沢由来の水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧水量、表流水が多く、沢の出口に水たまりができている。</li> <li>道路下の導水管を通じて、西洞池側に流入している。</li> </ul>
<b>水路④</b> 西洞川（コンクリート三面張り）	<ul style="list-style-type: none"> <li>非降水時に確認した水路では最も流量が多い（令和5（2023）年1月11日時点で約0.7L/s）。</li> <li>深さ178cmのコンクリート三面張り水路のため、水路を流れる表流水が自生地に直接流入していない。</li> <li>水路の両壁（左岸斜面林及び自生地側）に埋設された複数の排水管からの排水量・箇所が、降水時（令和5（2023）年4月7日）に増加している。</li> </ul>
<b>水路⑤</b> 西洞池堰堤直下の集水溝とそれに続く水路（U字溝）	<ul style="list-style-type: none"> <li>非降水期（令和5（2023）年1月11日）、降水時（令和5（2023）年4月7日）のいずれも流水は無い。</li> </ul>
<b>水路⑥</b> 西洞池堰堤からの滲みだし由来の水路（素掘り）（降雨時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>非降水時（令和5（2023）年1月11日）には確認されず、降水時（令和5（2023）年4月7日）に確認した水路である。</li> <li>滲み出し由来の水路は自生地には向かわらず、道路脇から自生地下流側の耕作放棄地の水たまりに流下している。</li> </ul>
<b>水路⑦</b> 自生地の下流側への排水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>自生地下流側の放棄水田に排水管を通じて地下水が流出し、水たまりができている。</li> <li>非降水時（令和5（2023）年1月11日）には明確な排水は確認されず、降水時（令和5（2023）年4月7日）に確認した。</li> </ul>
<b>水路⑧</b> 左岸斜面林内の湧水	<ul style="list-style-type: none"> <li>非降水時（令和5（2023）年1月11日）のため、湧水量が少なく、滲み出しを確認する程度である。</li> <li>湧水箇所と自生地の間には、西洞川（深さ178cmのコンクリート三面張り）が流れているため、湧水が自生地に直接流入することは無い。</li> </ul>
<b>水路⑨</b> 自生地下流側の右岸斜面林内の沢由来の水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧住居用の水源跡として、古い集水溝と貯水槽が残っている。</li> <li>湧水量は多いが、自生地下流側に位置しているため、直接流入することは無い。</li> </ul>

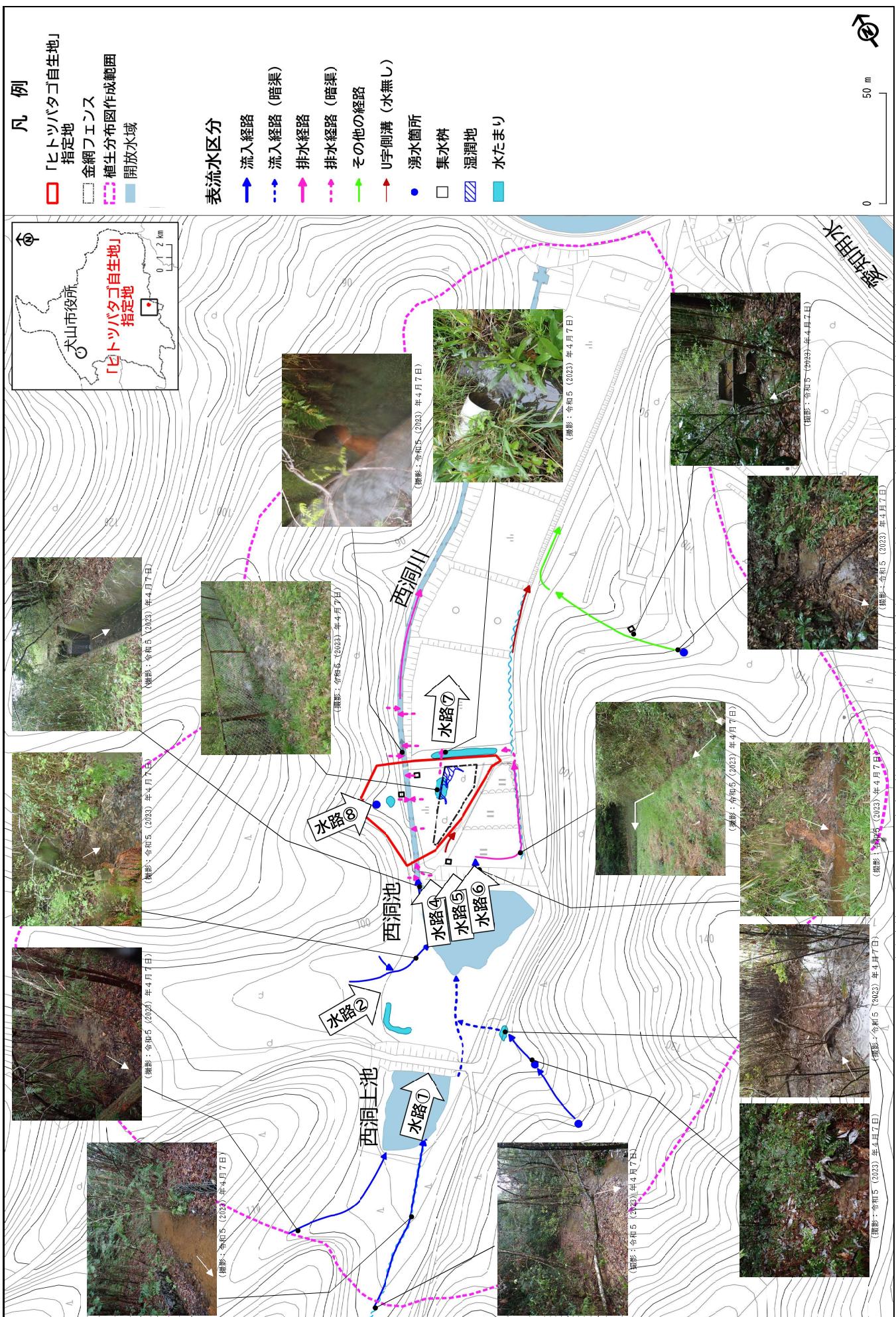
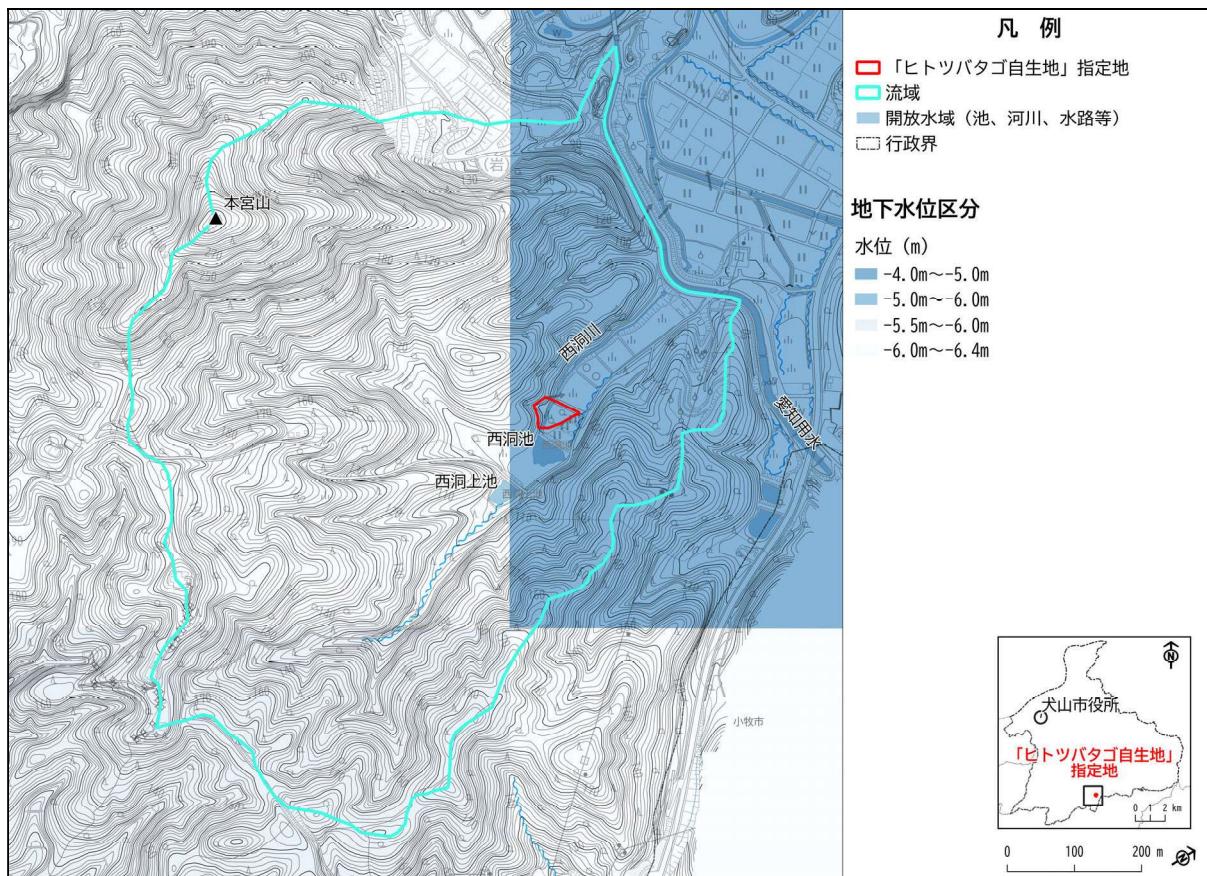


図3-18 本自生地及びその周辺の水路の状況（現地調査：非降水時／令和5（2023）年1月、降水時／令和5（2023）年4月）

## (2) 地下水位

### ① 自生地及び周辺の概況（文献調査）

本自生地及びその周辺（図3-19）の地下水水面（深層地下水）は深度5m程度とされる。



#### 【文献】

越谷賢・丸井敦尚(2011)日本全国の地盤調査ボーリングデータを用いた地形・地質条件に基づく地下水水面の推定. 地下水学会誌 53 (2) 179-191.

### ② 自生地の現状（現地調査）

令和5（2023）年1月11日16時から令和6（2024）年1月31日8時まで現地で連続観測を行った。本自生地における地下水（地下水位の基準面（0.0m）は地表面）は、1月（月平均：-1.22m）、2月（月平均：-1.06m）から降水量が増加する3月（月平均：-1.00m）にかけて徐々に上昇する。次に、降雨量が増加する4月（月平均：-0.95m）以降、5月及び6月（いずれも月平均：-0.92m）が最も高くなり、7月（月平均：-0.96m）、8月（月平均：-0.98m）、9月（月平均：-0.98m）にかけて、高い状態で推移する。その後、降雨量が減少する10月（月平均：-1.02m）、11月（月平均：-1.12m）、12月（月平均：-1.11m）の地下水位は、1月や2月と同程度にまで低下する。

一方、日降水量（アメダス観測所（多治見）、連続観測期間中の降水量は計1,345mm）との関連では、複数回にわたり、数時間にわたる継続的な降水を観測した期間があり、それに応答して地下水位が上昇する傾向がある。

本自生地の地下水位は、多雨期（4月～9月）と小雨期（10月～3月）の最大水位差は約20cm

となる。この約 20cm の水位差が地下部の土壤構造の違いの影響を受けて、4月以降に地盤高の低い自生地北東側で確認した地表面への滲み出しをもたらしているものと推察される。

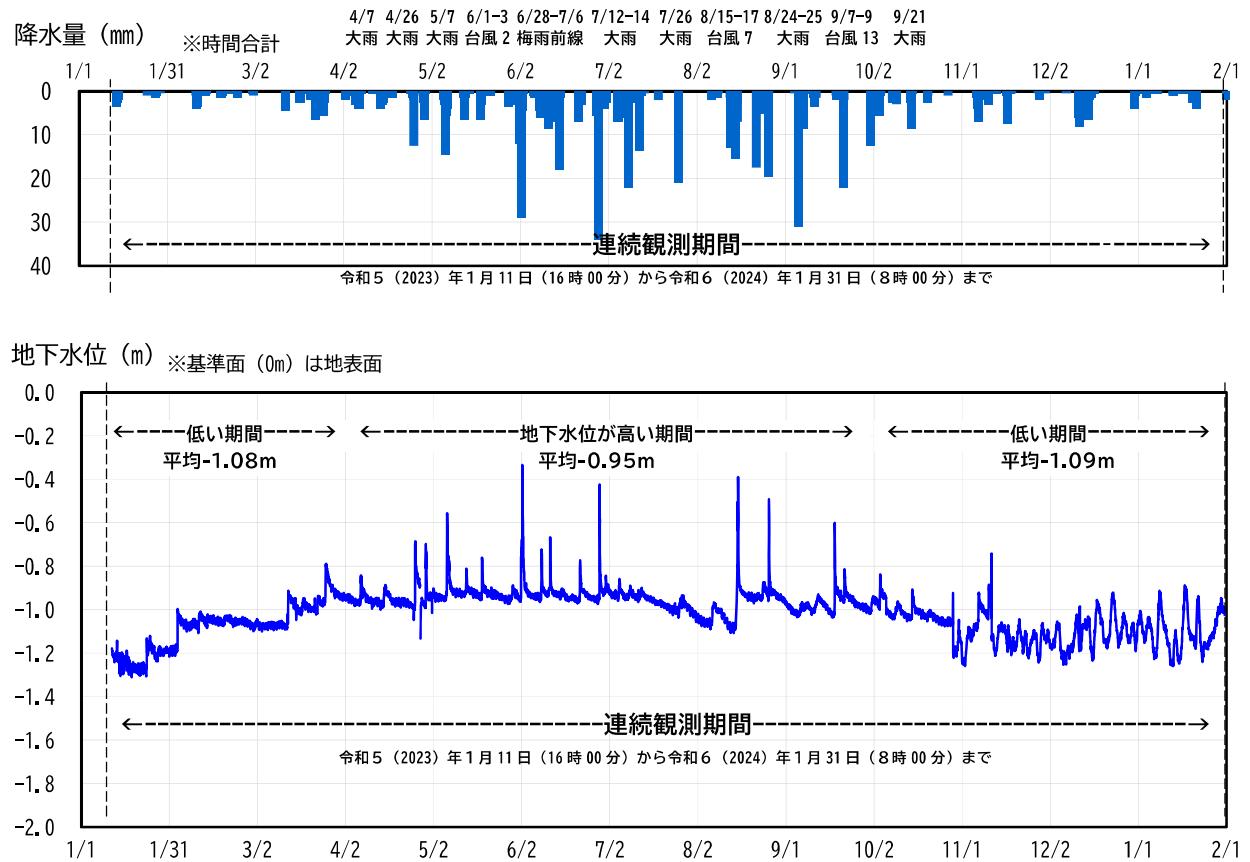


図3-20 本自生地の地下水位 (m) とアメダス観測所（多治見）の日降水量 (mm)  
※ヒトツバタゴ自生地での地下水位観測期間：令和5（2023）年1月11日～令和6（2024）年1月31日

## 2.5 動植物

既存資料に基づき、指定地を含む周辺域（犬山市）に生息・生育する動植物の状況を把握した。主に把握した内容は、指定地とその周辺の植生の概況、重要な動植物の生息・生育状況、ヒトツバタゴの生育に関わりがあると思われる種等である。

### （1）植物

#### ① 植物相

##### a 自生地及び周辺の概況（文献調査）

犬山市を含む尾張北東部（犬山市・春日井市・江南市・小牧市・大口町・扶桑町）で生育記録のある植物種は計 1,174 種（属及び科の一種等の種の特定に至っていないものは除く。科名・種名及びその配列は河川水辺の国勢調査ための生物リスト（令和 5（2023）年 12 月 5 日更新）を基本とする。）である。これらのうち、自生地内に生育記録のある種は 228 種（柵（金網フェンス）の内：206 種、外：73 種）、自生地外が 1,123 種である。

##### 【文献】

- 愛知県（1999）愛知県犬山市池野国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地保護調査報告書。  
愛知県環境局環境政策部自然環境課（2020）愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックあいち 2020—植物編一。  
愛知県環境局環境政策部自然環境課（2021）愛知県の外来種 ブルーデータブックあいち 2021。  
犬山市（1979）犬山市の植生。  
犬山市（2011）平成 22 年度ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書。  
犬山市（2012）平成 23 年度ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書。  
犬山市（2013）平成 24 年度ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書。  
犬山市（2014）平成 25 年度ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書。  
犬山市（2015）平成 26 年度ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書。  
犬山市（2016）平成 27 年度ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書。  
犬山市（2017）平成 28 年度ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書。  
犬山市（2018）平成 29 年度ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書。  
犬山市（2019）平成 30 年度ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書。  
犬山市（2020）ヒトツバタゴ管理等指導委託業務報告書。  
犬山市（2021）ヒトツバタゴ管理等指導委託業務報告書。  
犬山市（2022）天然記念物ヒトツバタゴ管理等指導業務報告書。  
犬山市（2023）天然記念物ヒトツバタゴ管理等指導業務報告書。  
犬山市（2024）天然記念物ヒトツバタゴ管理等指導業務報告書。  
環境庁（1978）第 2 回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）特定植物群落調査報告書。  
環境省（2000）第 5 回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）特定植物群落調査報告書。  
岐阜大学（2000）国指定天然記念物犬山市池野地区ヒトツバタゴ自生地保全調査研究報告。  
波磨寛太郎（1923）愛知岐阜福井三縣下の植物調査報告、内務省天然紀念物調査報告 植物之部第五輯、167-173。  
浜島繁隆（1999）西洞池（愛知県犬山市）の植生、ため池の自然 30：28-29。  
広木詔三（2000）愛知県犬山市の天然記念物指定地内ヒトツバタゴ林におけるヒトツバタゴの種子生産の豊凶と実生の生残、情報文化研究 12：19-27。

##### b 自生地の現状（現地調査）

令和 5（2023）年 4 月、8 月、10 月に現地調査を行ったところ、本自生地と周辺流域で確認した植物種は 99 科 342 種、これらのうち指定地内で 64 科 144 種（柵（金網フェンス）内：47 科 105 種、柵（金網フェンス）外：42 科 73 種）、指定地外で 97 科 305 種を確認している。

指定地の柵（金網フェンス）内を対象に、これまでに記録した全ての植物種（74 科 206 種）を、各種が生育する主な環境に基づいて大まかに 5 つの特性（抽水、湿地、草原、林縁、森林）に区分し、その変化を整理した。指定当時（大正 12（1923）年）から現在（令和 5（2023）年）にかけて、森林性の種が減少し、草原性の種が増加傾向にある。

一方、指定地（柵（金網フェンス）内）の立地環境の指標となる湿地性の種は増加している

もの、全体に占める構成比に大きな変化は見られない。ただし、指定当時（大正 12（1923）年）に確認されていた 9 種のうち、現在（令和 5（2023）年）まで確認されているのはヌマトラノオ、ヒトツバタゴ、ミズギボウシの 3 種に限られ、それ以外は他の湿地性の種に置き換わっている。

表 3-21 本自生地（柵（金網フェンス）内）の環境特性別の植物種

環境特性	種名（計 206 種）
抽水	2 種：ウキヤガラ、ホタルイ
湿地	35 種：アイナシ、イソノキ、カサスゲ、トネリコ、サギソウ、ヌマトラノオ、ハンノキ、オオミズゴケ、イッサンテンツキ、ヌマガヤツリ、ボントクタデ、ヒメシロネ、ムカゴニンジン、チゴザサ、コアゼガヤツリ、ハッカ、アメリカセンダングサ、サクラタデ、チドメグサ、ヒメクグ、ヤノネグサ、アブラガヤ、ノチドメ、ヒメゴウソ、メリケンガヤツリ、アギスミレ、コギボウシ、ヒトツバタゴ、ミズギボウシ、ツボスミレ、ヌカキビ、アイダクグ、ウリクサ、イヌガラシ、ヤナギタデ
草原	56 種：ゼンマイ、ワレモコウ、アリノトウグサ、イタドリ、ススキ、オオバコ、ヒメジョオン、ヒヨドリバナ（広義）、カタバミ、ツユクサ、セイタカアワダチソウ、コカモメヅル、オオアレチノギク、ヨウシュヤマゴボウ、イヌホオズキ、アメリカイヌホオズキ、イヌタデ、ヘビイチゴ、スズメノヒエ、アレチノギク、オナモミ、コメナモミ、ヨメナ、ムラサキツユクサ、スギナ、ウマノスズクサ、ヤマジノギク、ミツバツチグリ、ネコハギ、オトギリソウ、スズカアザミ、カヤツリグサ、ヒメムカシヨモギ、ヤブマオ、アレチヌスピトハギ、ガガイモ、オニタビラコ（広義）、コセンダングサ、オオオナモミ、メリケンカルカヤ、タチスズメノヒエ、ハルジオン、ベニバナボロギク、キツネノマゴ、チガヤ、オカトラノオ、ヒメジソ、アキノエノコログサ、タイアザミ、チカラシバ、エノキグサ、アキノノゲシ、アレチマツヨイグサ、イノコヅチ、キンエノコロ、ヤブツルアズキ
林縁	65 種：ボタンヅル、メダケ、ヤマコウバシ、エンジュ、ウツギ、ゴンズイ、サルトリイバラ、センニンソウ、イボタノキ、ウルシ、ミツバアケビ、アケビ、アマチャヅル、イワヒメワラビ、カザグルマ、スイカズラ、タチツボスミレ、タラノキ、ナンブアザミ、オニドコロ、タツノヒゲ、イラクサ、ネムノキ、ヤマフジ、ツタ、ヤマブドウ、ヤマウコギ、ノダケ、クサギ、オドリコソウ、アキノタムラソウ、ヤマオオイトスグ、ヤマグワ、ノリウツギ、ヤブヘビイチゴ、ナガバモミジイチゴ、バッコヤナギ、ビロードイチゴ、シラコスゲ、カラスウリ、ミツバ、ハシカグサ、オカタツナミソウ、ヤマノイモ、ケネザサ、アカメガシワ、ノブドウ、クズ、ヤマハゼ、ヌルデ、ヘクソカズラ、ヘビノボラズ、アカソ、ツルニンジン、ネザサ、ノイバラ、エビヅル、アオツヅラフジ、ハンショウヅル、アシボソ、ヒメカンアオイ、フジ、フユイチゴ、カニクサ、カラスザンショウ
森林	48 種：アカマツ、イロハモミジ、カマツカ、ケチヂミザサ、ザイフリボク、ズミ、イヌツゲ、ガマズミ、クヌギ、クリ、コナラ、サワフタギ、シキミ、シシガシラ、ジャノヒゲ、ショウジョウバカマ、ソヨゴ、ハゼノキ、タムシバ、カンアオイ、ノササゲ、ヤマウルシ、アオハダ、サワダツ、リョウブ、カキノキ、ミズナラ、マルバスマレ、ミヤマガマズミ、ムラサキシキブ、ヤブコウジ、ヤブツバキ、ヒゴクサ、ナキリスゲ、ウメモドキ、ネジキ、ノキシノブ、アベマキ、ヤマガキ、ネズミモチ、エゴノキ、ササクサ、ヒサカキ、フモトシダ、マユミ、ウド、ハリガネワラビ、ダンコウバイ

注) 環境特性は主に「奥田重俊編（1997）生育環境別野生植物図鑑. 小学館, 東京」に従い区分した。

抽水：水底に根をはり、茎や葉を水面より上に伸ばす植物

湿地：抽水以外の湿地や湿原に生育する植物

草原：主に草原に生育する植物

林縁：主に林縁に生育する植物

森林：主に森林内に生育する植物

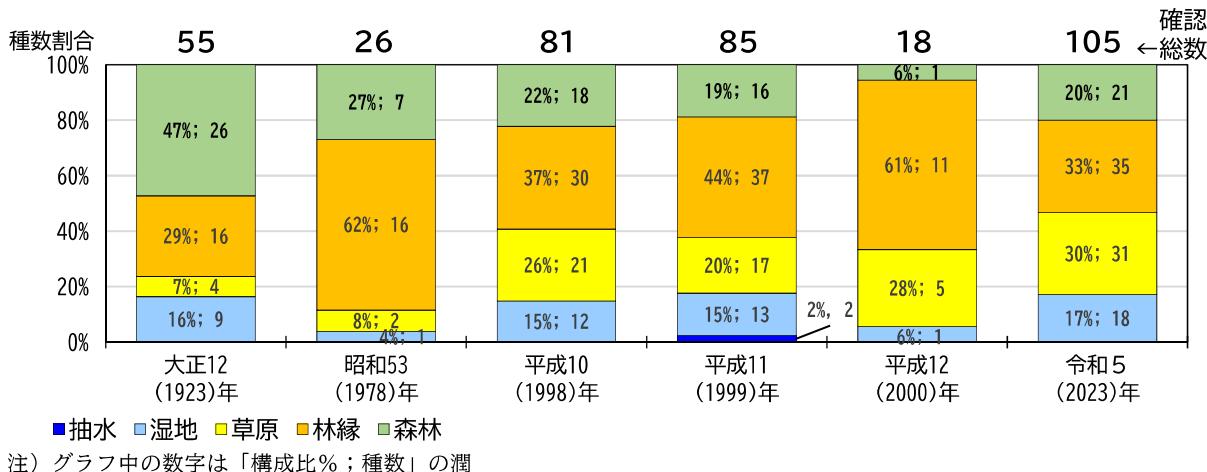
表3-22 本自生地（柵（金網フェンス）内）の環境特性別確認種数の変化

調査年 環境特性	大12 (1923) 年	昭53 (1978) 年	平10 (1998) 年	平11 (1999) 年	平12 (2000) 年	平22 (2010) 年	平23 (2011) 年	平24 (2012) 年	平25 (2013) 年	平26 (2014) 年	平27 (2015) 年	平28 (2016) 年	平29 (2017) 年	平30 (2018) 年	平31 (2019) 年	令2 (2020) 年	令3 (2021) 年	令4 (2022) 年	令5 (2023) 年
抽水	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湿地	9	2	12	13	1	0	1	1	1	4	4	4	1	1	1	1	1	1	18
草原	4	2	21	17	5	0	0	2	2	4	4	4	1	3	1	0	0	0	31
林縁	16	15	30	37	11	3	3	2	4	8	8	8	2	3	7	5	1	5	35
森林	26	7	18	16	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
計	55	26	81	85	18	5	6	5	7	16	16	16	4	7	9	6	2	6	105

注) 表中の数字は種数。

注) 環境特性の概要は表3-21の注釈を参照。

注) 調査年の大：大正、昭：昭和、平：平成、令：令和、資料は表3-6の注釈を参照。



注) グラフ中の数字は「構成比%；種数」の潤  
注) 調査年の資料は表3-6の注釈を参照。

注) 環境特性の概要は表3-21の注釈を参照。

図3-21 本自生地（柵（金網フェンス）内）の環境特性別種数の構成比の変化





表3-24 本自生地及びその周辺に生育記録のある重要種一覧（2/4）

科名	種名	選定基準				指定地内の 生育記録
		愛知県条例	愛知県 RL 2020	環境省 RL 2020	指定植物	
ラン (つづき)	マメヅタラン			NT	○	
	エビネ		NT	NT	○	
	ナツエビネ		VU	VU		
	キンラン		NT	VU	○	
	シュンラン				○	●
	セッコク		NT		○	
	ミヤマウズラ		EN			
	ミズトンボ		VU	VU		
	ホクリクムヨウラン		VU			
	コクラン				○	
	フウラン		EN	VU		
	サギソウ		VU	NT	○	●
	オオバノトンボソウ				○	
	トキソウ		EN	NT	○	
	ヤマトキソウ		VU			
	アヤメ	ノハナショウブ			○	
ヒガンバナ	キイトラッキョウ		VU	VU		
	クサスギカズラ	ミズギボウシ			○	●
	ガマ	ミクリ	EN	NT		
	ヤマトミクリ		VU	NT		
	ナガエミクリ			NT		
ホシクサ	オオホシクサ		CR			
	ツクシクロイヌノヒゲ		NT	VU		
	シラタマホシクサ		VU	VU		
	クロホシクサ		EN	VU		
カヤツリグサ	トダスゲ		EX	CR		
	オオタマツリスゲ		EN			
	アイズスゲ		VU			
	タカネマスクサ		EN			
	ヒメモエギスゲ		VU			
	ニシノホンモンジスゲ		VU			
	ヌマガヤツリ		NT			●
	オオシロガヤツリ		VU			
	セイタカハリイ		VU			
	イッスンテンツキ		CR	CR		●
	トネテンツキ		VU	VU		
イネ	ヒメコヌカグサ			NT		
	ヒナザサ		VU	NT		
	ミズタカモジグサ		CR	VU		
	コゴメカゼクサ		VU			
	ウンヌケモドキ		VU	NT	○	
	ウンヌケ		NT	VU	○	
	トウササクサ		NT		○	
	ウキシバ		NT			
	シダミコザサ		VU			
メリ	ヘビノボラズ		NT			●
	イカリソウ		VU		○	
キンポウゲ	カザグルマ		EN	NT	○	●

表3-24 本自生地及びその周辺に生育記録のある重要種一覧（3/4）

科名	種名	選定基準				指定地内の 生育記録
		愛知県条例	愛知県 RL 2020	環境省 RL 2020	指定植物	
スグリ	ヤブサンザシ		VU			
ユキノシタ	チャルメルソウ				○	
	ナメラダイモンジソウ		NT			
ベンケイソウ	ツメレンゲ		NT	NT		
アリノトウグサ	タチモ		NT	NT		
バラ	カワラサイコ		VU			
	エチゴツルキジムシロ		EN			
	マメナシ		CR	EN		
	ミヤマワレモコウ		EN			
ブナ	フモトミズナラ		NT			
カバノキ	サクラバハンノキ			NT		
ニシキギ	ウメバチソウ				○	
カタバミ	ミヤマカタバミ		NT			
ヤナギ	キヌヤナギ		NT			
スミレ	オオタチツボスミレ		EN			
ミソハギ	ミズスギナ		EX	CR		
	ミズマツバ			VU		
アカバナ	ウスゲチョウジタデ			NT		
ムクロジ	ハナノキ		CR	VU		
	カラコギカエデ		VU			
アブラナ	ミズタガラシ		NT			
	マルバタネツケバナ		VU			
	コイヌガラシ			NT		
タデ	サイコクヌカボ		NT	VU		
	ナガバノウナギツカミ		NT	NT		
	コミゾソバ		NT			
	ヌカボタデ		VU	VU		
	コギシギシ			VU		
モウセンゴケ	イシモチソウ		EN	NT	○	
	モウセンゴケ				○	
	コモウセンゴケ				○	
イワウメ	ヤマイワカガミ				○	●
	オオイワカガミ		VU		○	
	イワカガミ		EN		○	
ツツジ	イワナシ		CR		○	
	シャクジョウソウ		NT		○	
	イワナンテン				○	
	サツキ				○	
	ヒカゲツツジ				○	
	コバノミツバツツジ				○	●
	トウゴクミツバツツジ				○	
アカネ	キクムグラ		NT			
リンドウ	リンドウ				○	
	イヌセンブリ		NT	VU		
キョウチクトウ	クサナギオゴケ		NT	VU		
	スズサイコ			NT		
ムラサキ	ホタルカズラ		EN			
	ミズタビラコ		NT			
モクセイ	ヒトツバタゴ		EN	VU	○	●

表3-24 本自生地及びその周辺に生育記録のある重要種一覧（4/4）

科名	種名	選定基準				指定地内の生育記録
		愛知県条例	愛知県 RL 2020	環境省 RL 2020	指定植物	
イワタバコ	イワタバコ				○	
オオバコ	オオアブノメ		VU	VU		
	カワヂシャ			NT		
アゼナ	ヒロハスズメノトウガラシ		EN			
シソ	ジュウニヒトエ		VU			
	ケブカツルカコソウ		EN			
	シロネ		NT			
	ミズネコノオ		VU	NT		
	ミゾコウジュ			NT		
ハエドクソウ	スズメノハコベ		NT			
ハマウツボ	ゴマクサ		VU	VU		
	ミカワシオガマ		EN	VU		
	オオヒキヨモギ			VU		
	タヌキモ					
	ノタヌキモ		VU	VU	○	
	イヌタヌキモ			NT	○	
	ミニカキグサ				○	
	ホザキノミニカキグサ				○	
	タヌキモ			NT		
	ヒメタヌキモ		EN	NT		
	ムラサキミニカキグサ		NT	NT	○	
キキョウ	キキョウ		VU	VU	○	
ミツガシワ	ミツガシワ		EX			
キク	ヒメヨモギ		CR			
	ヒメシオン		VU			
	ヤマジノギク		CR			●
	ムラサキトキンソウ		NT			
	シロバナタカアザミ		EN			
	ヤマタバコ		EX	CR		
	フジバカマ		EN	NT		
	ミズギク		NT			
	ハンカイソウ				○	
	アオヤギバナ		VU			
	オナモミ		CR	VU		●
セリ	エキサイゼリ		CR	NT		
ミズゴケ	オオミズゴケ			NT	○	●
	174種	0種	127種	76種	56種	15種

## (選定基準)

愛知県条例：自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48（1973）年3月30日条例第3号）

指定希少野生動植物種（平成30（2018）年3月6日最終更新）

愛知県 RL2020：愛知県の絶滅のおそれのある野生生物ッドデータブックあいち 2020-植物編-（令和2（2020）年3月）

環境省 RL2020：環境省レッドリスト2020の公表について（維管束植物、蘚苔類）（令和2（2020）年3月27日）

CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧

指定植物：自然公園法（昭和32（1957）年法律第百六十一号）（令和4（2022）年法律第六十八号による改正）

飛騨木曽川国定公園内指定植物

(指定地内の生育記録) 以下の文献による。

犬山市の植生（犬山市、昭和54（1979）年）

第2回自然環境保全基礎調査（環境省、昭和53（1978）年）

愛知県犬山市池野原指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地保護調査報告書（平成11（1999）年）

ヒトツバタゴの種子生産の豊凶と実生の生残（広木詔三、平成12（2000）年）

国指定天然記念物犬山市池野地区ヒトツバタゴ自生地保全調査研究報告（平成12（2000）年）

ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書（平成22（2010）年～令和5（2023）年）

### b 自生地の現状（現地調査）

令和5（2023）年4月、8月、10月に現地調査を行ったところ、本自生地と周辺流域で確認した重要種は計19種である。これらのうち、指定地内には、ヒメカンアオイ、ショウジョウバカマ、シュンラン、ミズギボウシ、カザグルマ、ヤマイワカガミ、コバノミツバツツジ、ヒトツバタゴの8種が生育している。

表3-25 本自生地及びその周辺で確認した重要な種一覧

分類	科名	種名	選定基準				確認状況		既存資料記録
			愛知県条例	愛知県RL2020	環境省RL2020	指定植物	指定地内	指定地外	
維管束植物	ミズニラ	ミズニラ		NT	NT			●	■
	スイレン	ヒメコウホネ		CR	VU			●	■
	ウマノスズクサ	ヒメカンアオイ				○	●	●	●
	ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ		NT				●	■
	シユロソウ	ショウジョウバカマ				○	●	●	●
	ユリ	カタクリ				○		●	■
	ラン	シュンラン				○	●	●	■
		ミヤマウズラ				○		●	
		コクラン				○		●	■
		オオバノトンボソウ				○		●	
	クサスギカズラ	ミズギボウシ				○	●	●	●
	キンポウゲ	カザグルマ	EN	NT	○	●		●	
	バラ	マメナシ	CR	EN			●		■
	ムクロジ	ハナノキ	CR	VU			●		■
	イワウメ	ヤマイワカガミ				○	●	●	
	ツツジ	コバノミツバツツジ				○	●	●	■
	モクセイ	ヒトツバタゴ	EN	VU	○	●		●	
	キク	ハンカイソウ				○		●	
蘚類	ミズゴケ	オオミズゴケ		NT	NT	○		●	■
	16科	19種	0種	8種	7種	14種	8種	17種	15種

注) 既存資料記録（表3-24参照）

■：指定地を含む周辺に生育記録のある植物種、●：指定地内に生育記録のある植物種

#### （選定基準）

愛知県条例：自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48（1973）年3月30日条例第3号）

指定希少野生動植物種（平成30（2018）年3月6日最終更新）

愛知県RL2020：愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドリスト2020—植物編一（令和2（2020）年3月）

環境省RL2020：環境省レッドリスト2020の公表について（維管束植物・蘚苔類）（令和2（2020）年3月27日）

CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧

指定植物：自然公園法（昭和32（1957）年法律第百六十一号）（令和4（2022）年法律第六十八号による改正）

飛騨木曽川国定公園内指定植物

### ③ 重要な植物個体（巨樹・巨木）

#### a 自生地及び周辺の概況（文献調査）

本自生地及びその周辺で生育記録のある重要な植物個体（巨樹・巨木林：環境省・巨樹巨木林調査（「巨樹・巨木林データベース」（環境省生物多様性センター2000）（<https://kyoju.biodic.go.jp/>、令和5（2023）年1月25日視認）のうち、自生地及びその周辺に確認記録のある重要な植物個体（巨樹・巨木）はなかった。

## b 自生地の現状（現地調査）

令和5（2023）年4月、8月、10月に現地調査を行ったところ、ヒツバタゴ自生地及びその周辺で重要な植物個体（巨樹・巨木）は確認されていない。

### ④ 外来種

#### a 自生地及び周辺の概況（文献調査）

本自生地及びその周辺で生育記録のある植物種（計1,174種）のうち、ヒツバタゴの生育に悪影響を与える可能性のある外来種（基準は表3-26注釈参照）に該当するものは423種である。これらのうち、指定地内に生育記録のある種は、ムラサキツユクサ、ヨウシュヤマゴボウ、セイタカアワダチソウ等の13種である。

表3-26 本自生地及びその周辺に生育記録のある外来種一覧（1/10）

科名	種名	外来種基準				指定地内の生育記録
		条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県BDB	
トクサ	トクサ					国内
マツ	アイグロマツ					国内
ヒノキ	スギ					国内
ジュンサイ	フサジュンサイ	淡水域		重点	国外	
スイレン	スイレン属の一種					国外
モクレン	カラタネオガタマ					国外
	コブシ					国内
バンレイシ	ポポー					国外
クスノキ	クスノキ					国外
	ニッケイ					国内
	アオモジ					国内
ショウブ	ショウブ					国内
トチカガミ	オオカナダモ			重点	国外	
	コカナダモ			重点	国外	
	アマゾントチカガミ			重点	国外	
ユリ	タカサゴユリ			その他	国外	
	タイワンホトトギス				国外	
アヤメ	ヒメヒオウギズイセン			その他	国外	
	グラジオラストリスステス				国外	
	シャガ				国内	
ツユクサ	ヒメトキワツユクサ					国外
アヤメ	キショウブ	淡水域		重点	国外	
	キバナニワゼキショウ				国外	
	ニワゼキショウ				国外	
	オオニワゼキショウ				国外	
	セッカニワゼキショウ				国外	
	ヒメニワゼキショウ				国外	
	アキマルニワゼキショウ				国外	
	オオニワゼキショウ×ヒメニワゼキショウ				国外	
ヒガンバナ	ラッキョウ					国外
	ニラ					国外
	ヒガンバナ					国外
	タマスダレ					国外
クサスギカズラ	オランダキジカクシ					国外

表3-26 本自生地及びその周辺に生育記録のある外来種一覧（2/10）

科名	種名	外来種基準				指定地内の 生育記録
		条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県 BDB	
クサスギカズラ (つづき)	ハラン				国内	
ヤシ	シュロ				国内	
ツユクサ	マルバツユクサ				国内	
	ノハカタカラクサ			重点	国外	
	ミドリハカタカラクサ	陸域			国外	
	ムラサキツユクサ				国外	●
ミズアオイ	ホティアオイ			重点	国外	
カンナ	ダンドク				国外	
イグサ	ニセコウガイゼキショウ				国外	
	コゴメイ			重点	国外	
カヤツリグサ	シュロガヤツリ			重点	国外	
	ホソミキンガヤツリ				国外	
	メリケンガヤツリ			重点	国外	
	ショクヨウガヤツリ				国外	
	フトイ				国外	
イネ	ナンカイヌカボ				国外	
	コヌカグサ			産業	国外	
	フユヌカボ				国外	
	ヌカスキ				国外	
	ハナヌカスキ				国外	
	メリケンカルカヤ			その他	国外	
	ハルガヤ			その他	国外	
	カラスムギ				国外	
	ホウライチク				国外	
	ホウオウチク				国外	
	コバンソウ				国外	
	ヒメコバンソウ				国外	
	イヌムギ				国外	
	ヒゲナガスズメノチャヒキ				国外	
	アレチノチャヒキ				国外	
	シホウチク				国外	
	ジユズダマ				国外	
	カモガヤ			産業	国外	
	キタメヒシバ				国外	
	シナダレスズメガヤ			重点	国外	
	コスズメガヤ				国外	
	オオニワホコリ				国外	
	オオウシノケグサ				国外	
	シラゲガヤ				国外	
	オオムギ				国外	
	ケナシチガヤ				国外	
	ミノボロ				国内	
	ハキダメガヤ				国外	
	ネズミホソムギ				国外	
	ネズミムギ			産業	国外	
	ホソムギ			産業	国外	

表3-26 本自生地及びその周辺に生育記録のある外来種一覧（3/10）

科名	種名	外来種基準				指定地内の 生育記録
		条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県 BDB	
イネ(つづき)	ボウムギ			産業	国外	
	ニコゲヌカキビ				国外	
	オオクサキビ			その他	国外	
	ホウキヌカキビ				国外	
	スズメノナギナタ				国外	
	シマズズメノヒエ			その他	国外	
	キシュウスズメノヒエ			その他	国外	
	チクゴスズメノヒエ			重点	国外	
	アメリカスズメノヒエ			産業	国外	
	タチズズメノヒエ			その他	国外	
	カナリークサヨシ				国外	
	オオアワガエリ			産業	国外	
	モウソウチク	陸域		産業	国外	
	ハチク			産業	国内	
	クロチク				国外	
	マダケ			産業	国外	
	アオスズメノカタビラ				国外	
	ナガハグサ				国外	
	オオスズメノカタビラ				国外	
	ヤダケ				国外	
	ヒメモロコシ				国外	
	クマザサ				国外	
	オニウシノケグサ			産業	国外	
	ヒロハノウシノケグサ				国外	
	ウスギキンエノコロ				国内	
	フシネキンエノコロ				国外	
	オカメザサ				国外	
	トウチク				国外	
	コウリヤン				国外	
	セイバンモロコシ			その他	国外	
	イヌナギナタガヤ				国外	
	ナギナタガヤ			産業	国外	
ケシ	ナガミヒナゲシ				国外	
メギ	ナンテン				国内	
キンポウゲ	シュウメイギク				国外	
ユキノシタ	ユキノシタ				国外	
ベンケイソウ	オカタイトゴメ				国外	
	オノマンネングサ				国内	
	メキシコマンネングサ				国外	
	ツルマンネングサ				国外	
	ヨコハママンネングサ				国外	
マメ	モリシマアカシア			重点	国外	
	イタチハギ			重点	国外	
	ゲンゲ				国外	
	シロバナゲンゲ				国外	
	アレチケツメイ				国外	

表3-26 本自生地及びその周辺に生育記録のある外来種一覧（4/10）

科名	種名	外来種基準				指定地内の 生育記録
		条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県 BDB	
マメ (つづき)	サンヘンプ				国外	
	エニシダ			その他	国外	
	ケブカアレチヌスピトハギ				国外	
	アレチヌスピトハギ			その他	国外	●
	ホソバアレチヌスピトハギ				国外	
	トゲナシハリエンジュ				国外	
	キダチコマツナギ				国外	
	ニワフジ				国外	
	ハイメドハギ				国外	
	シベリアメドハギ				国外	
	ニシキハギ				国内	
	イヌエンジュ				国内	
	ウマゴヤシ				国外	
	オジギソウ				国外	
	ハリエンジュ			産業	国外	
	エビスグサ				国外	
	クスダマツメクサ				国外	
	コメツブツメクサ				国外	
	タチオランダゲンゲ				国外	
	ムラサキツメクサ				国外	
	シロツメクサ				国外	
	ナヨクサフジ			産業	国外	
アサ	アサ				国外	
クワ	コウゾ				国内	
	マグワ				国外	
イラクサ	カラムシ・ナンバンカラムシ中間型				国外	
	ナンバンカラムシ				国外	
バラ	オオシマザクラ				国内	
	ボケ				国外	
	ウメ				国外	
	モモ				国内	
	スモモ				国外	
	ナシ				国外	
	アイナシ				国外	
	カジイチゴ				国内	
	コデマリ				国外	
	ユキヤナギ				国外	
ブナ	マテバシイ				国内	
	クヌギ				国内	
カバノキ	ヤシャブシ				国内	
	タニガワハンノキ				国内	
	ヒメヤシャブシ				国内	
	オオバヤシャブシ				国内	
ウリ	ハヤトウリ				国外	
	アレチウリ		特定	緊急	国外	
カタバミ	イモカタバミ				国外	

表3-26 本自生地及びその周辺に生育記録のある外来種一覧（5/10）

科名	種名	外来種基準				指定地内の 生育記録
		条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県 BDB	
カタバミ(つづき)	ハナカタバミ				国外	
	ムラサキカタバミ				国外	
	オッタチカタバミ				国外	
	オオキバナカタバミ			その他	国外	
	フヨウカタバミ				国外	
トウダイグサ	ショウジョウソウ				国外	
	コニシキソウ				国外	
	オオニシキソウ				国外	
	トウゴマ				国外	
	ナンキンハゼ			その他	国外	
コミカンソウ	キダチコミカンソウ				国外	
ヤナギ	ウンリュウヤナギ				国外	
	シダレヤナギ×オオタチヤナギ				国外	
	ジャヤナギ				国内	
アマ	キバナノマツバニンジン				国外	
オトギリソウ	キンシバイ				国外	
	コゴメバオトギリ				国外	
	セイヨウオトギリ				国外	
フウロソウ	ツノミオランダフウロ				国外	
	アメリカフウロ				国外	
ミソハギ	ホソバヒメミソハギ				国外	
アカバナ	ヒレタゴボウ				国外	
	メマツヨイグサ				国外	
	オオバナコマツヨイグサ				国外	
	ミナトマツヨイグサ				国外	
	コマツヨイグサ			重点	国外	
	アレチマツヨイグサ				国外	
	ユウゲショウ				国外	
	マツヨイグサ				国外	
ウルシ	ハゼノキ				国外	●
	ウルシ				国外	●
ムクロジ	トウカエデ				国外	
	フウセンカズラ				国外	
ニガキ	ニワウルシ			重点	国外	
センダン	センダン				国内	
アオイ	アオギリ				国内	
	フヨウ			その他	国外	
	ムクゲ				国外	
	ゼニアオイ				国外	
	ヤノネボンテンカ				国外	
	アメリカキンゴジカ				国外	
	アマミキンゴジカ				国外	
フウチョウソウ	セイヨウフウチョウソウ				国外	
アブラナ	ハルザキヤマガラシ			その他	国外	
	カラシナ			その他	国外	
	セイヨウアブラナ				国外	

表3-26 本自生地及びその周辺に生育記録のある外来種一覧（6/10）

科名	種名	外来種基準				指定地内の 生育記録
		条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県 BDB	
アブラナ(つづき)	ミチタネツケバナ				国外	
	ワサビ				国内	
	マメグンバイナズナ				国外	
	オランダガラシ			重点	国外	
	ムラサキオランダガラシ				国外	
	ショカツサイ				国外	
	ダイコン				国外	
	ミチバタガラシ				国外	
	シロガラシ				国外	
	ケカキネガラシ				国外	
	ハマカキネガラシ				国外	
	イヌカキネガラシ				国外	
タデ	シャクチリソバ			その他	国外	
	ヒメツルソバ			その他	国外	
	オオケタデ				国外	
	アイ				国外	
	ヒメスイバ			その他	国外	
	アレチギシギシ				国外	
	ナガバギシギシ			その他	国外	
	エゾノギシギシ			その他	国外	
	ノハラダイオウ				国外	
ナデシコ	ネバリノミノツヅリ				国外	
	ノミノツヅリ移入型				国外	
	オランダミミナグサ				国外	
	ノハラナデシコ				国外	
	ヌカイトナデシコ				国外	
	イヌコモチナデシコ				国外	
	ヨツバハコベ				国外	
	イトツメクサ				国外	
	キヌイトツメクサ				国外	
	サボンソウ				国外	
	ムシリトリナデシコ			その他	国外	
	シロバナマンテマ				国外	
	マンテマ			その他	国外	
	ノハラツメクサ				国外	
	ウシオハナツメクサ				国外	
	コハコベ				国外	
	イヌコハコベ				国外	
	ノミノコブスマ				国外	
ヒュ	ホソバツルノゲイトウ				国外	
	イヌビュ				国外	
	ホソアオゲイトウ				国外	
	オオホナガアオゲイトウ				国外	
	ホナガアオゲイトウ				国外	
	ホナガイヌビュ				国外	
	ノゲイトウ				国外	

表3-26 本自生地及びその周辺に生育記録のある外来種一覧（7/10）

科名	種名	外来種基準				指定地内の 生育記録
		条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県 BDB	
ヒュ(つづき)	ヤリゲイトウ				国外	
	アカザ				国外	
	コアカザ				国外	
	アリタソウ				国外	
	ゴウシュウアリタソウ				国外	
	ウラジロアカザ				国外	
ヤマゴボウ	ヨウシュヤマゴボウ				国外	●
オシロイバナ	オシロイバナ				国外	
ザクロソウ	クルマバザクロソウ				国外	
ハゼラン	ハゼラン				国外	
スペリヒュ	ヒメマツバボタン			重点	国外	
サカキ	モッコク				国内	
カキノキ	カキノキ				国内	●
	マメガキ				国内	
ツバキ	チャノキ				国外	
アカネ	メリケンムグラ				国外	
	オオフタバムグラ			その他	国外	
	ナガエフタバムグラ				国外	
	ハナヤエムグラ				国外	
キョウチクトウ	キョウチクトウ				国外	
	ツルニチニチソウ			重点	国外	
ヒルガオ	アメリカネナシカズラ			その他	国外	
	カロリナアオイゴケ				国外	
	マルバルコウ				国外	
	アメリカアサガオ			重点	国外	
	マルバアメリカアサガオ			重点	国外	
	マメアサガオ				国外	
	ホシマメアサガオ				国外	
	アサガオ				国外	
	ルコウソウ				国外	
ナス	ホシアサガオ			その他	国外	
	コダチヨウセンアサガオ				国外	
	クコ				国外	
	ツクバネアサガオ				国外	
	ヒロハフウリンホオズキ				国外	
	アイフウリンホオズキ				国外	
	ウスゲホオズキ				国外	
	ヒメセンナリホオズキ				国外	
	テリミノイヌホオズキ				国外	
	ワルナスピ				国外	
ムラサキ	オオイヌホオズキ				国外	
	タマサンゴ				国外	
	アメリカイヌホオズキ				国外	●
モクセイ	ノハラムラサキ				国外	
	ヒレハリソウ				国外	
モクセイ	ヨウシュイボタ				国外	

表3-26 本自生地及びその周辺に生育記録のある外来種一覧（8/10）

科名	種名	外来種基準				指定地内の生育記録
		条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県 BDB	
オオバコ	ウキアゼナ			その他	国外	
	ツタバウンラン				国外	
	マツバウンラン				国外	
	オオマツバウンラン				国外	
	ヘラオオバコ				国外	
	セイヨウオオバコ				国外	
	ツボミオオバコ				国外	
	オオカワヂシャ		特定	緊急	国外	
	タチイヌノフグリ				国外	
	フラサバソウ				国外	
ゴマノハグサ	ピロードモウズイカ				国外	
	ヒメアメリカアゼナ				国外	
アゼナ	タケトアゼナ				国外	
	アメリカアゼナ				国外	
シソ	アオジソ				国内	
	セイヨウジュウニヒトエ				国外	
	ヒメオドリコソウ				国外	
	アメリカハッカ				国外	
	オランダハッカ				国外	
	マルバハッカ				国外	
	イヌハッカ				国外	
	アカジソ				国内	
	エゴマ				国内	
	シロバナコバノタツナミ				国内	
	ヤブショロギ				国外	
キリ	ヨウシュイブキジャコウソウ				国外	
	キリ				国外	
ハマウツボ	ヒサウチソウ				国外	
	ヤセウツボ				国外	
	セイヨウヒキヨモギ				国外	
ノウゼンカズラ	キササゲ				国外	
クマツヅラ	シチヘンゲ			重点	国外	
	ヤナギハナガサ			その他	国外	
	アレチハナガサ			その他	国外	
	ダキバアレチハナガサ			その他	国外	
	シユツコンバーベナ				国外	
	ヒメアレチハナガサ				国外	
モチノキ	タラヨウ				国外	
キキョウ	ヒナキキヨウソウ					
	キキヨウソウ					
ミツガシワ	ミツガシワ				国内	
キク	セイヨウノコギリソウ				国外	
	ブタクサ				国外	
	マルバクワモドキ				国外	
	オオブタクサ			重点	国外	

表3-26 本自生地及びその周辺に生育記録のある外来種一覧（9/10）

科名	種名	外来種基準				指定地内の 生育記録
		条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県 BDB	
キク (つづき)	キヅメカミツレ				国外	
	ニシヨモギ				国内	
	ヒメヨモギ				国外	
	コバノセンダングサ				国外	
	アメリカセンダングサ			その他	国外	●
	コシロノセンダングサ				国外	
	コセンダングサ				国外	
	アメリカギク				国外	
	ヤグルマギク				国外	
	リュウノウギク			その他		
	アメリカオニアザミ			その他	国外	
	オオキンケイギク		特定	緊急	国外	
	ハルシャギク			その他	国外	
	コスモス				国外	
	キバナコスモス				国外	
	マメカミツレ				国外	
	ベニバナボロギク				国外	
	アレチニガナ				国外	
	アメリカタカサブロウ				国外	
	ダンドボロギク				国外	
	ヒメジョオン			その他	国外	●
	アレチノギク				国外	●
	ヒメムカシヨモギ				国外	●
	ハルジオン				国外	
	ヤナギバヒメジョオン				国外	
	ケナシヒメムカシヨモギ			その他	国外	
	ヘラバヒメジョオン				国外	
	オオアレチノギク				国外	●
	フジバカマ				国内	
	オオテンニンギク				国外	
	コゴメギク				国外	
	ハキダメギク				国外	
	キヅキチチコグサ				国外	
	ホソバノチチコグサモドキ				国外	
	ウラジロチチコグサ				国外	
	チチコグサモドキ				国外	
	ウスベニチチコグサ				国外	
	キクイモ				国外	
	ウズラバタンポポ				国外	
	ヒメブタナ				国外	
	ブタナ				国外	
	フランスギク			その他	国外	
	ノースポールギク				国外	
	セイタカハハコグサ				国外	
	アラゲハンゴンソウ			その他	国外	
	ノボロギク				国外	

表3-26 本自生地及びその周辺に生育記録のある外来種一覧 (10/10)

科名	種名	外来種基準				指定地内の生育記録
		条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県 BDB	
キク (つづき)	セイタカアワダチソウ			重点	国外	●
	オオアワダチソウ			重点	国外	
	メリケンキンソウ				国外	
	オニノゲシ				国外	
	アイノゲシ				国外	
	キダチコンギク				国外	
	ヒロハホウキギク				国外	
	シオザキソウ				国外	
	アカミタンポポ			重点	国外	
	セイヨウタンポポ			重点	国外	
	雑種性セイヨウタンポポ				国外	
	イヌカミツレ				国外	
ウコギ	オオオナモミ			その他	国外	
	ヒメウコギ				国外	
	セイヨウキヅタ				国外	
セリ	ウチワゼニクサ			重点	国外	
	マツバゼリ				国外	
ガマズミ	ウイキョウ				国外	
	サンゴジュ				国内	
スイカズラ	ノヂシャ				国外	
	ハコネウツギ				国内	
83科	423種	4種	3種	84種	420種	13種

## (外来種基準)

条例公表種：愛知県の「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」において規定された、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種(最終更新：令和3（2021）年2月9日)

特定外来生物：外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）により指定された外来生物（海外起源の外来種）（最終更新：令和3（2021）年8月13日）

生態系被害防止外来種：環境省・農林水産省が、侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び我が国に導入される社会的状況も踏まえて選定した外来種（予防：定着予防外来種、緊急：緊急対策外来種、重点：重点対策外来種、総合：その他の総合対策外来種、産業：産業管理外来種）（平成27（2015）年3月26日）

愛知県 BDB：愛知県の外来種 ブルーデータブックあいち 2021（愛知県、令和3（2021）年）

国内：国内他地域からの侵入種、国外：国外からの侵入種

## (指定地内の生育記録) 以下の文献による。

犬山市の植生（犬山市、昭和54（1979）年）

第2回自然環境保全基礎調査（環境省、昭和53（1978）年）

愛知県犬山市池野国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地保護調査報告書（平成11（1999）年）

ヒトツバタゴの種子生産の豊凶と実生の生残（広木詔三、平成12（2000）年）

国指定天然記念物犬山市池野地区ヒトツバタゴ自生地保全調査研究報告（平成12（2000）年）

ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書（平成22（2010）年～令和5（2023）年）

**b 自生地の現状（現地調査）**

令和5（2023）年4月、8月、10月に現地調査を行ったところ、本自生地及びその周辺で確認した外来種は計34種である。これらのうち、自生地の金網フェンス内には、メリケンガヤツリ、メリケンカルカヤ、タチスズメノヒエ、アレチヌスピトハギ、ヒメジョオン、セイタカアワダチソウ、オオオナモミ等の14種が生育しており、それらのうち8種は新たに確認した種である。外来種の種数は詳細な調査が行われた平成10（1998）年当時に比べると増加傾向にある。また、セイタカアワダチソウは経年的に記録されているが、新たに確認した種（メリケンカルカヤ、コセンダングサ等）の大部分が草原性の種となっている。

表3-27 本自生地及びその周辺で確認した外来種一覧

科名	種名	外来種基準				確認状況		既存資料記録
		条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県 BDB	指定地内	指定地外	
ヒノキ	スギ				国内	●	●	
クスノキ	クスノキ				国外	●	●	
クサスギカズラ	ハラン				国内	●	●	
カヤツリグサ	メリケンガヤツリ			重点	国外	●	●	
イネ	メリケンカルカヤ			その他	国外	●	●	
	オオクサキビ			その他	国外	●	●	
	シマズズメノヒエ			その他	国外	●	●	
	タチズズメノヒエ			その他	国外	●	●	
	マダケ			産業	国外	●	●	
マメ	イタチハギ			重点	国外	●	●	
	ゲンゲ				国外	●	●	
	アレチヌスピトハギ			その他	国外	●	●	■
	シロツメクサ				国外	●	●	
ブナ	クヌギ				国内	●	●	●
アカバナ	メマツヨイグサ				国外	●	●	
	アレチマツヨイグサ				国外	●	●	
ウルシ	ハゼノキ				国外	■	●	
タデ	エゾノギシギシ			その他	国外	●	●	
ナデシコ	オランダミミナグサ				国外	●	●	
サカキ	モッコク				国内	●	●	
カキノキ	カキノキ				国内	●	●	■
	マメガキ				国内	●	●	
ナス	アメリカヌホオズキ				国外	●	■	
オオバコ	タチイヌノフグリ				国外	●	●	
	オオイヌノフグリ				国外	●	●	
アゼナ	アメリカアゼナ				国外	●	●	
キク	アメリカセンダングサ			その他	国外	●	■	
	コセンダングサ				国外	●	●	
	ベニバナボロギク				国外	●	●	
	ヒメジョオン			その他	国外	●	●	■
	ハルジオン				国外	●	●	
	ヘラバヒメジョオン				国外	●	●	
	セイタカアワダチソウ			重点	国外	●	●	■
17科	34種	0種	0種	13種	34種	14種	28種	34種

(注) 既存資料記録（表3-26参照）

■：指定地を含む周辺に生育記録のある植物種、●：指定地内に生育記録のある植物種

## (外来種基準)

県条例公表種：愛知県の「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」において規定された、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種(最終更新：令和3（2021）年2月9日)

特定外来生物：外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）により指定された外来生物（海外起源の外来種）(最終更新：令和3（2021）年8月13日)

生態系被害防止外来種：環境省・農林水産省が、侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び我が国に導入される社会的状況も踏まえて選定した外来種（予防：定着予防外来種、緊急：緊急対策外来種、重点：重点対策外来種、総合：その他の総合対策外来種、産業：産業管理外来種）(平成27（2015）年3月26日)

愛知県 BDB：愛知県の外来種 ブルーデータブックあいち 2021（愛知県、令和3（2021）年）

国内：国内他地域からの侵入種、国外：国外からの侵入種

表3-28 本自生地（柵（金網フェンス）内）で確認した外来種と確認状況の変化

環境特性	科名	種名	外来種基準			指定地 柵内	大12 (1923) 年	平10 (1998) 年	平11 (1999) 年	平12 (2000) 年	平22 (2010) 年	平23 (2011) 年	平24 (2012) 年	平25 (2013) 年	平26 (2014) 年	平27 (2015) 年	平28 (2016) 年	平29 (2018) 年	令5 (2023) 年
			条例 公表種	外来 生物法	生態系 被害 BDB			年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
湿地	バラ	アイナシ			国外	○		●											
	キク	アメリカセンドラングサ		その他の他	国外	○		●										●	
草原	カヤツリグサ	メリケンガヤツリ		重点	国外	○													
	ツユクサ	ムラサキツユクサ			国外	○		●											
草原	ヤマゴボウ	ヨウシュヤマゴボウ			国外	○		●								●	●	●	
	キク	アレチノギク			国外	○		●											
草原	キク	ヒメジョオン		その他	国外	○	○	●	●									●	
	キク	オオアレチノギク			国外	○		●					●		●	●	●	●	
草原	キク	セイタカアワダチソウ		重点	国外	○	○	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	
	ナス	アメリカイヌホオズキ			国外	○		●										●	
草原	マメ	アレチヌスビトハギ		その他	国外	○			●									●	
	キク	ヒメムカシヨモギ			国外	○				●									
草原	イネ	メリケンカルカヤ		その他	国外	○												●	
	イネ	タチスズメノヒエ		その他	国外	○												●	
草原	アカバナ	アレチマツヨイグサ			国外	○												●	
	キク	コセンダングサ			国外	○	○											●	
草原	キク	ベニバナボロギク			国外	○												●	
	キク	ハルジオン			国外	○												●	
草原	キク	オオオナモミ		その他	国外	○												●	
	ウルシ	ウルシ			国外	○		●		●									
森林	ブナ	クヌギ			国内	○	○	●										●	
	カキノキ	カキノキ			国内	○		●	●	●								●	
	ウルシ	ハゼノキ			国外	○					●	●		2	1	3	3		
	11科	23種	0	0	8	23	23	4	4	9	4	3	1	1	2	1	3	14	

注) 環境特性的概要は表3-21の注釈を参照。

注) 外来種基準は表3-26の注釈を参照。

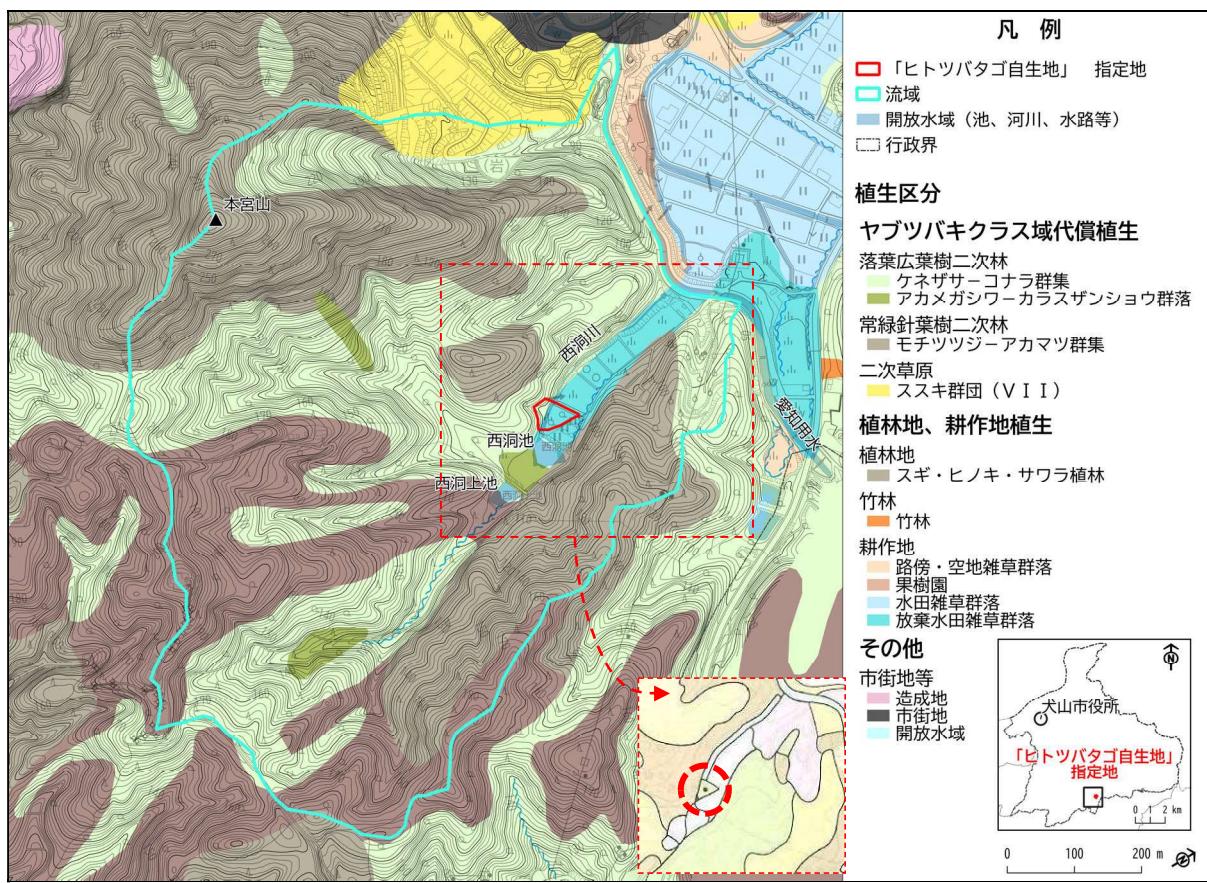
注) 調査年の大：大正、昭：昭和、平：平成、令：令和、資料は表3-6の注釈を参照。

## (2) 植生

### ① 現存植生図

#### a 自生地及び周辺の概況（文献調査）

本自生地及びその周辺（図3-22）に記録のある植生（環境省自然環境保全基礎調査）は、山地及び丘陵地にヤブツバキクラス域の代償植生であるケネザサ-コナラ群集、モチツツジ-アカマツ群集、植林地のスギ・ヒノキ・サワラ植林、開析谷の谷底平坦地に放棄水田雑草群落や農業用ため池（開放水域）がある。これらのうち、本自生地に分布記録のある植生は、放棄水田雑草群落とケネザサ-コナラ群集の2つである。ヒトツバタゴが生育している範囲は、ヒトツバタゴ群落として区分されていない。ただし、他の既存資料（犬山市の植生（犬山市 1979））では、「その他の森林」として記録されている。



## b 自生地の現状（現地調査）

令和5（2023）年8月に現地調査を行ったところ、本自生地及びその周辺で確認した植生区分は計24凡例である。これらのうち、本自生地には、斜面でコナラ群落、谷部（平坦地）でヒトツバタゴ群落、ネザサ群落、カゼクサーオオバコ群集、セイタカアワダチソウ群落、ヌルデーアカメガシワ群落（低木林）、コンクリート構造物がある。また、外来種群落のセイタカアワダチソウ群落が本自生地の一部に分布している。

表3-29 本自生地及びその周辺で確認した植生区分（※印は外来種優占群落）

基本分類	群落名	群落表示コード	面積(m <sup>2</sup> )	確認状況	
				指定地内	指定地外
浮葉植物群落	ヒメコウホネ群落	0215	41.7		●
1年生草本群落	オオイヌタデーオオクサキビ群落	0510	317.8		●
	オオオナモミ群落※	0512	150.4		●
多年生広葉草本群落	セイタカアワダチソウ群落※	068	6,756.9	●	●
	カゼクサーオオバコ群集	0614	758.9		●
	ワラビ群落	0640	315.6	●	●
単子葉草本群落（オギ群落）	オギ群落	091	176.5		●
単子葉草本群落 (その他の単子葉草本群落)	スゲ属群落	1018	121.9		●
	チガヤ群落	1042	33.2		●
その他の低木林	ネザサ群落	1313	1,659.2	●	●
	クズ群落	1315	286.0		●
	ノリウツギ群落	1335	562.2		●
落葉広葉樹林	コナラ群落	1413	13,164.7	●	●
	ハンノキ群落（低木林）	1422	493.3		●
	ヌルデーアカメガシワ群落（低木林）	1430	2,590.0	●	●
	ヒトツバタゴ群落	1447	543.4	●	
造林地	植林地（竹林）	マダケ植林	182	2,074.0	
		ハチク植林	186	1,261.8	●
	植林地（スギ・ヒノキ）	スギ・ヒノキ植林	191	47,127.0	●
耕作地	果樹園	樹園地	213	1,397.3	●
施設地等	グラウンド等	人工裸地	253	1,296.0	●
		コンクリート構造物	262	12.8	●
		道路	263	379.1	●
水面	開放水面	開放水面	28	2,190.2	●
総計			83,709.9	7 凡例	23 凡例

注) 基本分類、群落名、群落表示コードは、「河川水辺の国勢調査\_植物群落リスト（平成29（2017）年8月3日）」  
 （<https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm>）に準拠した。  
 ※印は外来種優占群落

## 凡例

- 「ヒトツバタゴ」自生地  
指定地
- 金網フェンス
- 植生分布図作成範囲

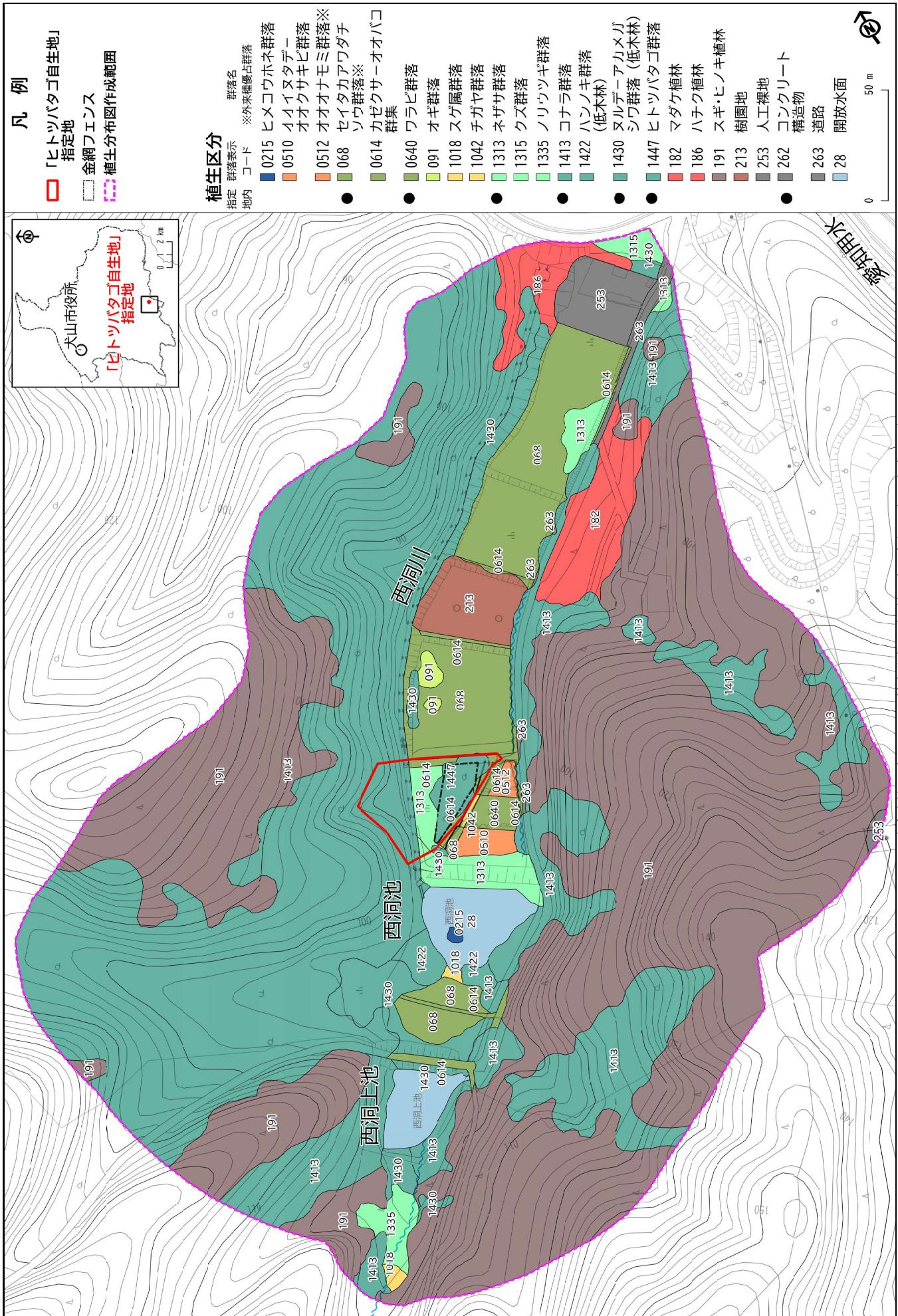


図3-23 本自生地及びその周辺の植生分布図（現地調査：令和5（2023）年8月）

## ② 重要な植物群落等

### a 自生地及び周辺の概況（文献調査）

本自生地及びその周辺（図3-24）で分布記録のある重要な植物群落等は5件である。それらのうち、3件はヒトツバタゴ自生地内、2件は本自生地の周辺（指定地外）の植物群落を対象としたものである。

表3-30 指定地及びその周辺の重要な植物群落等

No	名称	選定基準	概要
1	犬山ヒトツバタゴの自生地 【文献②】	特定植物群落 基準B (国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群)	樹高約10mのヒトツバタゴが優占する樹林。
2	犬山のヒトツバタゴ林 【文献④】	保護対策の必要性、緊急性のある植物群落 ランク2（破壊の危惧）	現在の保護対策は良いが、対策を講じなければ、将来破壊される恐れが大きい。 谷部の湿生・グライ土壤に成立、ヒトツバタゴの他、アベマキ、コナラ等が混生。
3	犬山市池野字西洞のヒトツバタゴ <i>Chionanthus retusus</i> Lindl. et Paxton (モクセイ科) の自生地 【文献①】	犬山市の植物地理学上注目すべき種、それを含む植物群落および植物相からみた興味ある地域	樹高9~11mのヒトツバタゴ8本、高木層植被率60%、他にコナラ、アベマキ、ヤマガキ等。
4	犬山西洞池のヒメコウホネ群落 【文献③】	特定植物群落 基準B (国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群) 基準C (比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔る産地に見られる植物群落または個体群)	浮葉・沈水植物群落（ヒメコウホネ群落、ヒツジグサ群落、ホソバミズヒキモ群落、クログワイ群落、アシカキ群落）。
5	大県神社及び本宮山奥宮一帯 【文献①】	歴史的風土を残す地域で、永く自然に放棄されてきた場所	一帯はシイ・カン類・スギ等の古木が鬱蒼と茂る。

#### 【文献】

- ①犬山市（1979）犬山市の植生。
- ②環境庁（1978）第2回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）特定植物群落調査報告書。
- ③環境省（2000）第5回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）特定植物群落調査報告書。
- ④わが国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会（1996）植物群落レッドデータ・ブック。

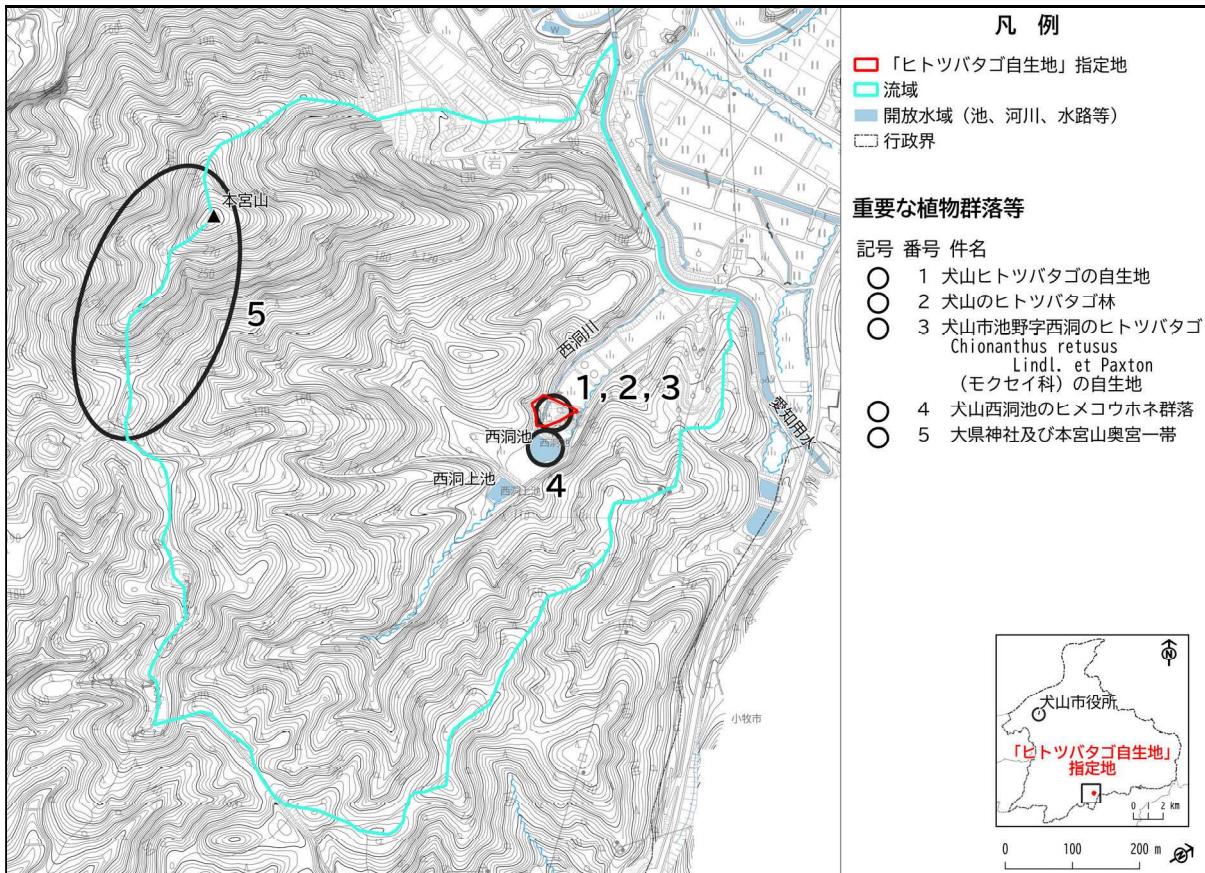
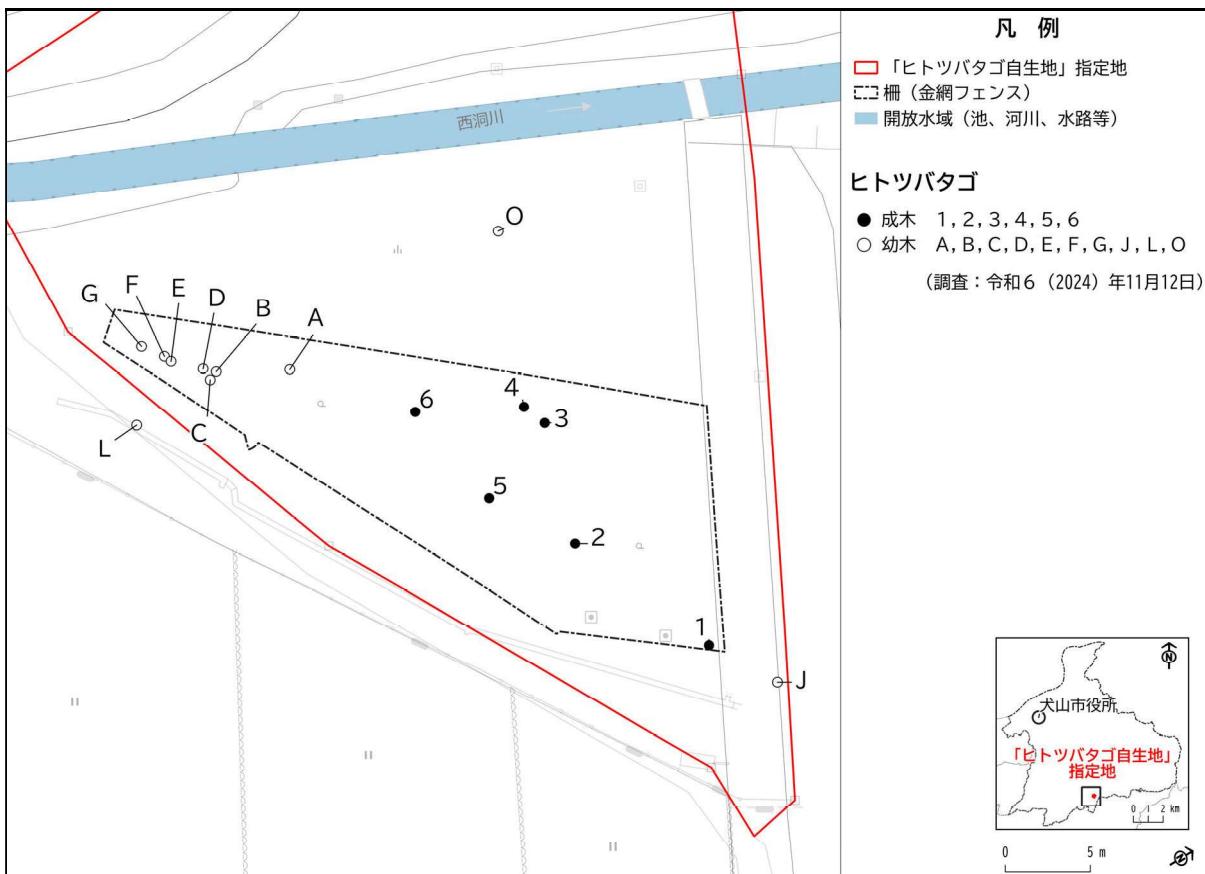


図3-24 本自生地及びその周辺の重要な植物群落等位置図

### b 自生地の現状（現地調査）

令和5（2023）年11月に現地調査を行ったところ、本自生地及びその周辺で確認した重要な植物群落等は、「犬山ヒトツバタゴの自生地」、「犬山のヒトツバタゴ林」、「犬山市池野字西洞のヒトツバタゴ *Chionanthus retusus* Lindl. et Paxton (モクセイ科) の自生地」、「犬山西洞池のヒメコウホネ群落」の4群落である。これらのうち、ヒトツバタゴに関する3群落は本自生地（柵（金網フェンス）内）のヒトツバタゴ群落を示したものである。

ヒトツバタゴ群落は、樹高10m～17m、胸高直径16cm～60cm程度のヒトツバタゴ（成木6本）を優占種とする群落である。また、同林分には7本（柵（金網フェンス）内）のヒトツバタゴの幼木が生育している。



出典) 天然記念物ヒツバタゴ管理等指導業務報告書(令和5(2023)年3月)ほか

図3-25 本自生地に現存するヒツバタゴ(成木、幼木)(令和6(2024)年時点)



(令和5(2023)年10月撮影)

写真3-6 本自生地(柵(金網フェンス内))(ヒツバタゴ群落)の現状(全景)

成木 1



成木 2



成木 3



(令和5（2023）年9月撮影)

写真3-7 本自生地の現状（ヒトツバタゴ個体）（1/4）

成木4



成木5



成木6



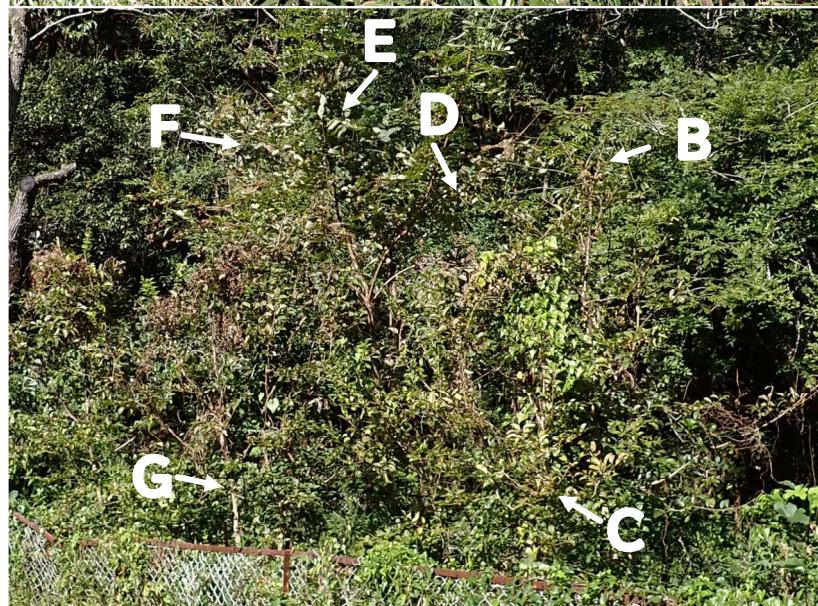
(令和5（2023）年9月撮影)

写真3-7 本自生地の現状（ヒツバタゴ個体）（2/4）

幼木A



幼木B C D E F G



(令和5（2023）年10月撮影)

幼木L



(令和6（2024）年10月撮影)

写真3-7 本自生地の現状（ヒツバタゴ個体）（3/4）

幼木〇

(令和6（2024）年11月撮影)



写真3-7 本自生地の現状（ヒトツバタゴ個体）（4/4）

### (3) 動物

#### ① 動物相

##### a 自生地及び周辺の概況（文献調査）

犬山市を含む尾張北東部（犬山市・春日井市・江南市・小牧市・大口町・扶桑町）で生息記録のある動物種は計 175 種（属及び科の一種等の種の特定に至っていないものは除く。科名・種名及びその配列は河川水辺の国勢調査ための生物リスト（令和 5（2023）年 12 月 5 日更新）を基本とする。）である。これらのうち、ヒツバタゴ自生地に生息記録のある種はなかった。

##### 【文献】

愛知県環境局環境政策部自然環境課（2020）愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックあいち 2020—動物一。

愛知県環境局環境政策部自然環境課（2021）愛知県の外来種 ブルーデータブックあいち 2021.

犬山市ホームページ(<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/manabu/1000897/1001519/1007291/1007294.html>)（令和 6（2024）年 7 月視認）

長谷川道明・佐藤正孝・浅香智也（2005）ヒメタイコウチの分布、付録文献目録。豊橋市自然史博物館研報 15：15-27.

山岡雅俊（2003）犬山市の淡水貝類。豊橋市自然史博研報 13：11-19.

##### b 自生地の現状（現地調査）

主にヒツバタゴの生育に関連すると想定される哺乳類及び昆虫類を対象に、ヒツバタゴ自生地及びその周辺（環境基盤に関わる流域）で生息を確認した動物種は、哺乳類は 5 科 6 種、昆虫類は 52 科 85 種である（現地調査：令和 5（2023）年の 5 月、8 月、11 月～2 月）。

これらのうち、ヒツバタゴ自生地内では、哺乳類は 2 科 2 種（いずれも柵（金網フェンス）外）、昆虫類は 43 科 62 種（柵（金網フェンス）内：25 科 36 種、柵（金網フェンス）外：23 科 26 種）、指定地外で 17 科 17 種を確認している。

#### ② 重要種

##### a 自生地及び周辺の概況（文献調査）

犬山市を含む尾張北東部で生息記録のある動物種（計 175 種）のうち、重要種（動物）（基準は表 3-3-1 注釈参照）に該当するものは 85 種である。これらのうち、本自生地に生息記録のある種はなかった。

表3-3-1 本自生地及びその周辺に生息記録のある重要種（動物）（1/3）

分類	目名	科名	種名	選定基準				指定地内の生息記録
				天然記念物	愛知県条例	愛知県 RL2020	環境省 RL2020	
哺乳類	モグラ (食虫)	トガリネズミ	ジネズミ（佐久島の個体群）			LP		
			カワネズミ			VU	LP	
		モグラ	ミズラモグラ			CR	NT	
			アズマモグラ			VU		
			コウベモグラ (名古屋城外堀の個体群)			LP		
	コウモリ (翼手)	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ (ニホンコキクガシラコウモリ)			NT		
	キクガシラコウモリ				NT			

表3-31 本自生地及びその周辺に生息記録のある重要種（動物）（2/3）

分類	目名	科名	種名	選定基準				指定地内の 生息記録
				天然記 念物	愛知県 条例	愛知県 RL2020	環境省 RL2020	
哺乳類 (つづき)	コウモリ (翼手)	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ			VU		
			テングコウモリ			EN		
	ウサギ	ウサギ	ノウサギ			NT		
	ネズミ (齧歯)	リス	ニホンリス			NT	LP	
			ムササビ			NT		
		ネズミ	ハタネズミ			NT		
			カヤネズミ			VU		
	ネコ (食肉)	イヌ	オオカミ			EX	EX	
		イタチ	テン（ホンドテン）			NT		
			アナグマ			DD		
	ウシ（偶蹄）	ウシ	カモシカ	○				
鳥類	ツル	クイナ	クイナ			NT		
両生類	有尾	サンショウウオ	マホロバサンショウウオ			EN	NT	
		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ			EN	VU	
		イモリ	アカハライモリ（中間種族）			NT	NT	
	無尾	アカガエル	ナゴヤダルマガエル			VU	EN	
			カジカガエル			NT		
爬虫類	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT	NT	
	有鱗	タカチホヘビ	タカチホヘビ			DD		
		ナミヘビ	シロマダラ			DD		
			ヤマカガシ			DD		
魚類	コイ	コイ	カワバタモロコ			EN	EN	
			ウシモツゴ	○	CR	CR		
		ドジョウ	トウカイコガタスジマドジョウ			EN	EN	
	スズキ	ハゼ	トウカイヨシノボリ			CR	NT	
昆蟲類	トンボ (蜻蛉)	イトトンボ	モートンイトトンボ			NT	NT	
		モノサシトンボ	グンバイトンボ			EN	NT	
		トンボ	ノシメトンボ			NT		
	ゴキブリ (網翅)	オオゴキブリ	オオゴキブリ			NT		
	カメムシ (半翅)	アメンボ	オオアメンボ			NT		
		イトアメンボ	イトアメンボ			VU	VU	
		コオイムシ	タガメ			EN	VU	
		タイコウチ	ヒメタイコウチ			NT		
	トビケラ (毛翅)	コエグリトビケラ	イワコエグリトビケラ			NT		
	チョウ (鱗翅)	セセリチョウ	ホソバセセリ			NT		
			ミヤマチャバネセセリ			EN		
		シジミチョウ	ウラクロシジミ			VU		
		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU	VU	
			ヒメヒカゲ本州中部亜種			EN	EN	
			オオムラサキ			NT	NT	
			ウラナミジャノメ本土亜種			VU	VU	
		アゲハチョウ	ギフチョウ			VU	VU	
		シロチョウ	ツマグロキチョウ			NT	EN	
			スジボソヤマキチョウ			CR		
	コウチュウ (鞘翅)		オサムシ	オオトックリゴミムシ		NT	NT	
			ハンミョウ	アイヌハンミョウ		NT	NT	

表3-3-1 本自生地及びその周辺に生息記録のある重要種（動物）（3/3）

分類	目名	科名	種名	選定基準				指定地内の 生息記録
				天然記 念物	愛知県 条例	愛知県 RL2020	環境省 RL2020	
昆虫類 (つづき)	コウチュウ (鞘翅)	ゲンゴロウ	スジゲンゴロウ			EX	EX	
			マルチビゲンゴロウ			NT	NT	
		ミズスマシ	オオミズスマシ			NT	NT	
			ミズスマシ			EN	VU	
	ハチ (膜翅)	ガムシ	ガムシ(オオガムシ)			VU	NT	
		シデムシ	ヤマトモンシデムシ			VU	NT	
		タマムシ	クロマダラタマムシ			VU		
		カミキリムシ	ケブカマルクビカミキリ			NT		
クモ類	クモ	コマユバチ	ウマノオバチ			NT	NT	
		アナバチ	キゴンジガバチ			NT		
		ハキリバチ	キヌゲハキリバチ			NT		
		カネコトタテグモ	カネコトタテグモ			VU	NT	
		トタテグモ	キノボリトタテグモ			VU	NT	
		キシノウエトタテグモ				VU	NT	
		コガネグモ	コガネグモ			NT		
		トリノフンダマシ				NT		
		オオトリノフンダマシ				NT		
		シロオビトリノフンダマシ				NT		
		アカイロトリノフンダマシ				NT		
		ツシマトリノフンダマシ				VU		
		カニグモ	アシナガカニグモ			VU		
			カトウツケオグモ			EN		
貝類 淡水 陸産	新生腹足	タニシ	オオタニシ				NT	
		カワニナ	クロダカワニナ			NT	NT	
	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ			DD	NT	
		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			NT	DD	
			ヒラマキガイモドキ			NT	NT	
	柄眼	オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ			NT	NT	
	イシガイ	イシガイ	ササノハガイ			CR		
			イシガイ			CR		
			ドブガイ			NT		
	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			DD	VU	
	26目	58科	85種	1種	1種	83種	42種	0種

## (選定基準)

天然記念物：文化財保護法（昭和25（1950）年5月30日法律第214号）

愛知県条例：自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48（1973）年3月30日条例第3号）

指定希少野生動植物種（平成30（2018）年3月6日最終更新）

愛知県 RL2020：愛知県の絶滅のおそれのある野生生物ッドデータブックあいち 2020-動物編-（令和2（2020）年3月）

環境省 RL2020：環境省レッドリスト2020の公表について（哺乳類、鳥類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、クモ類）  
(令和2（2020）年3月27日)

EX：絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

（指定地内の生息記録）以下の文献による。

ヒツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書（平成23（2011）年～令和5（2023）年）

## b 自生地の現状（現地調査）

令和5（2023）年5月、8月、11月～令和6（2024）年2月に現地調査を行ったところ、ヒツバタゴ自生地及びその周辺で確認した重要種は哺乳類2種及び昆虫類3種の計5種である。これらのうち、ヒツバタゴ自生地内では、ノウサギとタベサナエの2種を確認している。

表3-3-2 本自生地及びその周辺で確認した重要な種一覧

分類	科名	種名	選定基準				確認状況		既存資料記録
			天然記念物	愛知県条例	愛知県RL2020	環境省RL2020	指定地	指定地外	
哺乳類	ウサギ	ノウサギ		○	NT		●	●	■
	ウシ	カモシカ	○					●	■
昆虫類	サナエトンボ	タベサナエ				NT	●		
	アメンボ	オオアメンボ			NT			●	■
	タイコウチ	ヒメタイコウチ			NT			●	■
5科		5種	1種	0種	3種	1種	2種	4種	2種

注) 既存資料記録（表3-3-1参照）

■：指定地を含む周辺に生息記録のある動物種、●：指定地内に生息記録のある動物種

#### （選定基準）

天然記念物：文化財保護法（昭和25（1950）年5月30日法律第214号）

愛知県条例：自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48（1973）年3月30日条例第3号）

指定希少野生動植物種（平成30（2018）年3月6日最終更新）

愛知県RL2020：愛知県の絶滅のおそれのある野生生物レッドリスト2020-動物編-（令和2（2020）年3月）

環境省RL2020：環境省レッドリスト2020の公表について（哺乳類、鳥類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、クモ類）（令和2（2020）年3月27日）

EX：絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

### ③ 外来種

#### a 自生地及び周辺の概況（文献調査）

犬山市を含む尾張北東部で生息記録のある動物種（計175種）のうち、外来種（動物）（基準は表3-3-3注釈参照）に該当するものは81種である。これらのうち、本自生地内に生息記録のある種はなかった。

表3-3-3 本自生地及びその周辺に生息記録のある外来種（動物）一覧（1/3）

分類	目名	科名	種名	外来種基準				指定地内の生育記録
				条例公示種	外来生物法	生態系被害	愛知県BDB	
哺乳類	ネズミ（齧歯）	ヌートリア	ヌートリア			特定	緊急	国外
	ネコ（食肉）	アライグマ	アライグマ			特定	緊急	国外
		ジャコウネコ	ハクビシン	●		重点	国外	
鳥類	キジ	キジ	コジュケイ				国外	
	ハト	ハト	カワラバト（ドバト）				国外	
両生類	無尾	アカガエル	ウシガエル			特定	重点	国外
爬虫類	カメ	ヌマガメ	ミシシッピアカミミガメ		条特定		国外	
		カミツキガメ	カミツキガメ		特定	緊急	国外	
		ワニガメ	●				国外	
魚類	レピソステウス	レピソステウス	ロングノーズガーフ				国外	
	コイ	コイ	コイ（飼育型）				国外	
			ゲンゴロウブナ				国内	
			タイリクバラタナゴ			重点	国外	
			ハス				国内	

表3-33 本自生地及びその周辺に生息記録のある外来種（動物）一覧（2/3）

分類	目名	科名	種名	外来種基準				指定地内の生育記録
				条例公示種	外来生物法	生態系被害	愛知県BDB	
魚類 （つづき）	コイ（つづき）	コイ（つづき）	ソウギョ			その他	国外	
			ムギツク				国内	
			スゴモロコ				国内	
		ドジョウ	カラドジョウ	●		その他	国外	
	サケ	キュウリウオ	ワカサギ				国内	
		サケ	アメマス				国内	
			ニジマス			産業	国外	
	タウナギ	タウナギ	タウナギ（本土産）				国外	
	カダヤシ	カダヤシ	カダヤシ		特定	重点	国外	
昆虫類	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ	●			国内	
		サンフィッシュ	ブルーギル		特定	緊急	国外	
			オオクチバス		特定	緊急	国外	
		タイワンドジョウ	カムルチー				国外	
	ゴキブリ （網翅）	ゴキブリ	クロゴキブリ				国外	
		チャバネゴキブリ	チャバネゴキブリ				国外	
	カマキリ （螳螂）	カマキリ	ムネアカハラビロカマキリ				国外	
	バッタ（直翅）	マツムシ	アオマツムシ				国外	
	アザミウマ （総翅）	アザミウマ	ネギアザミウマ				国外	
	カメムシ （半翅）	グンバイムシ	アワダチソウグンバイ				国外	
			ヘクソカズラグンバイ				国外	
		カスミカメムシ	クスベニヒラタカスミカメムシ				国外	
		アメンボ	トガリアメンボ				国外	
		カタカイガラムシ	ルビーロウムシ				国外	
		コナジラミ	ミカントゲコナジラミ				国外	
チョウ （鱗翅）	ワタフキカイガラムシ	ワタフキカイガラムシ	イセリアカイガラムシ				国外	
		ミノガ	オオミノガ				国外	
		イラガ	ヒロヘリアオイラガ				国外	
		アゲハチョウ	ホソオチョウ	●			国外	
		シロチョウ	モンシロチョウ				国外	
		ツトガ	シバツトガ				国外	
		メイガ	ツヅリガ				国外	
			ノシメマダラメイガ				国外	
			カシノシマメイガ				国外	
	ヤガ	オオタバコガ					国外	
ハエ （双翅）	ヒロズコガ	ヒロズコガ	イガ				国外	
			コイガ				国外	
	ミズアブ	アメリカミズアブ					国外	
	ヒメイエバエ	ヒメイエバエ					国外	
	コウチュウ （鞘翅）	クワガタムシ	ダイオウヒラタクワガタ				国外	
			ホーペオオクワガタ				国外	
			スマトラオオヒラタクワガタ				国外	
		コクヌスト	コクヌスト				国外	
		カミキリムシ	ハラアカコブカミキリ				国外	
			ラミーカミキリ				国外	

表3-33 本自生地及びその周辺に生息記録のある外来種（動物）一覧（3/3）

分類	目名	科名	種名	外来種基準				指定地内の生育記録
				条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県BDB	
昆虫類 (つづき)	コウチュウ (鞘翅)	ハムシ (つづき)	エンドウゾウムシ				国外	
			ソラマメゾウムシ				国外	
			フェモラータオオモブトハムシ		その他	国外		
		オサゾウムシ	ココクゾウムシ				国外	
	ハチ (膜翅)	イネゾウムシ	イネミズゾウムシ				国外	
		アリ	ヒアリ				国外	
		セイボウ	イラガセイボウ				国外	
		ミツバチ	セイヨウミツバチ				国外	
		タイワンタケクマバチ	●			国外		
クモ類	クモ	ヒメグモ	セアカゴケグモ		特定	緊急	国外	
			マダラヒメグモ				国外	
			ウシオグモ	クロガケジグモ			国外	
貝類 淡水 陸産	新生腹足	リンゴガイ	スクミリンゴガイ	●		重点	国外	
	汎有肺	モノアラガイ	ハブタエモノアラガイ		その他	国外		
	汎有肺	サカマキガイ	サカマキガイ				国外	
	柄眼	アフリカマイマイ	トクサオカチョウジガイ				国外	
		コハクガイ	コハクガイ				国外	
		エンザガイ	ヒメコハク				国外	
		コウラナメクジ	チャコウラナメクジ				国外	
		ナンバンマイマイ	オナジマイマイ				国外	
	イガイ	イガイ	カワヒバリガイ		特定		国外	
甲殻類	エビ	アメリカザリガニ	アメリカザリガニ		条特定	緊急	国外	
	十脚	ヌマエビ	カワリヌマエビ属の一種				国外	
28 目		61 科	81 種	7 種	11 種	17 種	81 種	0 種

#### （外来種基準）

条例公表種：愛知県の「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」において規定された、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種（最終更新：令和6（2024）年5月21日更新）

特定外来生物：外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）により指定された外来生物（海外起源の外来種）（最終更新：令和6（2024）年7月1日）

特定：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの

条特定：通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物

生態系被害防止外来種：環境省・農林水産省が、侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び我が国に導入される社会的状況も踏まえて選定した外来種（予防：定着予防外来種、緊急：緊急対策外来種、重点：重点対策外来種、総合：その他の総合対策外来種、産業：産業管理外来種）（平成27（2015）年3月26日）

愛知県BDB：愛知県の外来種 ブルーデータブックあいち2021（愛知県、令和3（2021）年）

国内：国内他地域からの侵入種、国外：国外からの侵入種

（指定地内の生育記録）以下の文献による。

愛知県犬山市池野国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地保護調査報告書（平成11（1999）年）

国指定天然記念物犬山市池野地区ヒトツバタゴ自生地保全調査研究報告（平成12（2000）年）

ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書（平成22（2010）年～令和5（2023）年）

#### b 自生地の現状（現地調査）

令和5（2023）年5月、8月、11月～令和6（2024）年2月に現地調査を行ったところ、本自生地及びその周辺で確認した外来種は、昆虫類の3種（ムネアカハラビロカマキリ（カマキリ科）、チュウゴクアミガサハゴロモ（ハゴロモ科））である。いずれもヒトツバタゴの樹木または葉上で確認したものである。

表3-34 本自生地及びその周辺で確認した外来種一覧

分類群	目名	科名	種名	条例公表種	外来生物法	生態系被害	愛知県BDB	確認状況 指定地	既存資料記録 指定地外
昆虫類	カマキリ目 (蟻蛉目)	カマキリ科	ムネアカハラビロカマキリ				国外	●	■
	バッタ目 (直翅目)	ヒバリモドキ科	ウスグモスズ				国外	●	
	カメムシ目 (半翅目)	ハゴロモ科	チュウゴクアミガサハゴロモ (アミガサハゴロモ近似種)				国外	●	
	3目	3科	3種	0種	0種	0種	3種	3種	0種
									1種

注) 既存資料記録（表3-31参照）

■：指定地を含む周辺に生息記録のある動物種、●：指定地内に生息記録のある動物種

(外来種基準)

条例公表種：愛知県の「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」において規定された、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種(最終更新：令和3（2021）年2月9日)

特定外来生物：外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）により指定された外来生物（海外起源の外来種）（最終更新：令和3（2021）年8月13日）

生態系被害防止外来種：環境省・農林水産省が、侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び我が国に導入される社会的状況も踏まえて選定した外来種（予防：定着予防外来種、緊急：緊急対策外来種、重点：重点対策外来種、総合：他の総合対策外来種、産業：産業管理外来種）（平成27（2015）年3月26日）

愛知県BDB：愛知県の外来種 ブルーデータブックあいち 2021（愛知県、令和3（2021）年）

国内：国内他地域からの侵入種、国外：国外からの侵入種

#### ④ ヒツバタゴと動物の関係

##### a 自生地の現状（現地調査）

###### 【哺乳類】

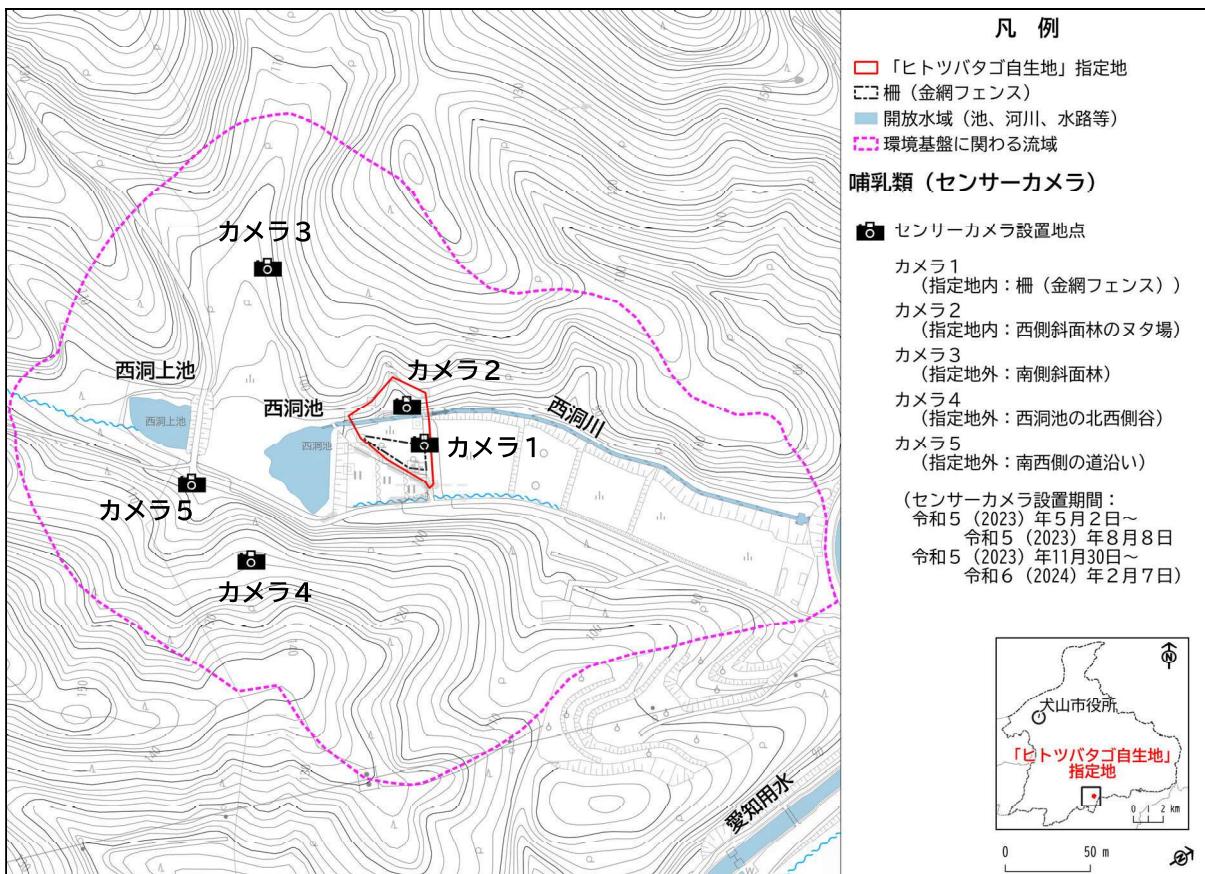
令和5（2023）年5月2日～8月8日、同年11月30日～令和6（2024）年2月7日にセンサーモーションカメラを設置し調査したところ、本自生地で確認した哺乳類は5科6種である。ヒツバタゴ自生地ではイノシシ、ノウサギ、キツネの3種を確認したが、ヒツバタゴの個体や生育地に影響を及ぼす行動、果実を食する行動等は確認されていない。

表3-35 ヒツバタゴ自生地及びその周辺で確認した哺乳類（センサーモーションカメラによる）

分類	科名	種名	センサーモーションカメラ						確認状況	
			1	2	3	4	5	合計	指定地内	指定地外
哺乳類	ウサギ科	ノウサギ		2				2回 18回	○	○
	イヌ科	タヌキ					2	2回 17回		○
		キツネ	1				9 41	10回 42回		○
	イタチ科	イタチ属					2 1	2回 1回		○
	イノシシ科	イノシシ	16 2	10	1		2	27回 5回	○	○
	ウシ科	カモシカ						-		○
	-	種不明	5 2		1	1 2	14 28	21回 32回		
計	4科 5科	5種 6種	2種 3種	2種 0種	1種 0種	1種 3種	3種 4種	1回目) 5回目) 2回目)	5月2日～8月8日 11月30日～2月6日	

注) 表中の数字は撮影回数（上段は1回目、下段は2回目：連写回数を除く）を示す。カメラ1・2は指定地内。

科名、種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和5（2023）年12月5日更新）」に従った。



### 【昆虫類】

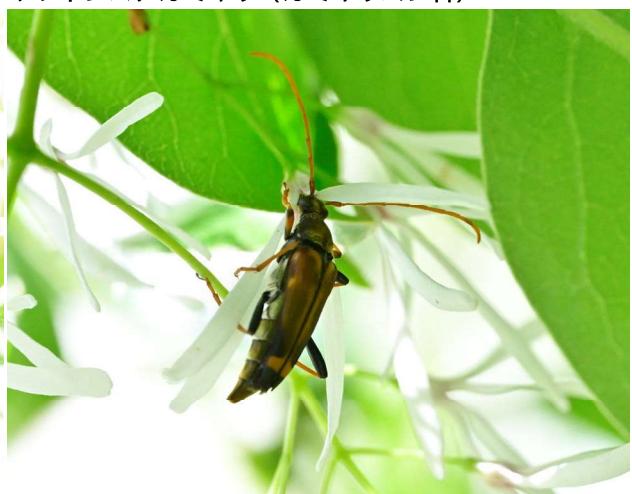
令和5（2023）年5月2日と8月8日に現地調査を行ったところ、ヒトツバタゴ自生地及びその周辺で確認した昆虫類は10目52科85種である。ヒトツバタゴの開花期にはコウチュウ目の数種が吸蜜、花粉摂食により花を利用する様子を確認したが、利用状況は少ない。また、夏季には幹や枝葉でカマキリ目、カムシ目、コウチュウ目、ハチ目、チョウ目を確認したが、ヒトツバタゴに目立った食害はなく、大きな影響を与える昆虫類は特に確認されていない。

コアオハナムグリ（コガネムシ科）



（撮影：令和5（2023）年5月2日）

ヤツボシハナカミキリ（カミキリムシ科）



（撮影：令和5（2023）年5月2日）

写真3-8 ヒトツバタゴの花を利用した昆虫類

### 3. 人との関わり

#### 3.1 利用状況

##### (1) 見学

###### ① 開花時期（4月下旬～5月中旬）

花が満開となる5月上旬から中旬にかけて多くの愛好家が見学・撮影に訪れている。

ヒトツバタゴ自生地へのアクセス道路は道幅が狭く、車のすれ違いが困難な状態であり、また自生地周辺には駐車場がないことから、自生地から徒歩5分程離れた愛知用水の管理用地を見学者用の臨時駐車場として開設している。

また、地元の犬山市立池野小学校の児童が、開花にあわせてヒトツバタゴの学習と自生地の見学に訪れている。



出典) 令和元年度ヒトツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書（令和2（2020）年3月）  
写真3-9 指定地に訪れた見学者（撮影：令和元（2019）年5月15日）

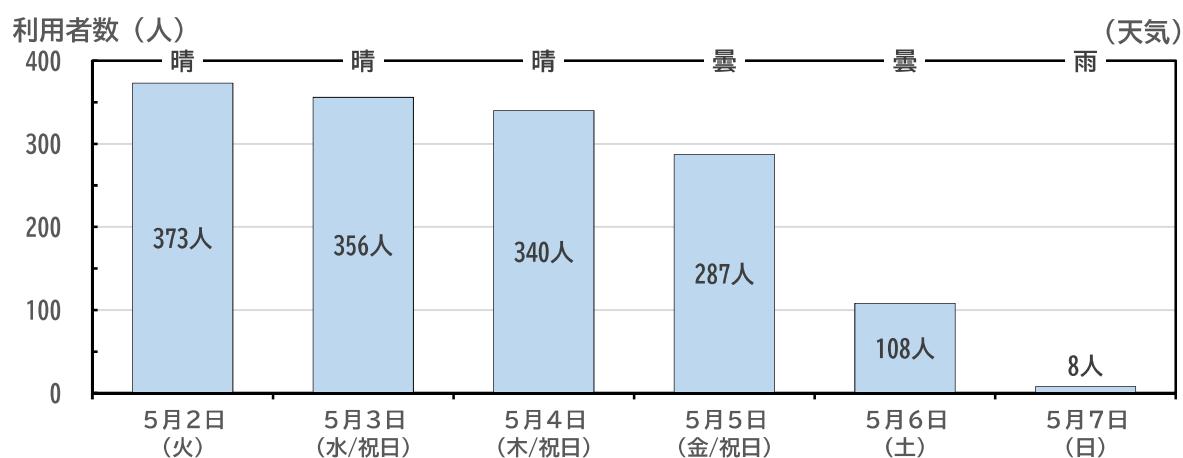


図3-27 開花期における利用者数（現地調査：令和5（2023）年5月2日～5月7日）

## ② 春、秋時期

西洞地区周辺には、尾張三山（本宮山、尾張富士、白山（小牧市））があり、ヒトツバタゴ自生地はハイキングコースとして利用されている。春や秋の気候の良い時期には、多くのハイカーがヒトツバタゴ自生地を訪れる。

### （2）観光資源（散策）

犬山市観光協会のホームページでは、本宮山散策ガイドマップとして、ヒトツバタゴ自生地付近を通過して本宮山へ向かう散策コース（山道・未舗装道路）が紹介されている。



出典) 本宮山散策ガイドマップより抜粋（犬山市観光情報ホームページ、<https://inuyama.gr.jp/map/pamphlet>）（令和5（2023）年1月25日視認）

図3-28 本宮山散策ガイドマップ（一部抜粋）

## 3.2 景観

ヒトツバタゴ自生地は、開花期に見学者が多数訪れ、満開の花が撮影対象となっている。遠方からは視認できることから、ほとんどは近景が対象である。

春季の様子



(撮影：平成 29（2017）年 5月 18 日)

秋季の様子



(撮影：平成 29（2017）年 11月 15 日)

出典) 平成 29 年度ヒツバタゴ自生地管理業務委託実施報告書 (平成 30 年 3 月)

写真 3-10 本自生地の季節変化

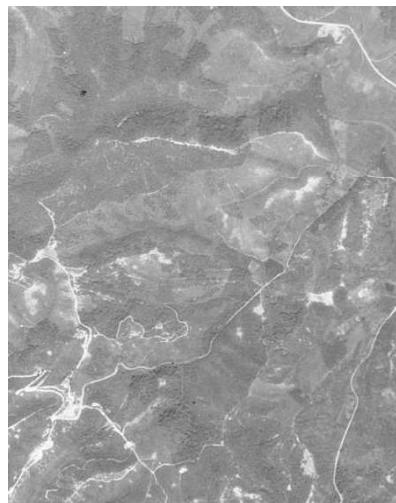
### 3.3 土地利用の変遷

登記簿や公図等によると、犬山市ヒツバタゴ自生地は昭和初期には山林、自生地以北は昭和初期から水田として利用されてきた。南側のため池は明治時代に表示登記され、地元住民の入会地として耕作に利用されたものである。

航空写真を比較してみると、自生地周辺は古くより広範囲に林地として利用され、環境が維持されてきたことがわかる。昭和 23（1948）年から昭和 51（1976）年頃には、斜面に伐採跡地又は低木・草地とみられる環境が目立ち、昭和 62（1987）年以降は、ほとんどが植林又は広葉樹林が成長した林地となっている。

一方、自生地のある谷部では、昭和 43（1968）年度に県砂防事業により西洞川が整備されている。周辺の水田は平成 11（1999）年に圃場整備が行われ、一部がヒツバタゴの苗木の栽培に利用されているが、令和 4（2022）年度現在は、ほとんどの農地が休耕地となっている。

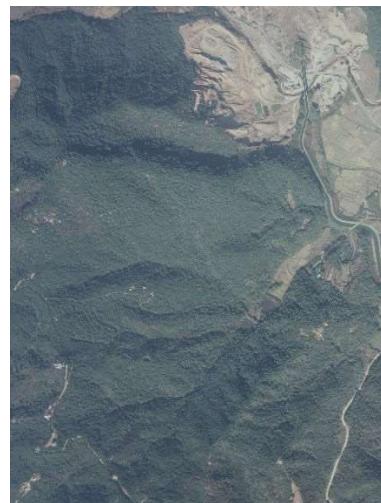
昭和 23（1948）年



昭和 36（1961）年



昭和 51（1976）年

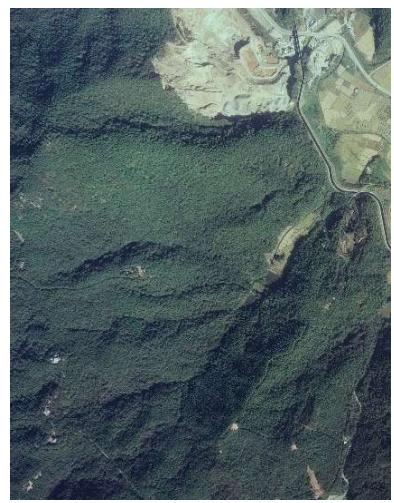


撮影：昭和 23（1948）年 8月 7日（国土地理院）

撮影：昭和 36（1961）年 5月 6日（国土地理院）

撮影：昭和（1976）年 11月 3日（国土地理院）

昭和 62（1987）年



平成 20（2008）年



撮影：昭和 62（1987）年 10月 22日（国土地理院）

撮影：平成 20（2008）年 8月 4日（国土地理院）

出典） 地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院ウェブサイト <https://maps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>）（令和 5（2023）年 1月 25 日視認）  
図 3-29 空中写真で見た指定地の経年変化

### 3.4 指定地域に係る法令・規則等

犬山市では、令和5（2023）年に「都市計画マスタープラン」の改定及び「緑の基本計画」の策定を行った。緑の基本計画は、都市緑地法に基づく計画で、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することを目的として、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めるものであり、本自生地は、緑が持つ環境保全機能、景観形成機能として位置付けられている。

令和5（2023）年に改定した「犬山市景観計画」では、市全域を対象とした景観法に基づく景観計画で、本自生地は、景観特性により、里山や森林が大部分を占める市東部に広がる丘陵地（東部丘陵・里山地域）に区分されている。

また、本自生地一帯は、飛騨木曽川国定公園に指定されている。

指定地域に係る法律及び条例を以下に示す。

表3-3 6 指定地域に係る法律及び条例（1/3）

名称	内容
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法（昭和25（1950）年5月30日法律第214号）は、文化財の保存と活用を図り、国民の文化的向上、世界文化の進歩に貢献することを目的としている。</li> <li>・本自生地は天然記念物に指定されており、現状の変更等を行う場合には、原則として許可を要する。</li> </ul>
自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法（昭和32（1957）年6月1日法律第161号）は、優れた風景地等を指定し、自然景観の保護と適正な利用を推進するための公園計画や行為規制等を定めた法律である。公園計画には、自然景観の維持のため特別地域と普通地域に区分され、本自生地は第3種特別地域に区分されている。</li> </ul>
特別地域： 届出が必要な行為	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 次の基準を超える工作物の新・改・増築             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物：高さ13m又は延べ面積2,000m<sup>2</sup></li> <li>2. 送水管：長さ70m、3. 鉄塔：高さ30m、4. 船舶の係留施設：長さ50m</li> <li>5. ダム：高さ20m、6. 鋼索鉄道：延長70m、</li> <li>7. 索道：長さ600m又は高低差200m、8. 別荘地用道路：幅員2m</li> <li>9. 戯遊施設（建築物以外）：高さ13m又は水平投影面積1000m<sup>2</sup></li> <li>10. 太陽光発電施設：同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1000m<sup>2</sup></li> </ol> </li> <li>2) 木竹の伐採、鉱物の掘採、土石の採取等</li> <li>3) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること</li> <li>4) 広告物等の掲出、設置又は工作物等への表示</li> <li>5) 水面の埋立、干拓</li> <li>6) 鉱物の掘採、土石の採取</li> <li>7) 土地の形状変更</li> <li>8) 高山植物その他指定植物の採取・損傷</li> <li>9) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩変更</li> </ol>
愛知県鳥獣保護区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地周辺は特定猟具使用禁止区域（銃猟）「犬山特定猟具使用禁止区域」に指定されている。</li> <li>・狩猟に伴う特定猟具による危険予防のため、特定猟具による狩猟を禁止又は制限している。</li> </ul>

表3-3 6 指定地域に係る法律及び条例（2/3）

名称	内容
自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48（1973）年愛知県条例第3号）は、愛知県に生息、または生育する希少野生動植物を保護するため、個体の取扱いに関する規制及び生息地等の保護回復のための措置等について必要な事項を定めた条例である。</li> <li>・条例では、保護対象として特に保護を図るものと「指定希少野生動植物」に指定している。</li> </ul>
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16（2004）年法律第78号）（以下「外来生物法」という）は、特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除用措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系、人の生命もしくは身体、農林水産業に係る被害を防止することを目的とした法律である。</li> <li>・特定外来生物は、外来生物のうち生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来生物を政令で指定したものであり、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入が原則として禁止されている。</li> </ul>
土砂災害防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12（2000）年法律第57号）は、土砂災害から住民の命を守るために、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進を目的とした法律である。本自生地の周辺には、以下の指定2件がある。</li> </ul>
崩壊土砂流出危険地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山腹の崩壊または地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、災害が発生するおそれのある地区</li> <li>・指定地の上流側一帯が指定されている。</li> </ul>
土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害のおそれがある区域</li> <li>・指定地の谷の源流部（一部）が指定されている（犬山市字倉曾洞）。</li> </ul>
土砂災害特別警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域</li> <li>・指定地の谷の源流部（一部）が指定されている（犬山市字倉曾洞）。</li> </ul>

表3-3 6 指定地域に係る法律及び条例（3/3）

名称	内容
砂防法	<p>・砂防法（明治 30（1897）年 3月 30 日法律 29 号、最終改正：令和 4（2022）年 6 月 17 日法律第 683 号）は、砂防施設等に関する事項を定めた法律である。砂防指定地を定め、特定の行為が制限されている。本自生地は砂防指定地に区分されている。</p> <p>1) 次の基準を超える行為</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 砂防設備に工作物その他の物件又は施設を設け、継続して砂防設備を使用する行為面積 1000 m<sup>2</sup></li> <li>2. 河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいう。）に流入するおそれのある場所に、土石、砂れきその他これらに類するものをたい積し、又は投棄する行為送水管：長さ 70m</li> <li>3. 立竹木を伐採し、又は樹根を採取する行為：面積 1000 m<sup>2</sup>超</li> <li>4. 竹木を滑下又は地引きにより運搬する行為</li> <li>5. 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為をする行為：砂防設備から 2m 以内、掘削深 2m 以上、かつ掘削面積 1000 m<sup>2</sup>以上、砂防設備から 2m 以内、盛土法面高 1m 以上、又は切土法面高 2m 以上、かつ盛土、又は、切土面積が 1000 m<sup>2</sup>以上</li> <li>6. 土石若しくは砂れきを採取し、又は鉱物を採掘する行為</li> <li>7. 芝草を掘り取る行為</li> </ol>
森林法	<p>・森林法（昭和 26（1951）年 6 月 26 日法律 249 号、最終改正：令和 4（2022）年 6 月 17 日法律第 68 号）は、森林計画に関する事項を定めた法律である。保安林等を定め、特定の行為（立木の伐採、土地の形質変更等）が制限されている。本自生地に關係する流域内には保安林は指定されていない。</p>
景観法	<p>・景観法（平成 16（2004）年 6 月 18 日法律第 110 号）は、日本の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境創造及び個性的で活力ある地域社会実現を図ることを目的としている。</p> <p>・犬山市では、「犬山市景観計画」（平成 20（2008）年、令和 5（2023）年改訂）において、市全域を対象とした景観法に基づく「景観計画」を策定している。</p> <p>・指定地は、景観特性により、里山や森林が大部分を占める市東部に広がる丘陵地（東部丘陵・里山地域）に区分されている。</p> <p>・東部丘陵ゾーンの良好な景観形成に関する方針：緑豊かな森林や里山、入鹿池等に代表される自然が、いつまでも美しく映え、地域の財産となるよう、各種の法制度等を活用して守り育む。</p>